

第3章

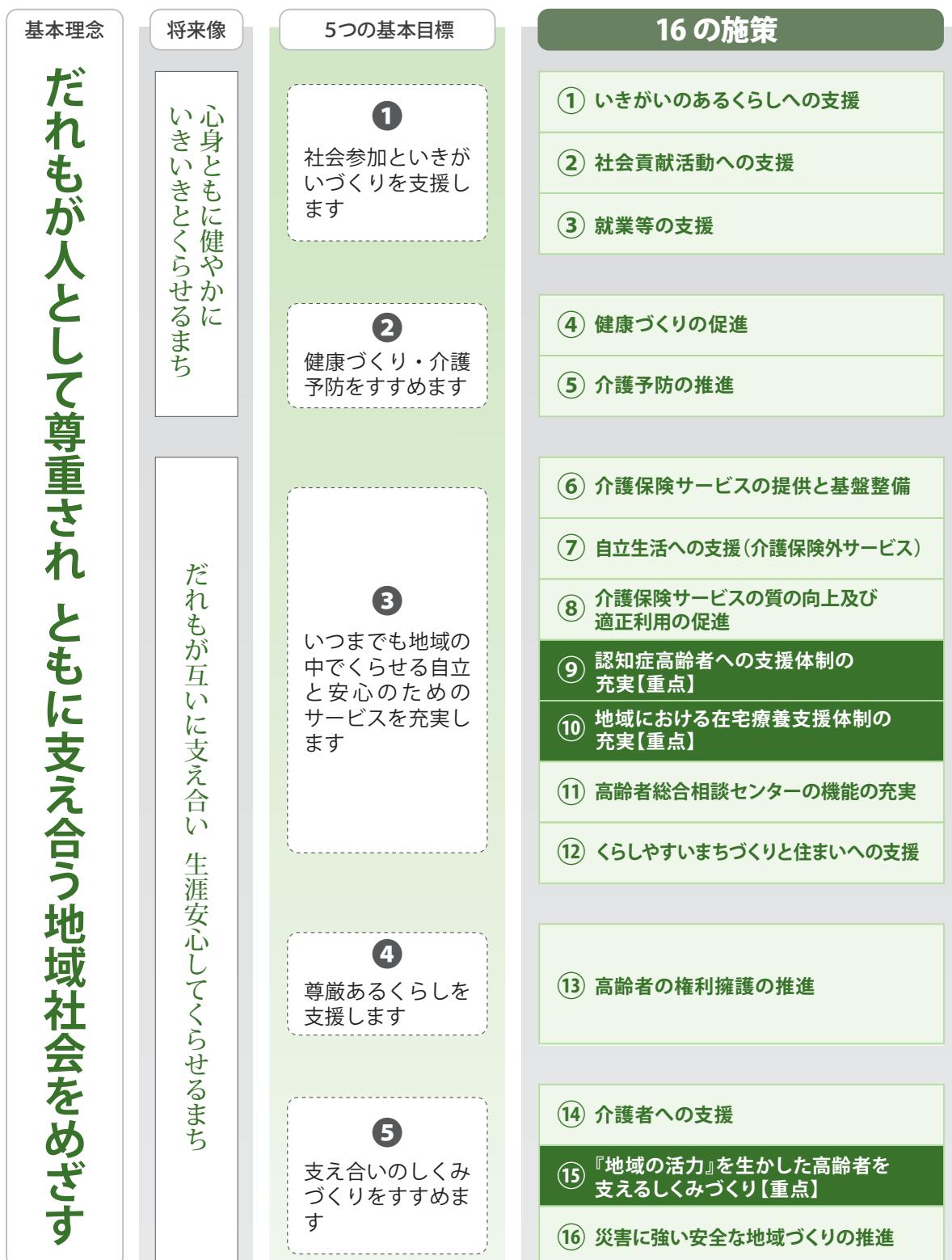
高齢者保健福祉 施策の推進

第3章 高齢者保健福祉施策の推進



第1節

高齢者保健福祉施策の体系



施策別事業一覧

◎:主な事業 ○:関係団体による事業 (☆):新規事業

基本目標1 社会参加といきがいづくりを支援します

施策1 いきがいのあるくらしへの支援

.....P56

- ◎1 高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備
- ◎2 高齢者クラブへの支援・助成
- ◎3 敬老会
- ◎4 高齢者福祉大会
- ◎5 生涯学習フェスティバル
- ◎6 区民プロデュース支援事業
- ◎7 コミュニティスポーツ大会
- 8 ライフアップ講座
- 9 ふれあい・いきいきサロン

施策2 社会貢献活動への支援

.....P62

- ◎1 高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備(再掲)
- ◎2 介護支援ボランティア・ポイント事業
- ◎3 高齢者福祉活動事業助成等
- ◎4 生涯学習・地域人材交流ネットワーク制度の整備
- ◎5 高齢者クラブによる見守り活動
- 6 ボランティア・市民活動センターの地域活動支援事業

施策3 就業等の支援

.....P67

- ◎1 障害者、高齢者、若年非就業者等に対する総合的な就労支援
- ◎2 シルバー人材センターへの支援

新規事業：第6期計画から新たにスタートする事業

再掲：複数の施策にまたがる事業

施策別事業一覧

◎:主な事業 ○:関係団体による事業 (☆):新規事業

基本目標2 健康づくり・介護予防をすすめます**施策4 健康づくりの促進**

.....P72

- ◎1 健康診査
- ◎2 がん検診
- ◎3 健康相談
- ◎4 健康教育
- ◎5 健康手帳の交付
- ◎6 女性の健康支援
- ◎7 骨粗しょう症予防検診
- ◎8 歯科健康診査
- ◎9 歯科衛生相談(専門相談)
- ◎10 口腔ケア推進事業 (☆)
- ◎11 60歳からのこころとからだのメンテナンス講座
- ◎12 精神保健相談(うつ専門相談を含む)
- ◎13 精神保健講演会
- ◎14 普及啓発用リーフレット作成
- ◎15 元気館事業の推進
- ◎16 いきいきウォーク新宿
- ◎17 いきいきハイキング
- ◎18 ふれあい入浴
- ◎19 湯ゆう健康教室
- ◎20 団体等と連携したスポーツ普及事業 (①健康ウォーキング②夏休みラジオ体操)
- ◎21 新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン
- 22 レガス健康づくり事業(レガスボ！)

施策5 介護予防の推進

.....P80

- ◎1 介護予防ケアプラン作成
- ◎2 予防給付ケアマネジメントの質の向上
- ◎3 パワーアップ高齢者(二次予防事業対象者)把握事業
- ◎4 介護予防把握事業 (☆)
- ◎5 パワーアップ高齢者(二次予防事業対象者)介護予防教室
- ◎6 介護予防短期集中サービス (☆)
- ◎7 介護予防普及啓発事業(一般高齢者普及啓発事業)
- ◎8 認知症・うつ・閉じこもり予防事業
- ◎9 地域介護予防活動支援事業
- ◎10 介護予防事業の評価
- ◎11 口腔ケア推進事業 (☆)(再掲)

施策別事業一覧

◎:主な事業 ○:関係団体による事業 (☆):新規事業

基本目標3 いつまでも地域の中でくらせる自立と安心のためのサービスを充実します

施策6 介護保険サービスの提供と基盤整備

.....P86

- ◎① 介護保険サービス
- ◎② 特別養護老人ホームの整備
- ◎③ 地域密着型サービスの整備
- ◎④ ショートステイの整備
- ◎⑤ 医療介護支援
- ◎⑥ 特別養護老人ホームの入所調整
- ◎⑦ 地域密着型サービス事業者の指定

施策7 自立生活への支援(介護保険外サービス)

.....P91

- ◎① 配食サービス
- ◎② 理美容サービス
- ◎③ 寝具乾燥消毒サービス
- ◎④ 回復支援家事援助サービス
- ◎⑤ 高齢者おむつ費用助成
- ◎⑥ 補聴器・杖の支給
- ◎⑦ 高齢者緊急通報システム
- ◎⑧ 高齢者火災安全システム
- ◎⑨ 自立支援住宅改修・設備改修費・日常生活用具購入費助成事業
- ◎⑩ 通所サービス利用者の食費助成
- ◎⑪ 老人性白内障特殊眼鏡等の費用助成
- ◎⑫ 徘徊高齢者探索サービス
- ◎⑬ 認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業

施策8 介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進

.....P96

- ◎① 介護保険サービス事業者協議会への支援
- ◎② 介護保険サービス事業所向け研修(新宿ケアカレッジ)
- ◎③ 介護福祉士資格取得費用助成事業
- ◎④ 福祉サービス第三者評価の受審費用助成
- ◎⑤ 介護保険サービス事業所表彰制度
- ◎⑥ 介護保険サービスに関する苦情相談
- ◎⑦ 介護給付適正化の推進
- ◎⑧ 介護保険サービス事業者に対する指導検査
- ◎⑨ 介護保険制度の趣旨普及
- ◎⑩ 介護モニターリング制度
- ◎⑪ 「しんじゅく介護の日」の開催

施策9 認知症高齢者への支援体制の充実

.....P101

- ◎1 認知症センター推進事業(認知症センターの活動拠点の整備)
- ◎2 認知症・もの忘れ相談
- ◎3 認知症介護者支援事業
- ◎4 認知症講演会
- ◎5 若年性認知症講演会
- ◎6 認知症普及啓発用パンフレット等作成
- ◎7 高齢者総合相談センターでの認知症高齢者への支援
- ◎8 徘徊高齢者探索サービス(再掲)
- ◎9 徘徊高齢者等緊急一時保護事業
- ◎10 認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業(再掲)
- ◎11 認知症医療・地域福祉連携強化事業
- ◎12 認知症センター養成講座
- ◎13 普及啓発用リーフレット作成(再掲)
- ◎14 精神保健相談(うつ専門相談を含む) (再掲)
- ◎15 認知症ケアパスの作成・普及

施策10 地域における在宅療養支援体制の充実

.....P113

- ◎1 在宅医療ネットワークの構築 (☆)
- ◎2 かかりつけ医機能の推進
- ◎3 かかりつけ歯科医機能の推進
- ◎4 緊急一時入院病床の確保
- ◎5 訪問看護ステーション連携促進 (☆)
- ◎6 訪問看護ステーション人材確保
- ◎7 地域連携推進事業
- ◎8 摂食嚥下機能支援事業
- ◎9 在宅医療相談窓口の運営
- ◎10 病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修
- ◎11 介護職員の看護小規模多機能型居宅介護での実習研修 (☆)
- ◎12 在宅療養に対する理解促進
- ◎13 がん患者・家族のための支援講座
- ◎14 在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業
- ◎15 在宅復帰リハビリテーション連携事業
- ◎16 ケアマネジャーとかかりつけ医等との交流会

施策 11 高齢者総合相談センターの機能の充実

.....P124

- ◎1 高齢者総合相談センターの機能強化
- ◎2 認知症・もの忘れ相談(再掲)
- ◎3 認知症介護者支援事業(再掲)
- ◎4 高齢者総合相談センターでの認知症高齢者への支援(再掲)
- ◎5 認知症サポーター養成講座(再掲)
- ◎6 在宅復帰リハビリテーション連携事業(再掲)
- ◎7 ケアマネジャーとかかりつけ医等との交流会(再掲)
- ◎8 法テラス東京との協働連携
- ◎9 虐待防止の推進
- ◎10 介護者講座・家族会
- ◎11 介護予防ケアプラン作成(再掲)
- ◎12 ケアプラン評価会の開催
- ◎13 ケアマネジャーネットワークへの支援
- ◎14 地域ケア会議の開催 (☆)
- ◎15 高齢者見守り支え合い連絡会の開催

施策 12 くらしやすいまちづくりと住まいへの支援

.....P136

- ◎1 ユニバーサルデザイン・ガイドラインの推進
- ◎2 人にやさしい建築物づくり
- ◎3 建築物等耐震化支援事業
- ◎4 細街路の拡幅整備
- ◎5 道路のバリアフリー化
- ◎6 鉄道駅のバリアフリー化
- ◎7 みんなで考える身近な公園の整備
- ◎8 清潔できれいなトイレづくり
- ◎9 区営住宅の管理運営
- ◎10 シルバーピアの管理運営
- ◎11 都市型軽費老人ホーム建設事業助成等
- ◎12 支援付き高齢者住宅の整備
- ◎13 住宅相談
- ◎14 高齢者等入居支援
- ◎15 住み替え居住継続支援
- ◎16 ワンルームマンション条例

施策別事業一覧

◎:主な事業 ○:関係団体による事業 (☆):新規事業

基本目標4 尊厳ある暮らしを支援します

施策 13 高齢者の権利擁護の推進

.....P144

- ◎① 成年後見制度の利用促進
- ◎② 成年後見審判請求事務等
- ◎③ 虐待防止の推進(再掲)
- ◎④ 老人福祉施設への入所等措置
- ◎⑤ 悪質商法被害防止ネットワーク
- ◎⑥ 消費者講座
- ◎⑦ 高齢者の権利擁護の普及啓発
- ◎⑧ 高齢者の権利擁護ネットワークの構築・運営
- ⑨ 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)

施策別事業一覧

◎:主な事業 ○:関係団体による事業 (☆):新規事業

基本目標5 支え合いのしくみづくりをすすめます

施策 14 介護者への支援

.....P153

- ◎① 介護者講座・家族会(再掲)
- ◎② 介護者講座や家族会への参加支援
- ◎③ 認知症介護者支援事業(再掲)
- ◎④ 認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業(再掲)
- ◎⑤ 高齢者緊急ショートステイ事業
- ◎⑥ 家族介護慰労金の支給
- ◎⑦ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
- ◎⑧ 男性の育児・介護サポート企業応援事業

施策 15 『地域の活力』を生かした高齢者を支えるしくみづくり

.....P160

- ◎① 地域安心カフェの展開
- ◎② 民生委員・児童委員による相談活動
- ◎③ 高齢者の孤独死防止に向けた取組の推進
- ◎④ 高齢者見守り支え合い連絡会の開催(再掲)
- ◎⑤ 認知症ケアパスの作成・普及(再掲)
- ◎⑥ 地域ケア会議の開催 (☆)(再掲)
- ◎⑦ 生涯学習・地域人材交流ネットワーク制度の整備(再掲)
- ◎⑧ NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進
- ◎⑨ ふれあい訪問・地域見守り協力員事業
- ◎⑩ ちよこっと困りごと援助サービス
- ◎⑪ 介護支援ボランティア・ポイント事業(再掲)
- ◎⑫ 高齢者見守り登録事業
- ⑬ 暮らしのサポート事業
- ⑭ ふれあい・いきいきサロン(再掲)

施策 16 災害に強い安全な地域づくりの推進

.....P171

- ◎① 災害時要援護者対策の推進
- ◎② 災害時要援護者名簿の活用
- ◎③ 在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業(再掲)

施策ごとの指標の設定

本計画では、施策ごとに、進捗状況（成果）を評価し、達成状況を把握するため指標（数値目標）」を設定しています。

※平成25年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査結果は、(○○調査)と表記しています。

施策	指標	現状 (平成25年度)	目標 (平成29年度)
1. いきがいのあるくらしへの支援	ことぶき館・地域交流館の利用登録者数	5,572人	6,000人
2. 社会貢献活動への支援	地域活動参加者の割合（一般高齢者調査）	25.8%	30%
3. 就業等の支援	シルバー人材センターの受託件数	11,994件	14,400件
4. 健康づくりの促進	健康と回答した高齢者の割合 (主観的健康観／一般高齢者調査)	74.8%	76%
	特定健康診査受診率の向上	33.0%	50%
	80歳で20本以上の歯を持つ人の割合	59.4%	65%
5. 介護予防の推進	介護予防に関心のある高齢者の割合 (一般高齢者調査)	80.6%	85%
	地域の高齢者施設（シニア活動館・地域交流館等）で「新宿いきいき体操サポートー」を中心 に介護予防体操に取り組む団体数（累計）	8団体	18団体
	新宿いきいき体操サポートー登録者数	240人	300人
6. 介護保険サービスの提供 と基盤整備	在宅生活の継続意向 (要支援・要介護認定者調査)	85.6%	88%
7. 自立生活への支援（介護 保険外サービス）	健康や福祉サービスに関する情報量の充実度 (要支援・要介護認定者調査)	41.4%	45%
8. 介護保険サービスの質の 向上及び適正利用の促進	介護保険サービスの総合的な利用満足度（無 回答を除く「満足」「おおむね満足」の割合） (要支援・要介護認定者調査)	87.6%	90%
9. 認知症高齢者への支援 体制の充実	認知症サポートー養成数（累計）	8,887人	13,000人 (各年1,000人)
	認知症高齢者に関する対応力を向上する研修 を受講したかかりつけ医の実人数	50人	60人
10. 地域における在宅療養 支援体制の充実	ケアマネジャーが主治医との連携について 「連携がとれている」又は「おおむね連携が とれている」と回答した割合（ケアマネジャー 調査）	67.6%	75%
	在宅療養支援診療所における合計診療患者実 人数（在宅療養支援診療所等に係る報告書に に基づく）	4,739人	6,500人
11. 高齢者総合相談センター の機能の充実	高齢者総合相談センターの認知度（要支援・ 要介護認定者調査）	名称：44.5% 機能：35.9% 場所：36.8%	名称：50% 機能：50% 場所：50%
12. くらしやすいまちづくり と住まいへの支援	現在の住まいに対して特に不便や不安を感じ ることはない人の割合（一般高齢者調査）	41.6%	45%
	住宅住み替え相談における65歳以上の成約件 数	23件	25件
13. 高齢者の権利擁護の推進	新宿区成年後見センターの認知度 (一般高齢者調査)	14.8%	35%
14. 介護者への支援	介護者講座・家族会参加者数	479人	600人
15. 『地域の活力』を生かし た高齢者を支えるしくみ づくり	地域のつながり（住民同士の助け合い・支え 合いなど）が必要だと回答した高齢者の割合 (一般高齢者調査)	57.6%	65%
16. 災害に強い安全な地域 づくりの推進	災害時要援護者名簿の新規登録者数	389人	300人
	家具類の転倒防止等対策実施率	約40%	60%

施策ごとのページの見方(例)

施策 1

いきがいのあるくらしへの支援

施策1の概要や目的が記載してあります。

現 状

- ・施策の取組状況が記載してあります。
- ・関連する「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果も記載してあります。

課 題

- ・取組上の課題が記載してあります。

取組の方向性

- ・取組の方向性が記載してあります。

施策を支える事業

■事業ごとに「目標値」を掲げています。(事業の性質上、数値目標がなじまないものは「—(ハイフン)」で表記しています)

- ・主な事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
事業名 ※二次 担当課名	事業の内容	現状	目標

- ・関係団体による事業

上記と同様

■事業名の「※二次」は、新宿区第二次実行計画(平成24~27年度)の対象事業です。

指 標

- ・施策ごとに設定した「指標」を掲げています。

指 標 名	現状 (平成25年度)	目標 (平成29年度)
指標とする項目内容	現状	目標

第2節

基本目標1

社会参加といきがいづくりを支援します

施策1

いきがいのあるくらしへの支援

高齢者が地域の中でいきいきと活躍し、幅広く交流するための活動の場を整備します。

また、区民による自主活動への支援や、社会参加の機会につながる講座やイベント等を開催することにより、多様なニーズを抱える高齢者がいきがいをもって暮らせる環境づくりを進めます。

現状**高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備**

■区では、高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点として、平成20年度から高齢者のライフスタイルやニーズの多様化などに対応するため、ことぶき館をシニア活動館や地域交流館に機能転換し、整備しています。平成26年度末には、シニア活動館4館、地域交流館14館が整備され、平成27年度に新たに1館が地域交流館として運営を開始します。シニア活動館は50歳以上、地域交流館は60歳以上の方を対象とし、指定管理者制度を活用した運営により、介護予防やいきがいづくり等の講座を開催したり、団体活動支援を行っています。

イベント・講座等の開催

■高齢者のふれあいのきっかけやいきがいづくりのために、シニア活動館や地域交流館において、指定管理者が様々な講座を開催しています。また、区では長寿を祝う敬老会の開催、日頃の活動の発表の場としての高齢者福祉大会、外出機会と仲間づくり、健康づくりのためのいきいきハイキング等を実施しています。

■生涯学習の分野では、多様なニーズに対応した定期的な学習機会と仲間づくりの場の提供を目的としたライフアップ講座や、日頃の文化芸術活動の発表の場として生涯学習フェスティバルを開催しています。また、生涯学習館等で活動する区内自主活動団体が企画する区民向け講座・イベントの支援を行う区民プロデュース支援事業を実施しています。

■ライフアップ講座については、平成23年度には41講座開催し1,559人が参加しましたが、ニーズ把握によるプログラムの見直し及び人気の高い講座の継続開催等の工夫を行い、平成25年度には18講座で2,288人に増加しました。また、生涯学習フェスティバルでは、

平成24年度に陶芸展を追加しました。出展・出演者は平成24年度の3,274人から平成25年度は2,922人になり、若干減少しています。

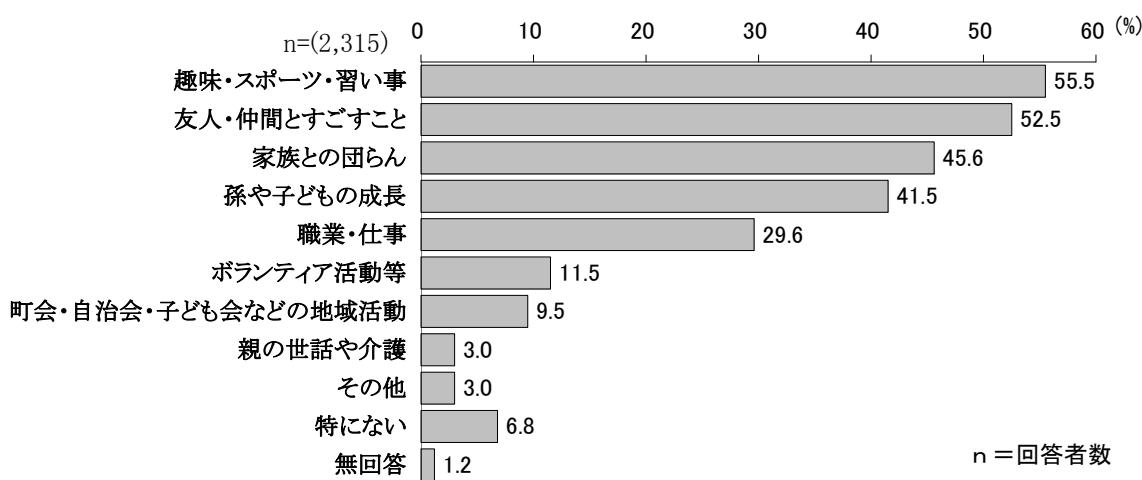
自主活動の状況

- シニア活動館、地域交流館、生涯学習館等では、多くの自主活動団体が登録し、活動しています。
- 新宿区社会福祉協議会が立ち上げや運営を支援している「ふれあい・いきいきサロン」は、外出機会の少ない高齢者・障害者・子育て中の方など地域に住む住民同士の情報交換や多世代交流、子育て中の不安解消などを目的に開かれています。
- 「ふれあい・いきいきサロン」では、支援サロン数が年々増加しており、それに伴って参加者も増加しています。平成25年度末時点では60サロン、平成26年度には65サロンになる予定です。
- 高齢者クラブは、平成25年度末時点、123クラブ、会員6,540名となっており、区ではこれらのクラブへの活動費用の助成や運営支援を行っています。

平成25年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果では・・・

★いきがいを感じること（複数回答）

一般高齢者



「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果によれば、一般高齢者でいきがいを感じる割合は、「特になし」が6.8%となっており、9割以上の方が何らかのいきがいを感じています。今後とも少子高齢化が進展していく中で、高齢者も地域を支える大切な一員です。高齢者のいきがい活動が地域活動の活性化につながるよう、活動拠点や参加の機会づくりを考えていく必要性がうかがえます。

課題

建物の老朽化への対応

- 地域交流館やシニア活動館などのいきがいづくりの拠点整備について、建物の老朽化が進む中、建物の維持管理の方法や運営方法について検討をしていく必要があります。

参加者ニーズの把握

- 敬老会やいきいきハイキング等、参加者が横ばい、又は減少している事業も一部見られることから、区民ニーズを把握し、魅力ある内容にしていく必要があります。また、生涯学習フェスティバルにおける出展・出演者についても一部減少している状況があることから、既に活動している区民やイベント・講座等への参加者のニーズを把握するなど、内容等を工夫する必要があります。

参加者・活動者の減少

- 「ふれあい・いきいきサロン」は、サロン数が年々増加している一方で、既存サロンでは参加者・活動者の減少や、運営する活動者の高齢化等により休止に至るサロンもあり、活動を継続するための運営支援を行っていく必要があります。
- 高齢者クラブなど区内で活動する自主活動団体等についても、高齢化等により参加者が減少する傾向があり、活動を活性化するために支援する必要があります。

取組の方向性

機能転換等による拠点整備の継続実施

- 高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備については、ボランティアなど社会貢献活動の拠点とする新たな機能を加えた「シニア活動館」と、地域での仲間づくりや介護予防などに取り組む場となる「地域交流館」への機能転換による拠点整備を継続して実施していきます。

各種事業の充実による参加促進

- いきがいのある暮らしにつながるイベント・講座等として、敬老会や生涯学習フェスティバル、ライフアップ講座等の各種事業の内容を充実させながら継続実施します。内容については、区民ニーズを把握し、話題性のある演目の実施や、より興味の持てる趣味や仲間づくりの講座等を、区民との協働等も取り入れながら実施していきます。

自主活動への継続的支援

- 新宿区社会福祉協議会が立ち上げや運営を支援している「ふれあい・いきいきサロン」については、既存サロンへの定期的な訪問及び聞き取りによる実態把握をしていきます。活動者のスキルアップを目的とした各種講座の受講の推奨、年1回の連絡会の開催によるネットワークづくり等の継続的な活動のための支援を行っていきます。
- 高齢者クラブの継続的活動のために、周知への協力や活動内容の充実に向けた支援、立ち上げにおける運営方法への助言等ができる体制を強化し、会員増と活動の活性化を図ります。
- 区内で活動する自主活動団体等が実施する講座やイベント等の事業に対して、助成金の支給や会場確保、広報等の支援を行い、活動者の増加と団体の活性化を図ります。

施策を支える事業

○主な事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
高齢者の社会参加と いきがいづくりの 拠点整備 ※二次 (福祉部 高齢者福祉 課)	ことぶき館を、ボランティアなど社会貢献活動の拠点とする新たな機能を加えた「シニア活動館」と、地域での仲間づくりや介護予防などに取り組む場となる「地域交流館」に整備します。	シニア活動館 4館 地域交流館 14館	シニア活動館 4館 地域交流館 15館
高齢者クラブへの 支援・助成 (福祉部 高齢者福祉 課)	高齢者が元気でいきいきと暮らすため、自主的に組織して運営する高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会の事業費の一部を助成します。	連合会 1連合会 高齢者クラブ 123団体 6,296名	連合会 1連合会 高齢者クラブ 126団体 6,600名
敬老会 (福祉部 高齢者福祉 課)	77歳以上の高齢者を芸能などの催しに招待し、長寿を祝います。	来場者数 3,400人	来場者数 4,000人

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
高齢者福祉大会 (福祉部 高齢者福祉課)	高齢者クラブ会員及びことぶき館等の利用者が、日頃研鑽した唄や踊りを披露する発表会を、年一回開催します。	参加数 75 団体 775 人出演 来場者数 約 1,400 人	参加数 75 団体 850 人出演 来場者数 約 1,400 人
生涯学習フェスティバル (地域文化部 生涯学習 コミュニティ課)	新宿未来創造財団を通じて、生涯学習活動者の日頃の文化芸術活動の成果を発表するとともに、区民に鑑賞の場を提供します。	来場者数 延べ 7,000 人	来場者数 延べ 7,000 人
区民プロデュース 支援事業 (地域文化部 生涯学習 コミュニティ課)	新宿未来創造財団を通じて、区内で活動する自主活動団体並びに民間活動団体が企画する区民向け講座・イベント等の事業に対して支援を行うことで、団体活動の活性化と活動成果の地域還元のしくみづくりを行い、あわせて多様な区民のニーズに応えています。	支援事業数 40 事業	支援事業数 40 事業
コミュニティスポーツ 大会 (地域文化部 生涯学習 コミュニティ課)	新宿未来創造財団を通じて、区内10地区で実行委員会を組織し、子どもから高齢者まで誰もが参加できる種目により大会を実施し、地域におけるスポーツ活動の振興と地域社会の活性化を図ります。 毎年12月には、各地区大会の上位入賞者による中央大会を実施します。	参加者数 延べ 3,500 人	参加者数 延べ 3,500 人 実施種目・実施内容の充実

○関係団体による事業

事業名 (関係団体名)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
ライフアップ講座 (新宿未来創造財団)	生涯学習に対する多様なニーズに応えるため、年代・目的・目標別など多様なカテゴリーのプログラムを実施することで、定期的な学習機会を提供するとともに、新しい仲間づくりの場とします。	参加者数 延べ 3,104 人	参加者数 延べ 3,200 人
ふれあい・いきいきサロン (新宿区社会福祉協議会)	外出機会の少ない高齢者、障害者、子育て中の方など地域に住む誰もが参加できる居場所づくりの活動です。住民の方同士の情報交換、子育て中の不安解消などを目的に運営されています。サロンの立ち上げや、運営に関する相談など、サロン活動の運営支援を行います。	支援サロン 65 サロン いきいきサロン傷害保険加入者 (登録サロンへの参加者数) 23,220 人	支援サロン 75 サロン いきいきサロン傷害保険加入者 (登録サロンへの参加者数) 30,000 人

指 標

指標名	現状 (平成25年度)	目標 (平成29年度)
ことぶき館・地域交流館の利用登録者数	5,572人	6,000 人

施策2

社会貢献活動への支援

高齢者が蓄積してきた知識や経験を、ボランティア活動や地域活動といった社会貢献活動に活かせるよう支援を行います。

また、シニア活動館が社会貢献活動の拠点となって、新宿区社会福祉協議会、NPO等の多様な団体との連携により、地域人材の育成と活躍の場づくりを進めます。

現状

各種事業・活動の状況

- 介護支援ボランティア・ポイント事業では、介護保険施設等でのボランティア活動を行った際に換金又は寄付できるポイントを付与し、高齢者等がやりがいを感じながら活動できるよう支援しています。平成25年度末時点では、489名が活動登録を行っています。
- 高齢者及びその介護者が気軽に立ち寄り交流できる地域安心カフェを区内3地域で展開し、多くの区民ボランティアが活躍しています。
- 高齢者のふれあい機会と見守りのため、25年度末時点、16の食事サービスグループが高齢者福祉活動事業助成金を活用し、食事提供による見守り支援を実施しています。
- シニア活動館では、指定管理者による地域人材の育成を実施し、多くの人材が活躍しています。
- 平成24年度から開始した高齢者見守り登録事業では、新聞販売店、公衆浴場、生活協同組合、郵便局等、高齢者に身近な民間の登録事業者が、通常業務の範囲内で気づいた高齢者に関する異変を高齢者総合相談センターへ連絡するなど、高齢者を見守るしくみづくりを進めています。

住民をつなぐコーディネート機能

- 新宿未来創造財団が開発・運営しホームページ上で広く公開している登録人材検索・システム「新宿地域人材ネット¹」と連携して、登録人材の活用を進めています。
- 生涯学習活動団体の中から、広く生涯学習・生涯スポーツを指導・支援する個人や団体を登録し、人材情報、活動情報を包括的に網羅するための「人材バンク制度」の整備を進めています。人材バンク登録者が区・財団事業及び地域で実際に活動した日数に

¹ 区内で活動する生涯学習の団体や指導者と、区内で人材を探している方、活動したい方をつなぐネットワークサービス。

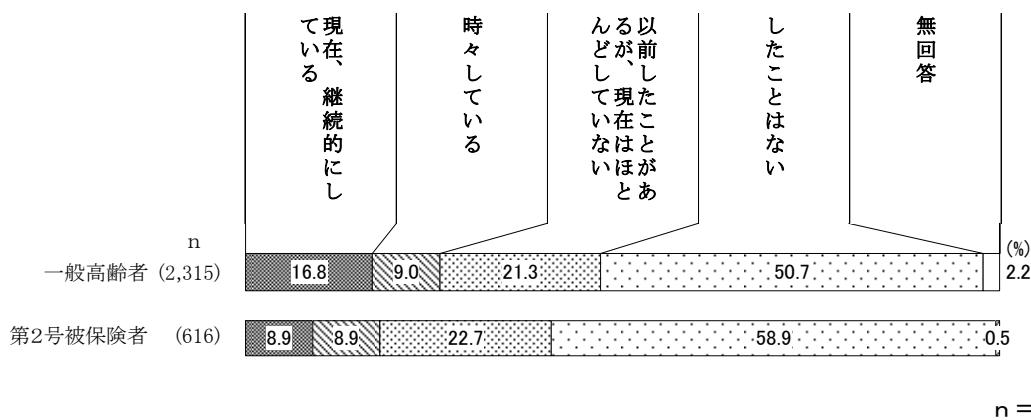
については、平成24年度の4,253日から、平成25年度は4,491日に増加しています。

- 新宿区社会福祉協議会内のボランティア・市民活動センターの地域活動支援事業では、ボランティア登録者数、登録団体数とも年々増加しています。

平成25年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果では・・・・

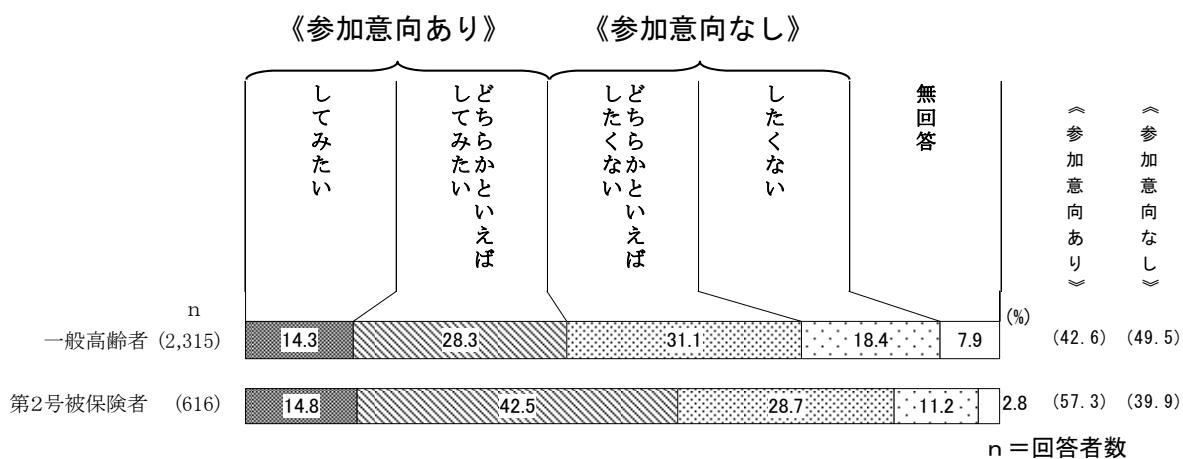
★地域活動・ボランティア活動の状況

調査間比較



★今後の地域活動・ボランティア活動への参加意向

調査間比較



「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果によれば、地域活動・ボランティア活動の状況は、一般高齢者、第2号被保険者とも、「以前したことがあるが、現在はほとんどしていない」という潜在的活動者層が2割強います。また、今後の活動の参加意向は一般高齢者より第2号被保険者のほうが高く、潜在的活動希望者層が6割弱います。

課題

地域人材の活躍の場づくり

- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果から、ボランティア活動や社会貢献活動に対して潜在的に意欲のある人が、一人ひとりの意向に沿った実際の活動に結びつくよう、情報提供等のしくみづくりが必要です。

自主的活動への支援

- 食事サービスボランティアの高齢化により活動が困難なグループも出てきています。新規ボランティアの獲得と育成が課題となっています。

取組の方向性

自主的活動への支援

- 介護支援ボランティア・ポイント事業について、広報等を活用した周知を徹底とともに事業の拡充を検討するなど、ボランティア活動を支援する取組の充実を図ります。
- 認知症高齢者支援施策との連携を図るなど、見守りの担い手となる人材の確保、育成に努めます。
- 高齢者福祉活動事業助成等、高齢者の福祉活動に対する助成を継続しながら、参加者がお互いに関心を持ち、見守り・助け合う気持ちの醸成を図ることで、支援を受ける立場であっても支援できる地域人材としての育成支援に取り組みます。
- 登録人材検索・照会システム「新宿地域人材ネット」の情報を地域に積極的に発信し、登録人材を増やすとともに、経験を生かした活躍の機会を広げていきます。

住民をつなぐコーディネート機能の活用

- シニア活動館では、新宿区社会福祉協議会やNPO等多様な団体との連携・協働を推進することで、社会貢献活動に意欲を持つ地域人材を育成し、またそれら人材の活躍の場づくりを支援します。
- 「新宿地域人材ネット」の人材情報を、生涯学習団体や活動意欲のある個人だけでなく、シニア活動館等の社会貢献活動を支援する施設や組織等でも活用してもらうための取組を行います。

施策を支える事業

○主な事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
【再掲】高齢者の社会参加 といきがいづくりの拠点 整備 ※二次 (福祉部 高齢者福祉課)	ことぶき館を、ボランティアなど社会貢献活動の拠点とする新たな機能を加えた「シニア活動館」と、地域での仲間づくりや介護予防などに取り組む場となる「地域交流館」に整備します。	シニア活動館 4館 地域交流館 14館	シニア活動館 4館 地域交流館 15館
介護支援ボランティア・ ポイント事業 (福祉部 高齢者福祉課)	18歳以上の区民が介護保険施設等でボランティアや高齢者を見守る地域見守り協力員等の活動を行った場合に換金又は寄付できるポイントを付与する事業を実施し、高齢者のいきがいづくり及び高齢者を支えるためのしくみづくりを推進します。 (新宿区社会福祉協議会委託事業)	登録ボランティア活動率 53% (実活動数／登録者数)	登録ボランティア活動率 60% (実活動数／登録者数)
高齢者福祉活動事業 助成等 (福祉部 高齢者福祉課)	高齢者の日常生活支援、介護予防、いきがいづくり及び健康づくり等に関する活動を行う人及び団体の事業に対し、助成を行います。	助成事業数 19事業／団体 19事業申請	助成事業数 19事業／団体 19事業申請
生涯学習・地域人材交流 ネットワーク制度の整備 ※二次 (地域文化部 生涯学習 コミュニティ課)	新宿未来創造財団を通じて、「新宿地域人材ネット」を活用しながら、人材バンク（生涯学習指導者・支援者バンク、アーティストバンク、日本語学習ボランティア、通訳・翻訳ボランティア等）制度を推進し、地域の個性や特色を生かした生涯学習活動等を行うためのきっかけづくりを行います。	登録者が実際に区・財団事業や地域で活動した日数 3,100日	登録者が実際に区・財団事業に地域で活動した日数 4,500日
高齢者クラブによる 見守り活動 (福祉部 高齢者福祉課)	高齢者クラブ会員が友愛活動として、概ね58歳以上の高齢者クラブ会員及び近隣に居住する病弱や寝たきり、一人暮らし高齢者の家庭等を定期的に訪問し、話し相手や日常生活の援助等の活動を実践することにより、高齢者の孤独の解消を図るとともに、高齢者による高齢者支援の推進を図ります。	見守り活動を行っている高齢者クラブ数 112団体	見守り活動を行っている高齢者クラブ数 126団体

○関係団体による事業

事業名 (関係団体名)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
ボランティア・市民活動センターの地域活動支援事業 (新宿区社会福祉協議会)	新宿区社会福祉協議会内の新宿ボランティア・市民活動センターは、ボランティア活動や市民活動の相談・支援を行います。新宿ボランティア・市民活動センターと6か所のボランティア・地域活動サポートコーナーは、ボランティア活動をしたい方とボランティア活動を必要とする方の出会いのお手伝いから、さまざまなボランティア・市民活動団体への支援までをコーディネートします。また、福祉団体・施設やNPO等市民活動団体及びボランティアグループ等と住民との協働、子ども・高齢者・障害者など、多世代の相互理解を目的とした市民活動を進めます。	ボランティア登録者数 2,400人 登録団体 200団体	ボランティア登録者数 2,500人 登録団体 250団体

指 標

指標名	現状 (平成25年度)	目標 (平成29年度)
【調査】 地域活動参加者の割合 (一般高齢者調査)	25.8%	30%

施策3

就業等の支援

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター（高年齢者の方を対象とした無料職業紹介所「新宿わく☆ワーク」）や公益社団法人新宿区シルバー人材センターなど高齢者の就業等に関わる機関との連携を強化し、高齢者の就労意欲やニーズに対応した就業機会の拡大などに向けた取組を支援します。

現 状**高齢者の就労意識**

- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」の一般高齢者調査の結果では、収入のある仕事をしている高齢者は36.6%と、3割台半ばを超えていました。また、収入のある仕事をしていない高齢者の中であっても、19.7%が「仕事をしたい」と回答しており、就業に対するニーズが高いことがうかがえます。

職業相談の状況（新宿わく☆ワーク）

- 新宿区勤労者・仕事支援センターでは、ハローワークでは就職が決まりにくい高年齢（概ね55歳以上）の方を対象に無料職業紹介所（新宿わく☆ワーク）を開設しています。

これまでの数年間は年間200名程度の方が新宿わく☆ワークの紹介で就職に至っていましたが、平成25年度は150名程度に留まりました。要因としては、景気の上向き傾向の影響で、50歳代及び60歳代前半の方が比較的容易にハローワークで就職が決まる傾向があることなどが考えられます。また、年金の受給開始年齢の引き上げ、雇用延長などの様々な理由で新宿わく☆ワークに来所する求職者の平均年齢が60歳代後半から70歳代となっており、結果として就職が決まりにくくなっていることなどが考えられます。

新宿区シルバー人材センターの活動状況

- 新宿区シルバー人材センター¹（以下、「シルバー人材センター」という。）では、現在、約1,800名の原則60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者が会員として登録しており、平成25年度の主な入会動機は、「生きがい社会参加」39.2%、「時間的余裕」19.6%、「経済的理由」18.0%、「健康維持増進」16.5%などです。

¹ 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、区市町村ごとに設置されている。

シルバー人材センターでは、高年齢者にふさわしい仕事を引き受け、会員各人の希望に沿って臨時的かつ短期的又は簡易な業務に就業するシステムを採り、ボランティア活動等も行っています。

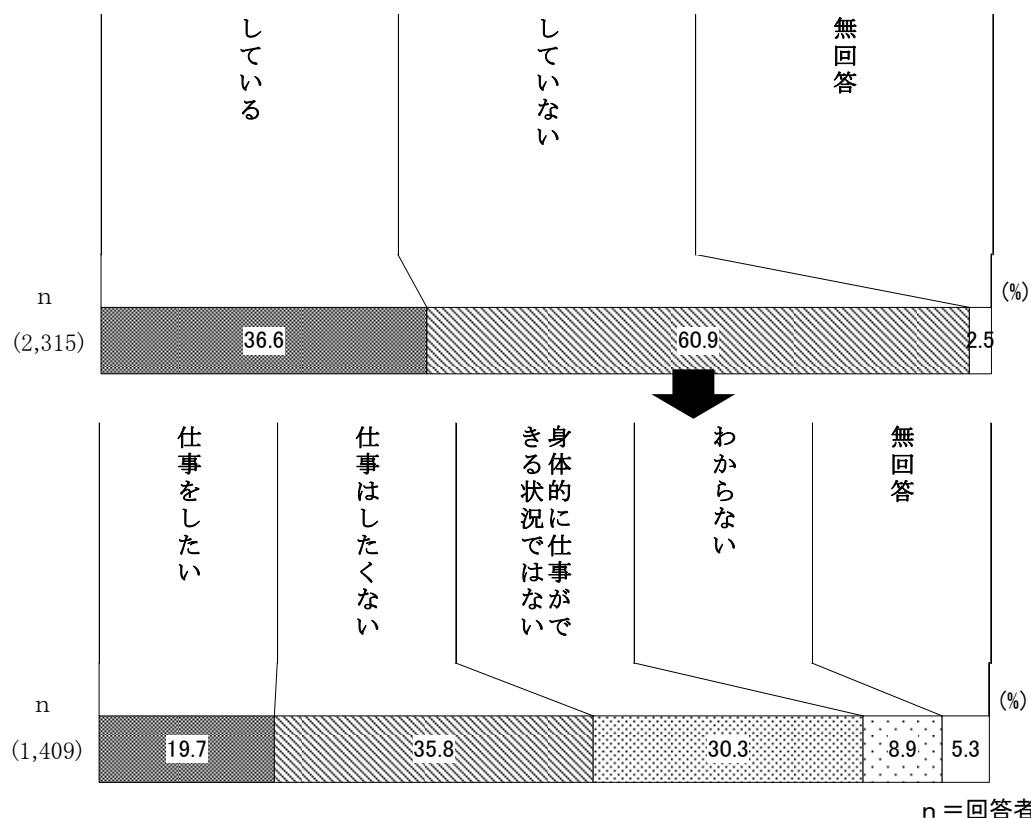
平成25年度の仕事の種類別の受託件数実績は、屋内清掃作業が3,526件と最も多く、次いで家事援助サービスが3,039件となっており、高齢者の豊富な経験を生かすことのできる仕事を多く紹介しています。また、会員就業率は、平成24年度で72.3%、平成25年度で72.9%とほぼ横ばいになっています。

区では、こうしたシルバー人材センターの活動に対する補助金交付を通じて、円滑な事業運営を図るとともに高齢者のいきがいづくりや地域貢献に寄与しています。

平成25年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果では・・・・・・

★就労状況と就労していない人の今後の就労意向

一般高齢者



「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果によれば、収入のある仕事をしている高齢者は3割台半ばを超え、していない人の中でも約2割の人が「仕事をしたい」と回答しています。

高齢者の就労意向が実際の就業につながるよう、情報提供や就労機会づくりの重要性がうかがえます。

課題

就業機会の拡大

■高年齢者の就労条件や就労意欲などに沿った就業機会の拡大及び求人開拓に繋がるよう、関係機関の連携強化や各種情報の提供など、側面的支援が求められています。

新宿わく☆ワーク

■職業紹介を行っていくうえで、就職者数の向上やマッチング率向上のためには求職者及び求人数の拡大が欠かせません。近年の新規求職者数は減少傾向にあるものの、当該事業を必要とする潜在的ニーズは大きいため、求職者及び求人数の拡大が必要です。

■求人については、微増傾向にあるものの、職種が体力的に厳しい清掃、ビル管理、警備に偏っており、収入面でも比較的低水準になっています。高年齢者の経験やスキルが発揮でき、いきがいを持てる就労先の求人開拓が必要です。

新宿区シルバー人材センター

■大きな課題としては、就業機会の拡大及び会員の就業率の伸び悩みが挙げられます。シルバー人材センターが引き受ける仕事の範囲には、臨時的かつ短期的な就業であること、危険・有害な仕事でないことなどの条件があります。また、依頼主と会員が雇用関係とみなされないように指揮命令が発生しないことや、従業員と混在作業をしないことなどの条件もあります。このような条件に沿って、シルバー人材センターでは、就労先や就労機会の拡大などに努めています。しかし、就業率は、景気による影響も大きく受けます。また、平成24～26年度の間の会員の就業率は、約73%とほぼ横ばいに推移していますが、会員として登録しても、やりたい仕事がないなど、会員の希望と紹介する仕事が合致しないという原因もあります。また、会員数の伸び悩みも課題であり、引き続きシルバー人材センターの周知及び会員数の増加に向けた取組への支援が必要です。

取組の方向性

関係機関相互の連携強化

- 高齢者のニーズや希望を的確に把握し、新宿ここ・から広場でともに事業展開している新宿わく☆ワークとシルバー人材センターなど関係機関が連携し、高齢者が適切な機関で支援を受けられるように取り組んでいきます。

新宿わく☆ワークを通じた就労機会の拡大

- 高年齢者が集まりやすい図書館などの公共施設にチラシ等を配布することで、当事業を周知し、より多くの求職者に必要な情報が届くようにします。また、2～3時間程度の短い時間ではなく、より長い時間働きたいというような求職者のニーズを聞き取り、複数の仕事の掛け持ちなどの提案を行います。また、求人側へは労働時間など求人内容の見直しを働きかけ、求職者のニーズに合うような求人の要望を行っていきます。そして、求人については、独自に開拓した企業との関係を大切にし、地道に開拓を行います。

そのほかに、就職に結びつきやすい面接会を多く開催し、求職者の面接の機会を確保するとともに、求職者へのセミナーなどを実施し、就職につなげる機会を増やしていきます。今後とも、就労意欲のある高年齢者に対し、充実した支援を行っていきます。

シルバー人材センターを通じた就業機会の創出

- シルバー人材センターは、高齢者の多様なニーズに対応した安全で良質な就業機会の確保及び提供を行い、高齢者のいきがいづくりや地域貢献に寄与する活動拠点として事業を展開してきました。

シルバー人材センターの設立以来、社会経済環境は大きく変遷し、現在では、急速に進展する超高齢社会や年金・医療・介護等の社会保障制度の改正など、高齢者の日常生活への影響が懸念されています。今後は、元気な高齢者が介護を必要とする高齢者の生活を支援するなど、地域ニーズに対する高齢者の役割も増え大きくなっています。

今後さらに、地域ニーズと高齢者の就業ニーズをマッチングさせていくシルバー人材センターの役割は、より一層大きいものとなります。

区では、このようなシルバー人材センターが推進する高齢者の就業機会の創出やボランティア活動の拡大のため、センターの運営助成金の交付に留まらず、各事業の周知活動への協力や運営に関する助言等を通じた側面的支援を引き続き実施していきます。

施策を支える事業

○主な事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
障害者、高齢者、若年非就業者等に対する総合的な就労支援 ※二次 (地域文化部 消費者支援等担当課)	新宿区勤労者・仕事支援センターを通じて、就労意欲はあっても現実的に就労に結びついていない障害者、高齢者、若年非就業者等に対して、相談から実習、就職準備、職業紹介などの効果的な就労支援のしくみを確立し、総合的な就労支援を行います。	高齢者の就職者数 215人	高齢者の就職者数 230人
シルバー人材センターへの支援 (福祉部 地域福祉課)	新宿区シルバー人材センターは、登録会員に対し、高齢者の経験や技能に応じた仕事の紹介や支援をします。また、区は就業機会の開拓・拡充に努める新宿区シルバー人材センターの運営費を助成します。	シルバー人材センター会員就業率 75%	シルバー人材センター会員就業率 82.9%

指標

指標名	現状 (平成25年度)	目標 (平成29年度)
シルバー人材センターの受託件数	11,994件	14,400件

第3節

基本目標2

健康づくり・介護予防をすすめます

施策4

健康づくりの促進

高齢者の健康づくりを支援するために、自分の健康は自分で守る意識を持ち、積極的に健康づくりに取り組めるよう、様々な啓発や機会の提供を行います。また、健康診査を通じて、生活習慣病の予防や早期発見と適切な健康管理ができる体制づくりとともに、高齢者のためのこころのケアなどにも取り組みます。

現状

高齢者の健康状況

- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」の一般高齢者調査では、「現在治療中の病気がある」と回答している割合66.3%です。また、治療中の病気として、5割強が高血圧症と回答しており、続いて糖尿病、脂質異常症（高脂血症）となっています。
- 一般高齢者調査の結果では、歯科についての問い合わせ「食事中にむせる」と回答した方が17.4%となっています。また、日頃の生活の「こころの健康状況」で3項目以上に「はい」と回答した方が、2割以上となっています。
- 要支援・要介護認定者調査では、介護が必要となった主な原因是、12.9%が骨折・転倒と回答しており、続いて脳血管疾患（11.8%）、高齢による衰弱（10.9%）となっています。

レガス健康づくり事業

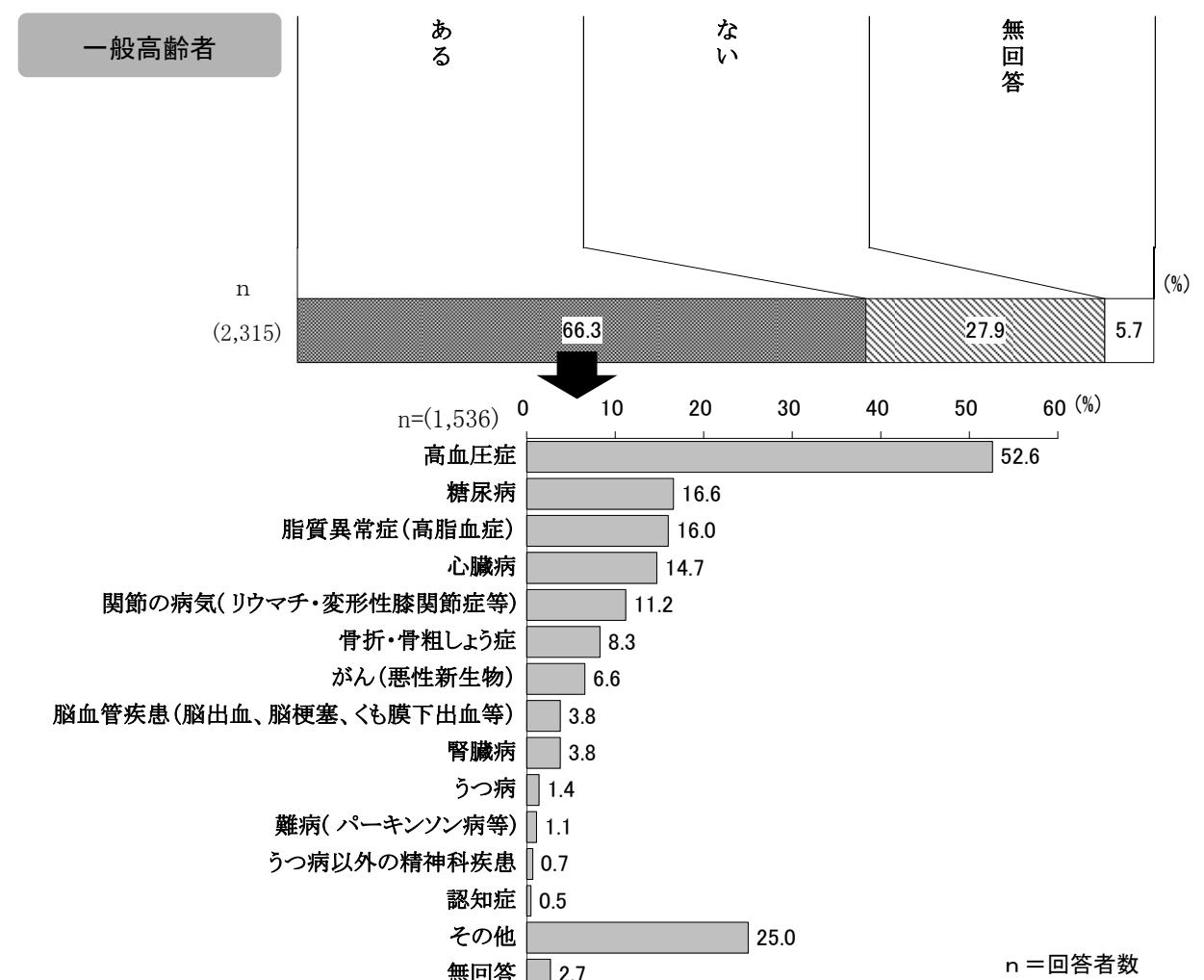
- レガス健康づくり事業、新宿区体育協会加盟団体等と連携して実施する各種スポーツ普及事業、新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン等を実施し、運動の機会を提供しています。レガス健康づくり事業の参加者数は、平成25年度は51,510人に増加しました。また、新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソンにおける区民の参加率は、平成24年度（第11回大会）の25.5%から、平成25年度（第12回大会）は32.3%に高まっています。

女性の健康課題

■女性のからだは、年代に応じてホルモンバランスが大きく変化することで、女性特有の健康課題があります。高齢期の女性は、女性のからだのライフステージ¹では老年期に区分され、一般的に骨粗しょう症、脂質異常症などの生活習慣病、尿失禁、うつ病などの課題があり、また、更年期以降は乳がん、子宮がんにかかりやすい年代です。

平成25年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果では・・・・

★治療中の病気の有無と病気の種類（複数回答）



「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果によれば、一般高齢者で治療中の病気がある人は6割台半ばを超えており、また病気の種類としては高血圧が5割強と高いことがわかります。

高血圧症、糖尿病、脂質異常症（高脂血症）といった生活習慣病が上位を占めており、健康づくりに向け、生活習慣病の予防や悪化防止の重要性がうかがえます。

¹ 女性のからだのライフステージ：幼年期（0～8歳ごろ）、思春期（8～18歳ごろ）、成熟期（18～45歳ごろ）、更年期（45～55歳ごろ）、老年期（55歳ごろ～）。

課題

健康意識の向上

- 健康の保持増進や自らの健康管理のために、健康手帳の交付、健康診査、がん検診、健康相談等様々な事業について広く周知するとともに、利用しやすい体制を検討する必要があります。区民グループとの連携や、地域センターまつり等の区民の交流の場を活用するなど、様々な機会を通じて区民一人一人の健康意識の向上を図っていく必要があります。
- 健康診査については、特定健康診査の平成25年度目標受診率38%に対して33.0%と目標値に達していないため、引き続き受診率向上に向けて、事業の周知方法や受診しやすい体制づくりを進めていく必要があります。
- 60歳代で、中程度以上の歯周病を持つ者は44.4%¹です。80歳で20本の自分の歯を保つ「8020運動」を推進することは、健康寿命の延伸にも効果があります。よって、歯の喪失を防ぐために、歯科健康診査を充実していく必要があります。
- 糖尿病等の生活習慣病は、治療中であっても、悪化を防ぐための健康づくりへの取組が必要です。例えば、糖尿病は病状の進行により、腎不全や失明などの重篤な合併症を引き起こすことがあります。
- 健康保持・増進には、スポーツ習慣が定着するよう、対象者に各種スポーツ事業に継続して参加していただくための働きかけを進めていく必要があります。
- 高齢者の誤嚥性肺炎を予防するとともに、生涯、口から食事を摂るため、早い時期から摂食嚥下の機能評価を行い、適切な対応を行う必要があります。

健康に関する普及啓発

- こころの変調に本人及び家族・支援者等が早期に気づき、必要な治療や相談支援につなげるために、普及啓発事業が引き続き必要です。
- 女性が、ライフステージに応じた女性特有の健康課題について正しく理解し、健康づくりへの行動ができるよう、普及啓発や支援が必要です。

取組の方向性

高齢期の特徴に合わせた健康づくり対策の推進

- 健康診査の受診率の向上に向けて、健康診査の周知啓発や、健康診査実施機関を医療

¹ 「平成25年度新宿区歯科健康診査結果から」

機関に一元化するなど、区民にとって分かりやすく、受診しやすい体制を継続します。

- 「8020運動」の達成者を増やすために、歯科健康診査を充実するなど、成人歯科保健対策を推進するとともに、歯や口の機能の大切さを、さらに区民に普及啓発していきます。
- 高齢期に向かう世代に対し、生活習慣病の予防・悪化防止への取組や、こころとからだの健康管理を学ぶ講座を継続していきます。
- 区民の健康・体力づくり、スポーツ習慣の一層の定着に向けて、いきいきウォーク新宿や元気館事業の内容改善を図ります。いきいきウォーク新宿では、区内の名所旧跡を巡るウォーキングを実施します。元気館については、教室事業（コース型）の内容や外部宣伝方法の見直しに取り組みます。また、フリープログラムについて、「スタンプラリー」や「月替わりイベント」を実施していきます。
- 高齢者の誤嚥性肺炎を予防するため、摂食嚥下機能の評価を行い、適切な機関につないでいきます。

女性の健康づくりの推進

- 女性が生涯を通じて健康で充実した日々を自立して過ごせるよう、女性の健康づくりに関する講座の開催や女性の産婦人科医師による専門相談を実施します。また、乳がんのしこり体験や健康測定機器による健康チェック、図書やインターネット端末による情報収集などができる体験・測定・情報コーナーの運営等を行い、区民の女性のこころとからだの正しい知識の習得と健康づくりに対する支援をします。

トピックス

8020運動と区民の健康について

国は、1989（平成元）年に8020運動（80歳になっても20本以上自分の歯を保とう）を提案しました。20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができるとされています。そのため、「生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえるように」との願いを込めてこの運動が始まりました。また、さまざまな調査の結果を見ても、8020を達成した人は、「自由に外出できる」「年間の医療費が抑えられる」など、多くの効果が期待できます。

高齢者が、かかりつけ歯科医をもち、生涯、自分の歯と口の健康を守るために、歯科健康診査（20歳以上の全区民対象）を実施するなど、ライフステージに沿ったさまざまなサービスを実施して、8020運動を推進しています。



施策を支える事業

○主な事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
健康診査 (健康部 健康推進課)	生活習慣病の予防や病気を早期発見し、健康の保持増進のために、健康診査を行います。	健康診査受診率 40～74歳 33.0%	健康診査受診率 40～74歳 50%
がん検診 (健康部 健康推進課)	がんの早期発見、早期治療のため、がん検診を行います。	65歳以上がん検診受診率※ 胃 14.1% (11.0%) 大腸 24.9% (16.4%) 肺 21.0% (12.6%) 子宮 9.6% (15.6%) 乳 10.5% (17.3%) 前立腺 24.9% (16.9%) ※ () 内は全体としての受診率	65歳以上がん検診受診率※ 胃 50% 大腸 50% 肺 50% 子宮 50% 乳 50% 前立腺 50% ※全体としての受診率
健康相談 (健康部 保健センター)	生活習慣病の予防や病気の悪化防止など、健康の保持増進を図るために、個別相談を実施し必要な指導や助言を行います。	相談者数 3,600人 個別相談 230回	相談者数 3,600人 個別相談 230回
健康教育 (健康部 保健センター)	講演会や講習会等を通じて生活習慣病の予防やがん予防の指導や支援、知識の普及啓発を行います。	参加者数 延べ4,300人	参加者数 延べ4,300人
健康手帳の交付 (健康部 健康推進課)	健康保持のために必要な事項を掲載し、自らの健康管理と適切な医療に役立つ健康手帳を、希望する人に交付します。	手帳交付数 1,000件	手帳交付数 1,000件

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
女性の健康支援 (健康部 保健センター ※) ※四谷保健センターのみ で実施	平成26年2月に、女性の健康づくりの拠点として、四谷保健センター内に女性の健康支援センターを設置し、思春期から老年期の女性の健康を支援する取組を行っています。女性が生涯を通じて健康で充実した日々を自立して過ごせるよう、健康づくりに関する講座の開催や女性の産婦人科医師による専門相談等を実施します。	女性の健康支援センター来所者数 延べ1,500人 健康セミナー・専門相談等の利用者数 延べ900人	女性の健康支援センター来所者数 延べ1,500人 健康セミナー・専門相談等の利用者数 延べ900人
骨粗しょう症予防検診 (健康部 保健センター)	骨粗しょう症の予防・早期発見のために骨密度の測定を行います。検診の結果、医療や食生活改善などが必要と判定された人に対し、指導や助言を行います。	予防検診 46回 受診者数 延べ1,300人	予防検診 46回 受診者数 延べ1,400人
歯科健康診査 (健康部 健康推進課)	歯周病の予防や早期発見、早期治療のために、歯科健康診査を行います。また、疾病を改善し、歯の喪失防止、口腔機能の維持・向上のために口腔ケアをはじめとする指導や助言を行います。	受診者数 2,400人	受診者数 2,800人
歯科衛生相談（専門相談） (健康部 保健センター)	入れ歯相談や口腔乾燥症等高齢者に対応した歯科専門相談を行います。指導や助言を行うことにより、口腔機能の維持・向上を図り生涯にわたって生活の質の向上を目指します。	専門相談 6回 相談者数 延べ48人	専門相談 6回 相談者数 延べ48人
【新規】口腔ケア推進事業 (健康部 保健センター)	高齢者の誤嚥性肺炎を予防するため、歯科衛生士が出張して摂食嚥下機能についてのチェックを行い、口腔ケアを推進します。	—	相談者数 190名
60歳からのこころとからだのメンテナンス講座 (健康部 保健センター)	すこやかな高齢期を迎えるために、心身のメンテナンス方法等を学び、健康づくりを行うきっかけとなる講座を実施します。	講座 10回 参加者数 130人	講座 10回 参加者数 130人
精神保健相談 (うつ専門相談を含む) (健康部 保健センター)	特に受診困難な状況や行動・心理症状が激しい等の認知症の人やその家族等の相談に医師や保健師が応じるとともに、高齢者総合相談センター等と連携をとり対応します。	精神保健相談 77回 相談者数 延べ135人 (予約定員の 6割程度)	精神保健相談 77回 相談者数 延べ160人 (予約定員の 7割程度)

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
精神保健講演会 (健康部 保健予防課)	専門家による講演会を開催し、うつ病などこころの健康に関する正しい知識の普及啓発を行います。	区民向け・支援者向け講演会 2回	区民向け・支援者向け講演会 2回
普及啓発用リーフレット作成 (健康部 保健予防課)	うつ・認知症（若年性認知症を含む）予防リーフレットを特定健診対象者以外にも配布し、普及啓発の拡大を図ります。	うつ・認知症予防リーフレット（40歳以上対象） 80,000部発行	若年性認知症の普及啓発の充実
元気館事業の推進 (健康部 健康推進課)	区民の運動習慣のきっかけをつくり、生活習慣病予防（メタボリックシンドローム対策）を進めるため、各種講座や教室を開催します。 また、運動機能を高めるための筋力向上事業を行います。	利用者数 60,000人	利用者数 61,400人
いきいきウォーク新宿 (健康部 健康推進課)	区民の健康・いきがいづくりを推進するため地域団体との協働によりウォーキングの機会を提供します。	参加者数 延べ138人	参加者数 延べ150人
いきいきハイキング (福祉部 高齢者福祉課)	区内在住の歩行等健康に自信のある60歳以上の高齢者を東京近県の秋の野山に誘い、ハイキング等を行うことで、高齢者交流の場を提供し、あわせて健康保持に役立てます。	参加者数 250人	参加者数 280人
ふれあい入浴 (福祉部 高齢者福祉課)	広々とした公衆浴場での入浴機会を提供することにより、健康増進と交流・ふれあいを図ることを目的に、「新宿区ふれあい入浴証」を交付します。	ふれあい入浴証交付枚数 20,000枚	ふれあい入浴証交付枚数 21,000枚
湯ゆう健康教室 (福祉部 高齢者福祉課)	公衆浴場を「地域のふれあいの場」として位置づけ、専門職による健康に関する話や実技等を取り入れ、高齢者相互の交流機会及び外出機会の増加に伴う介護予防を推進します。	参加者数 300人	参加者数 350人

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
団体等と連携した スポーツ普及事業 (①健康ウォーキング ②夏休みラジオ体操) (地域文化部 生涯学習 コミュニティ課)	新宿未来創造財団を通じて、地域 団体等と連携してスポーツ教室 を実施・後援し、多様なスポーツ に気軽に取り組む機会を提供し、 スポーツ習慣の定着や健康づくりを行います。	スポーツ普及 事業 ①14回 参加者数 延べ700人 (50人/回) ②参加者数 延べ77,500人	スポーツ普及 事業 ①14回 参加者数 延べ700人 (50人/回) ②参加者数 延べ77,500人
新宿シティハーフマラソ ン・区民健康マラソン (地域文化部 生涯学習 コミュニティ課)	新宿未来創造財団を通じて、「走 る」という身近なスポーツを通して、 区民の心身の健康・体力づく りの推進及び生涯スポーツの実 現に寄与します。	ハーフマラソ ン・健康マラ ソン参加者数 10,000人	ハーフマラソ ン・健康マラ ソン参加者数 10,000人

○関係団体による事業

事業名 (関係団体名)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
レガス健康づくり事業 (レガス!) (新宿未来創造財団)	区民の健康・体力づくりを支援 し、スポーツ活動を身近なものと していくため、「いつでも」「だれ でも」気軽に参加できる講座を実 施します。	参加者数 延べ50,000人	参加者数 延べ50,000人

指 標

指標名	現状 (平成25年度)	目標 (平成29年度)
【調査】 健康と回答した高齢者の割合 (主観的健康観／一般高齢者調査)	74.8%	76%
特定健康診査受診率の向上	33.0%	50%
80歳で20本以上の歯を持つ人の割合	59.4%	65%

施策5

介護予防の推進

介護予防は、個人の選択を尊重した主体的な取組が大切です。心身機能の改善と同時に、地域の社会的な活動への参加促進を図ることが重要です。

地域で介護予防に継続して取り組める体制づくりを進め、介護が必要となる状態ができる限り防ぐとともに、要支援の状態であっても現在の状態の維持と改善を図るための支援を行います。

現 状

介護予防ケアマネジメントの実施状況

- 要支援1・2の認定を受け介護予防サービスを必要とする対象者に、要支援状態の改善や要介護状態にならないための介護予防ケアプランを作成し、サービスの提供を行っています。平成25年度の介護予防ケアプラン作成件数は、3,688件です。
- 予防給付ケアマネジメントの質の向上を図るために、ケアマネジャーを対象に研修を実施しています。また、必要に応じて介護予防ケアプラン作成等への支援・助言を行っています。

口腔機能に対する意識

- 口腔機能については、摂食や嚥下に不自由を感じている方が多数いますが、「口腔機能を向上させる教室」への参加希望は低い状況にあります。

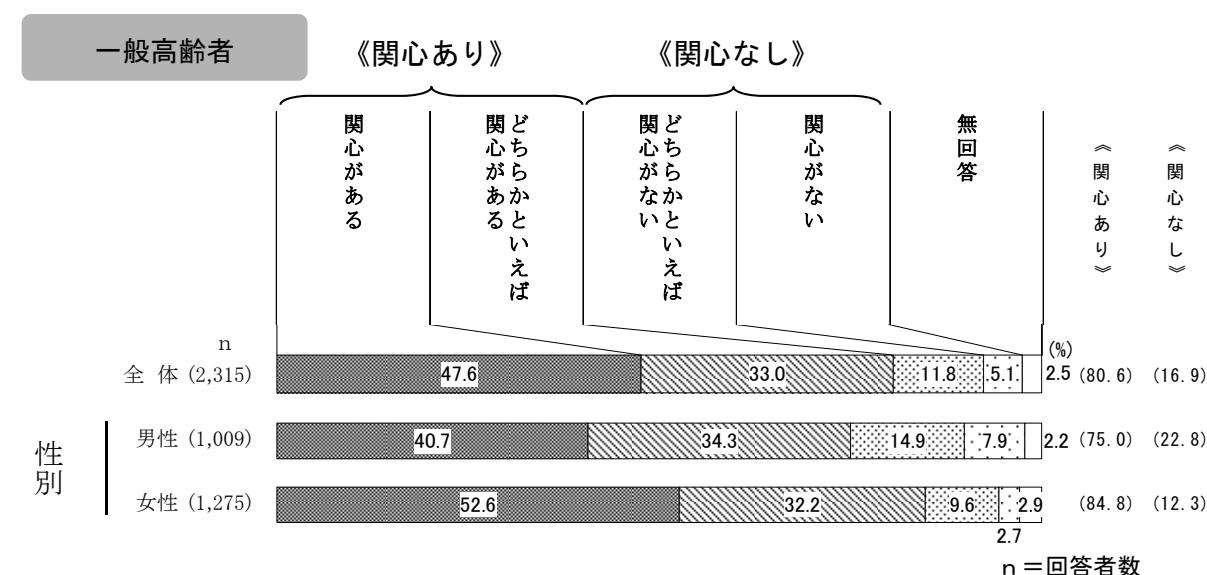
介護予防事業の取組

- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」の一般高齢者調査の結果では、介護予防について「関心がある」「どちらかといえば関心がある」を合わせて80.6%であり、平成26年度の目標80.0%を達成しています。
- 平成25年度は、要介護状態に移行するリスクの高い高齢者（二次予防事業対象者「新宿区名称：パワーアップ高齢者」）向けの介護予防教室参加者の実人数468人のうち、改善終了者（年度末時点において、心身状態が改善し、自主的に介護予防の取組を継続する等で教室を終了した参加者）は160人、改善率は34.2%でした。
- 介護予防への普及啓発のため、認知症予防や筋力トレーニング等の一般高齢者対象教室も実施しています。また、介護予防に継続的に取り組んでもらえるよう、自主グループ活動への移行促進を行っています。

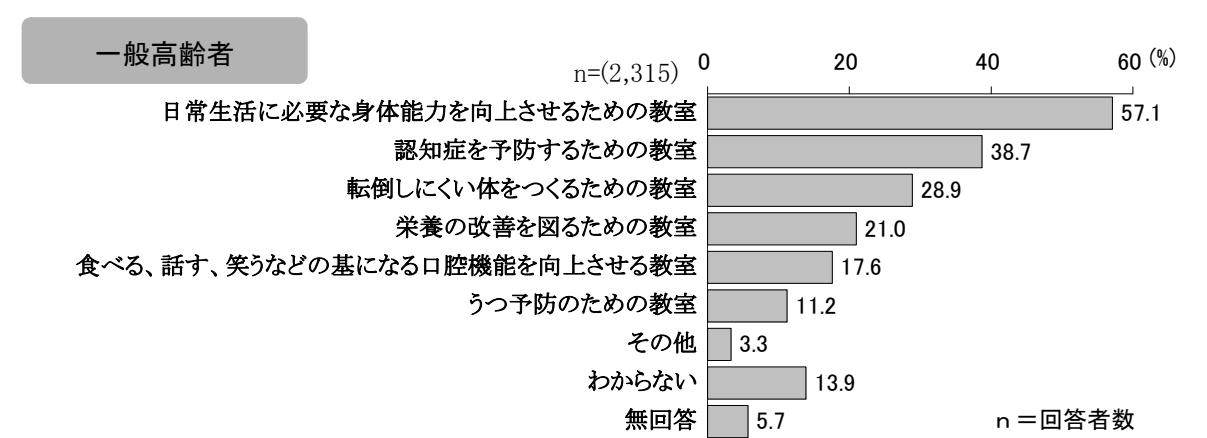
- 元気な高齢者が介護予防に関心を持ち、地域で介護予防に取り組むきっかけづくりのために、体力測定事業を実施し、介護予防に取り組む団体への参加につなげています。
- 区の介護予防体操「新宿いきいき体操」を軸にした住民主体の活動も広がっています。区のイベントなどで「新宿いきいき体操」を指導する区民ボランティア「新宿いきいき体操センター」の登録者数は、25年度で240人となっており、体操の普及活動を通じた介護予防への意識が高まっています。また、区ではセンターが中心となって介護予防体操に取り組むグループの立上げと育成を行っており、平成25年度は、地域の高齢者施設（シニア活動館・地域交流館等）において8団体が活動しています。

平成25年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果では・・・・

★介護予防についての関心の有無



★希望する介護予防教室の内容（複数回答）



「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果によれば、介護予防について《関心あり》は約8割と高く、性別では女性のほうが男性よりも高くなっています。また、介護予防教室に通う場合に希望する内容としては、日常生活に必要な身体能力の向上が最も高く、次いで認知症予防と続きます。介護予防に対する関心は高いことから、行動への変容や活動の継続性の観点から、知識の普及啓発、活動への参加促進、ニーズにあった活動の実施の必要性がうかがえます。

課題

適切な予防給付ケアマネジメントの実施

- 現在介護予防給付を受けている対象者に対し、制度改正の説明とスムーズな移行を図る必要があります。また、予防給付と総合事業との組み合わせも含め、制度改正の趣旨を踏まえた適切なケアマネジメントを行う必要があります。

口腔機能の維持・向上

- 介護予防において、口腔機能を維持することは、誤嚥性肺炎の予防や食事を安全においしく食べるためには重要であり、口腔機能向上を行う必要があります。

地域特性を生かした介護予防事業の実施

- 何らかの支援を必要としている高齢者の把握や、認知機能低下、うつ、閉じこもり傾向にある者の早期発見・早期対応のため、民生委員・児童委員等地域住民や医療機関、府内関係部署との連携が大切です。
- 介護予防は高齢者自身が主体的に継続して取り組むことが重要なため、事業終了後、地域における自主的な活動につなげるしくみづくりが必要です。
- 住民主体による積極的な介護予防活動のため、新宿いきいき体操サポーターの活動などをさらに活性化していく必要があります。

取組の方向性

予防給付ケアマネジメントの質の確保

- 介護予防給付の見直しで、今後さらにケアマネジメントの質が問われることになります。予防給付と総合事業を組み合わせ、要支援状態の改善や要介護状態にならないための介護予防サービスを提供します。

生涯おいしく安全に食事が摂れるための地域づくり

- 区民が、生涯安全においしく食事が摂れ、QOL（生活の質）の高い生活が送れるように、早期から高齢者が集う食事サービスグループ等での健康教育を行うとともに、歯科診療所における口腔機能の評価や指導などを効果的に行うための環境整備を行い、口腔機能向上に向けた取組を進めます。

地域特性を生かした介護予防の推進

- 区民が介護予防に継続して取り組めるよう、地域で参加しやすい場の提供と、介護予防に関する専門的・技術的サポートを受けられる体制づくりを進めます。区内全域の高齢者施設（シニア活動館・地域交流館）で、新宿いきいき体操サポーター等、区民主体の介護予防活動への支援を行います。

施策を支える事業

○主な事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
介護予防ケアプラン作成 (福祉部 高齢者福祉課)	介護予防サービスを必要とする対象者に、予防給付と総合事業（平成28年度から実施）を組み合わせ、要支援状態の改善や要介護状態にならない介護予防ケアプランを作成します。	ケアプラン作成数 3,700件	—
予防給付ケアマネジメントの質の向上 (福祉部 高齢者福祉課)	地域型高齢者総合相談センター職員及び民間ケアマネジャーに対し、適切な介護予防ケアプランの作成技術を習得するための研修を行うことにより、予防給付ケアマネジメントの適切な実施を指導・支援します。	介護予防ケアマネジメント研修 4回	—
パワーアップ高齢者（二次予防事業対象者）把握事業 (福祉部 高齢者福祉課)	要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者で、要介護状態に移行するリスクの高い高齢者（二次予防事業対象者）の把握のため、介護予防のための基本チェックリスト等から対象者を選定し、介護予防事業に取り組む勧奨通知を発送します。 また、希望者に介護予防プランの作成、介護予防教室事業への参加を促します。	パワーアップ高齢者決定者数 3,500件	総合事業の実施に伴い、平成27年度で事業終了
【新規】介護予防把握事業 (福祉部 高齢者福祉課) ※平成28年度から実施	閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、高齢者総合相談センター職員等から働きかけを行い、介護予防活動へつなげます。	—	—
パワーアップ高齢者（二次予防事業対象者） 介護予防教室 (福祉部 高齢者福祉課)	パワーアップ高齢者（二次予防事業対象者）把握事業により介護予防への取組が必要と判定された区民に対して、要介護状態への移行を予防するための、運動機能向上教室・口腔機能改善教室・低栄養改善教室を開催します。	教室充足率 97%	総合事業の実施に伴い、平成27年度で事業終了
【新規】介護予防短期集中サービス (福祉部 高齢者福祉課) ※平成28年度から実施	要支援者等に対して、専門職による運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上に関する支援を行います。	—	—

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
介護予防普及啓発事業（一般高齢者普及啓発事業） (福祉部 高齢者福祉課)	区民及び関係者を対象に介護予防普及啓発用パンフレットの配布及び外部講師による講演会を開催します。 一般高齢者を対象に、筋力トレーニング教室等の一般高齢者向け介護予防教室を開催し、地域での活動につなげていきます。	一般高齢者向け介護予防教室充足率 92%	一般高齢者向け介護予防教室充足率 95%
認知症・うつ・閉じこもり予防事業 (福祉部 高齢者福祉課)	要介護認定を受けていない高齢者を対象に、認知症予防教室を開催します。 認知症やうつ、閉じこもりの早期発見・早期対応のために、介護予防のための基本チェックリスト等を活用し、認知症・うつ・閉じこもり傾向にあり、予防の取組が必要と判定された人を対象に、教室への参加勧奨等の介護予防事業を実施します（平成28年度から介護予防把握事業での実施を検討中）。	認知症予防教室参加人数 延べ 500 人	認知症予防教室参加人数 延べ 1,000 人
地域介護予防活動支援事業 (福祉部 高齢者福祉課)	介護予防教室終了者や介護予防に関心のある高齢者に対して自主活動化を支援し、介護予防に関する知識や技術の普及啓発を図るとともに、継続した介護予防の取組が行えるようにします。 介護予防体操「新宿いきいき体操」を区民ボランティアの「新宿いきいき体操サポートー」と協働して地域に普及し、介護予防の地域づくりを進めます。	新宿いきいき体操サポートー登録者数 260 人	新宿いきいき体操サポートー登録者数 300 人
介護予防事業の評価 (福祉部 高齢者福祉課)	介護予防事業が効果的かつ適切に行われているかを評価します。	—	—
【再掲】【新規】口腔ケア推進事業 (健康部 保健センター)	高齢者の誤嚥性肺炎を予防するため、歯科衛生士が出張して摂食嚥下機能についてのチェックを行い、口腔ケアを推進します。	—	相談者数 190名

指標

指標名	現状 (平成25年度)	目標 (平成29年度)
【調査】 介護予防に関心のある高齢者の割合 (一般高齢者調査)	80.6%	85%
地域の高齢者施設 (シニア活動館・地域交流館等)で 「新宿いきいき体操センター」を 中心に介護予防体操に取り組む 団体数(累計)	8団体	18団体
新宿いきいき体操センター 登録者数	240人	300人

トピックス

新宿いきいき体操の普及

介護予防のまちづくりに向け、区民との協働により、誰でもどこでも取り組める新宿区介護予防体操「新宿いきいき体操」を平成20年度から実施しています。

[新宿いきいき体操センター]

区が行う「新宿いきいき体操センター養成セミナー」を受講した区民が「新宿いきいき体操センター」となって、体操の普及活動を行っています。

[新宿いきいき体操センターの普及活動]

どなたでも参加できる「新宿いきいき体操講習会」を各地域センターで年1回(年間10回)開催し、新宿いきいき体操センターが指導に当たっています。

また、高齢者施設等では、新宿いきいき体操センターを中心とした介護予防体操に取り組む団体が活動しており(平成25年度は8団体)、地域の高齢者が気軽に介護予防に取り組める地域づくりが進んでいます。



敬老会でのデモンストレーション



講習会

第4節

基本目標3

**いつまでも地域の中でくらせる自立と安心
のためのサービスを充実します**

施策6

介護保険サービスの提供と基盤整備

地域包括ケアのさらなる推進に向けて、地域密着型サービスをはじめとする介護保険サービスの提供体制を整備していきます。また、在宅生活が困難になった高齢者を支えるため、特別養護老人ホームの整備を進めます。

現状**総給付費の増加**

■要介護認定者数及び介護保険サービス総給付費の現状は、介護保険制度が創設された平成12年度と平成25年度との実績を比較すると、高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者数は約2.2倍、介護保険サービス総給付費は約2.5倍になっています¹。

地域密着型サービス等の整備状況

■いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護²、認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスを重点的に整備すると同時に、在宅生活が困難になった高齢者を支えるため、公有地を活用した特別養護老人ホームの整備を進めています。

■平成26年度末（見込み）までの地域密着型サービス等の整備状況は、小規模多機能型居宅介護4所、看護小規模多機能型居宅介護1所、認知症高齢者グループホーム8所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護3所、特別養護老人ホーム7所、ショートステイ7所となっています。

¹ 要介護認定者数（各年10月1日現在）… 平成12年度：5,484人、平成25年度：12,323人
介護保険サービス総給付費（居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス）

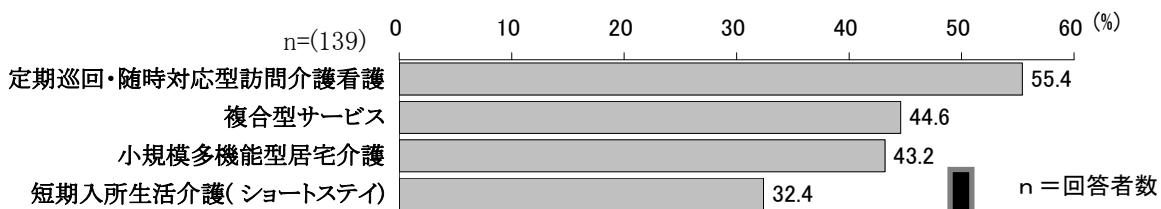
… 平成12年度：6,981,170,905円、平成25年度：17,643,816,030円

² 看護小規模多機能型居宅介護 … 平成27年4月から「複合型サービス」に名称変更。

平成25年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果では・・・・・

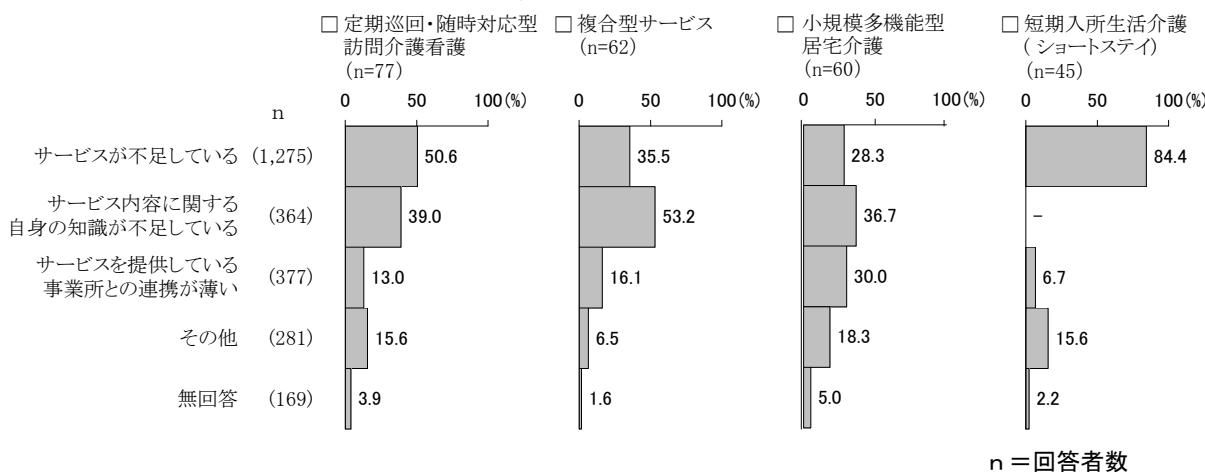
★ケアプランに組み込みにくい介護保険サービスの種類(上位4位まで)(複数回答)

ケアマネジャー



n = 回答者数

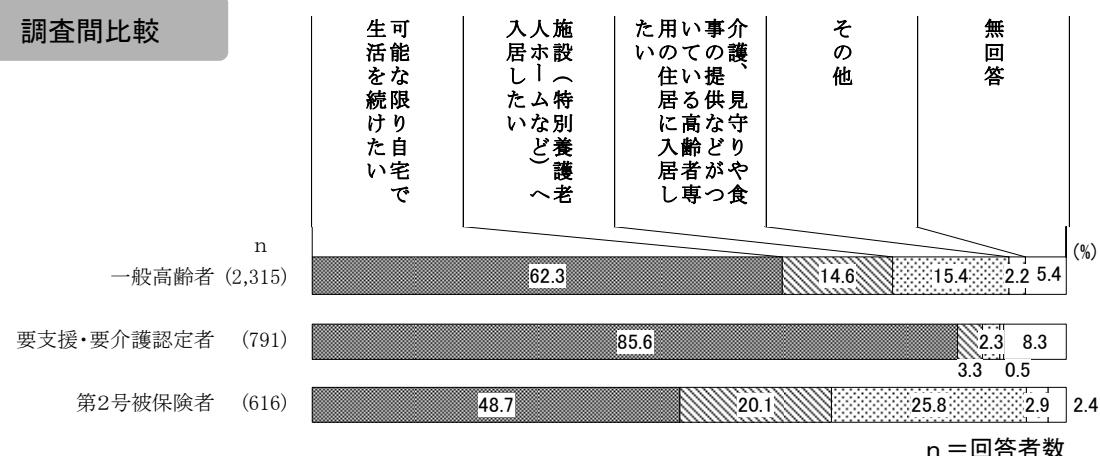
★上記の組み込みにくい理由(複数回答)



n = 回答者数

★介護が必要になった場合の生活場所

調査間比較



n = 回答者数

「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果によれば、ケアプランに組み込みにくいサービスとして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護が上位にあげられ、その理由として、サービスの不足等があげられています。また、介護が必要になった場合の生活場所では、在宅生活の継続ニーズの高さもうかがえます。

*各介護保険サービスの名称は、調査時点のものを使用しています。

課題

ニーズに対するサービス基盤整備

- 「介護が必要になっても自宅での生活を継続したい」という意向をもつ人が増加する中、地域包括ケアを推進するためには、必要に応じて宿泊ができる小規模多機能型居宅介護や、医療ニーズの高い要介護者へ対応できる看護小規模多機能型居宅介護など、地域密着型サービスの整備を進めていく必要があります。
- ショートステイは、かねてからニーズに対する不足が指摘されており、「高齢者の保健と福祉に関する調査」でも、ケアマネジャーからサービスの不足が指摘されています。
- 地価の高い都心部での施設整備は、用地の確保が困難であるため、事業者の参入が難しく整備が進まない現状があります。

取組の方向性

地域包括ケアのさらなる推進に向けた整備

- 介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアのさらなる推進に向けて、各種の介護保険サービスの提供体制を整備していきます。
- ショートステイは、これまでのように特別養護老人ホームに併設して整備するだけではニーズへの対応ができないため、他の介護保険サービス施設との併設による整備を進めています。
- 地価の高い都心部では用地確保が困難なことから、公有地の活用を中心に施設整備を行っていきます。

特別養護老人ホームの整備と円滑な入所調整

- 在宅生活が困難になったときのセーフティネットとして特別養護老人ホームを整備します。平成27年6月に、下落合駅前国有地を活用した特別養護老人ホーム（定員130人）を開設します。
- 在宅生活が困難であり、より必要度の高い方から優先的に入所できるよう、特別養護老人ホームの入所決定過程の透明性及び公平性を確保し、円滑な施設入所を行っていきます。

施策を支える事業

○主な事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
介護保険サービス (福祉部 介護保険課)	介護保険は、本人や家族が抱える介護の不安や負担を社会全体で支えあう制度です。介護保険制度は、区が保険者となって運営しています。40歳以上の人人が被保険者となって保険料を納め、介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払って介護保険サービスを利用するすることができます。	—	—
特別養護老人ホームの 整備 ※二次 (福祉部 介護保険課)	在宅生活が困難になった要介護高齢者を支えるため、民間事業者が行う施設整備の経費の一部を補助することにより、区内の特別養護老人ホームを整備します。	特別養護老人 ホーム 7所 480人 (小規模特養 1所 29人含 む)	特別養護老人 ホーム 8所 610人 (小規模特養 1所 29人含 む)
地域密着型サービスの 整備 ※二次 (福祉部 介護保険課)	要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホームの整備を推進します。	小規模多機能 型居宅介護 4所 99人 看護小規模多 機能型居宅介 護 1所 23人 認知症高齢者 グループホー ム 8所 135人	小規模多機能 型居宅介護 7所 174人 看護小規模多 機能型居宅介 護 3所 77人 認知症高齢者 グループホー ム 11所 189人

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
ショートステイの整備 ※二次 (福祉部 介護保険課)	地域包括ケアを推進し、併せて介護者の負担を軽減するため、在宅生活を支えるショートステイの整備を推進します。	ショートステイ 7所 60人	ショートステイ 10所 127人
医療介護支援 (福祉部 介護保険課)	新宿区内の特別養護老人ホームに対して胃ろう等の医療処置を必要とする入所者受け入れのための施設運営経費を助成することで、医療処置を必要とする区民が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整備します。	対象施設 7施設	対象施設 8施設
特別養護老人ホームの 入所調整 (福祉部 介護保険課)	特別養護老人ホームの入所について、より必要度の高い人から円滑に入所できるよう入所調整基準に基づく優先順位名簿を年4回更新し、調整を行います。	—	—
地域密着型サービス 事業者の指定 (福祉部 介護保険課)	地域密着型サービスについては、事業所の指定を区が行います。指定に際しては、サービスの質の確保や適正な運営を図る観点から、予め地域包括支援センター等運営協議会からの意見を聴取します。	—	—

指 標

指 標 名	現状 (平成25年度)	目標 (平成29年度)
【調査】 在宅生活の継続意向 (要支援・要介護認定者調査)	85.6%	88%

施策 7

自立生活への支援（介護保険外サービス）

高齢者が地域で自立した生活を送るために、介護保険サービスとともに、介護保険では対応していない多様なサービスにより、日常生活へのきめ細やかな支援や見守り等を行うことが必要です。

高齢者の地域での生活を支援するため、介護保険外サービスを実施していきます。

現 状**介護保険外サービスの状況**

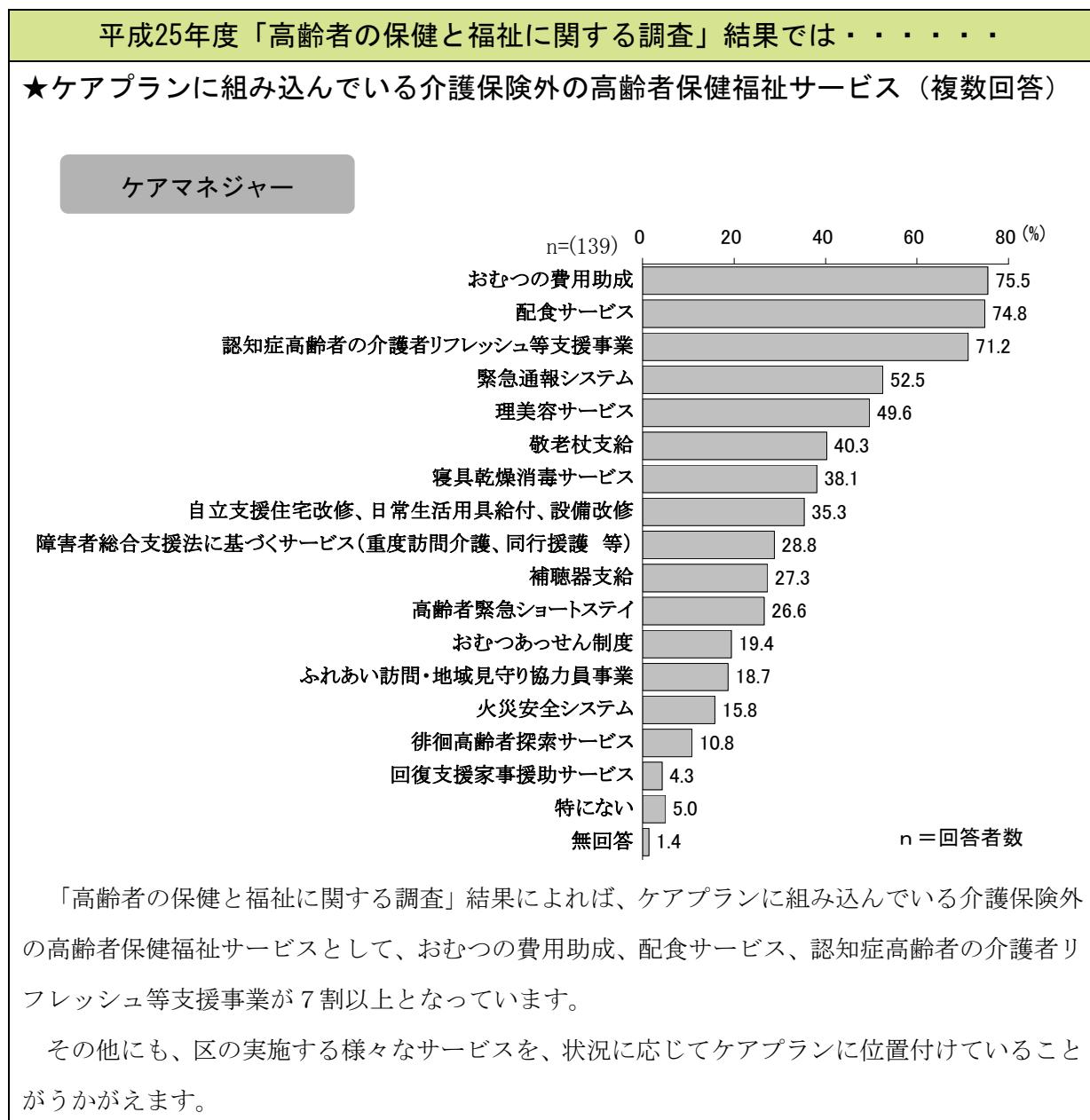
- 高齢者の住み慣れた地域での在宅生活を支援するために、介護保険サービスに加え、高齢者の多様なニーズに対応できる様々な介護保険外サービスを実施しています。各サービスの相談及び申請は、10か所の高齢者総合相談センターで行っています。
- 高齢者総合相談センターでは、杖・補聴器の支給、理美容サービス、寝具乾燥消毒サービス、回復支援家事援助サービス等により、高齢者の日常生活を支援しています。また、認知症高齢者やその家族への支援に向け、徘徊高齢者探索サービス、認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業を実施しています。特に、認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業では、訪問時間数が平成25年度に延べ13,679時間となり、前年度の延べ11,480時間と比べ、約19%増加しています。

緊急時の支援内容

- 高齢者が安心して在宅で生活するために、火災安全システムの給付や高齢者緊急通報システムの貸し出しを行っています。

経済的負担軽減のための各種助成の状況

- 高齢者やその家族の経済的負担を軽減するために、高齢者のおむつ購入に係る費用の助成や、自立支援住宅改修・設備改修費・日常生活用具購入費助成事業、通所サービス利用者の食事費用助成等を行っています。高齢者おむつ費用助成の利用状況としては、平成25年度に延べ16,055人に達しており、前年の延べ15,356人と比べ、増加傾向にあります。



課題

高齢者人口の増加への対応

- 団塊の世代がすべて75歳を迎える平成37（2025）年に向けて、高齢者人口の増加や多様なニーズに対応するため、サービスの効率化や充実を図る必要があります。
- 高齢者の生活支援や見守りに対するニーズに的確に対応するためには、介護保険による支援だけでなく、民間サービス等の多様な社会資源の把握等を行い、介護保険外サービスによる効果的な支援のしくみを検討する必要があります。

取組の方向性

サービスの重点化・効率化による支援体制の強化

- 高齢者人口及び介護保険外サービス需要量の将来推計を精緻に行い、介護保険外サービス全体の総量を的確に把握します。
- 地域包括ケアの更なる推進に向けて、介護保険外サービスの必要な見直しを行うとともに、社会資源の有効活用等によるサービスの重点化・効率化を図ることで、支援を必要とする高齢者に必要なサービスが提供される体制を強化します。
- 高齢者本人やその家族のみならず、ケアマネジャーや医療機関に対し、介護保険外サービスを積極的に周知することで、高齢者の自立した在宅生活を支援します。

施策を支える事業

○主な事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
配食サービス (福祉部 高齢者福祉課)	65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯等で、食事の支度が困難な人に月～金曜日に昼食を宅配するとともに、配食時に安否確認を行います。	配食数 延べ 60,000 食	—
理美容サービス (福祉部 高齢者福祉課)	65歳以上の在宅の高齢者等（要介護4～5、身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度等）で外出が困難な人に、調髪券を交付し、自宅で調髪・カットを行います。	利用回数 延べ 800 回	—
寝具乾燥消毒サービス (福祉部 高齢者福祉課)	65歳以上の一人暮らし又は、在宅の寝たきりの人、身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度の人に寝具丸洗い及び消毒乾燥を行います。	利用回数 延べ 3,000 回	—
回復支援家事援助 サービス (福祉部 高齢者福祉課)	65歳以上の一人暮らし等の高齢者で要介護・要支援の認定を受けていない人が、退院直後や骨折等で通院治療中のため一時的に家事援助が必要な時、ホームヘルパーを派遣します。	利用時間 延べ 1,300 時間	—

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
高齢者おむつ費用助成 (福祉部 高齢者福祉課)	65歳以上の区民で、介護保険の要介護4～5、身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度の人が対象（ただし、入院している場合は要介護度等の要件は不要）です。これらの人に介護している区民に対して（家族のいない場合は本人）、申請に基づき決定した月から、おむつの費用を助成します。	利用者数 現物助成 延べ13,000人 代金助成 延べ4,000人	—
補聴器・杖の支給 (福祉部 高齢者福祉課)	医師が補聴器の使用を必要と認めた70歳以上の高齢者に対して、委託先の補聴器会社で補聴器を支給します。また、歩行に不安のある65歳以上の在宅の高齢者に、杖を支給します。	支給数 補聴器 延べ300個 敬老杖 延べ1,000本	—
高齢者緊急通報システム (福祉部 高齢者福祉課)	65歳以上の一人暮らしの高齢者等で、身体上に慢性的疾患等があり常時注意を要する方に、緊急通報用機器やペンダントの貸し出しを行います。緊急事態に陥ったときに、東京消防庁や警備会社に通報が入るシステムです。	稼働台数 延べ600台	—
高齢者火災安全システム (福祉部 高齢者福祉課)	65歳以上の一人暮らしの高齢者等で、疾病などにより、特に防火の配慮が必要な方に、火災警報器、自動消火装置、ガス安全システム、電磁調理器を給付します。	給付台数 延べ100台	—
自立支援住宅改修・ 設備改修費・日常生活用具 購入費助成事業 (福祉部 介護保険課)	日常の動作に困難がある高齢者に対し、住宅の改修費及び日常生活用具購入費を給付することにより、在宅での生活を支援します。	—	—
通所サービス利用者の 食費助成 (福祉部 介護保険課)	介護保険の通所サービスを利用した住民税非課税世帯の方を対象に、食費にかかる費用の一部を助成します。	—	—
老人性白内障特殊眼鏡等 の費用助成 (健康部 高齢者医療担当課)	老人性白内障の治療のための人工水晶体が不適合で挿入できなかつた高齢者に対し、特殊眼鏡等の購入費用の一部を助成します。	—	—

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
徘徊高齢者探索サービス (福祉部 高齢者福祉課)	徘徊の心配のある60歳以上の認知症高齢者を介護している家族に対して、位置情報専用探索機の利用料等を助成します。	利用台数 延べ 20 台	—
認知症高齢者の介護者 リフレッシュ等支援事業 (福祉部 高齢者福祉課)	65歳以上の認知症高齢者を介護する者に対し、心身のリフレッシュを図る機会を提供するため、認知症の方に、見守りや話し相手等の支援を行うホームヘルパーを派遣します。	訪問時間 延べ 16,000 時間	—

指標

指標名	現状 (平成25年度)	目標 (平成29年度)
【調査】 健康や福祉サービスに関する情報量の充実度（要支援・要介護認定者調査）	41.4%	45%

施策8

介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進

多様化するニーズに対応した質の高い介護保険サービスを提供するため、介護保険サービス事業者を支援します。また、介護保険サービスの適正利用を推進するため、事業者への指導や利用者に向けた制度説明などの周知活動を行います。

現 状

介護保険サービス事業者の質の向上

- 区内の介護保険サービス事業者等で組織される「新宿区介護保険サービス事業者協議会」への支援や、サービスの質の向上を目的とした事業者向けの研修「新宿ケアカレッジ」を実施し、介護人材の育成を進めています。
- 区内の介護保険サービス事業所が実施している介護・支援事例について、先駆的又は優秀な取組を区長が表彰し、サービスの質の向上を図っています。
- 介護保険サービスの利用満足度については、平成25年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」の要支援・要介護認定者調査の結果によると、総合的な利用満足度は87.6%¹となっています。

適正利用の促進

- 不適切なサービス提供や利用を防ぐため、介護保険サービス事業所への指導検査を行っています。介護報酬請求内容の点検や実地指導などを実施し、不適切な報酬請求には返還を求めています。
- サービス利用をめぐっての苦情件数は、減少傾向にありますが、多く寄せられる苦情として「従事者の態度」や「説明・情報の不足」があります。

介護保険制度の趣旨普及

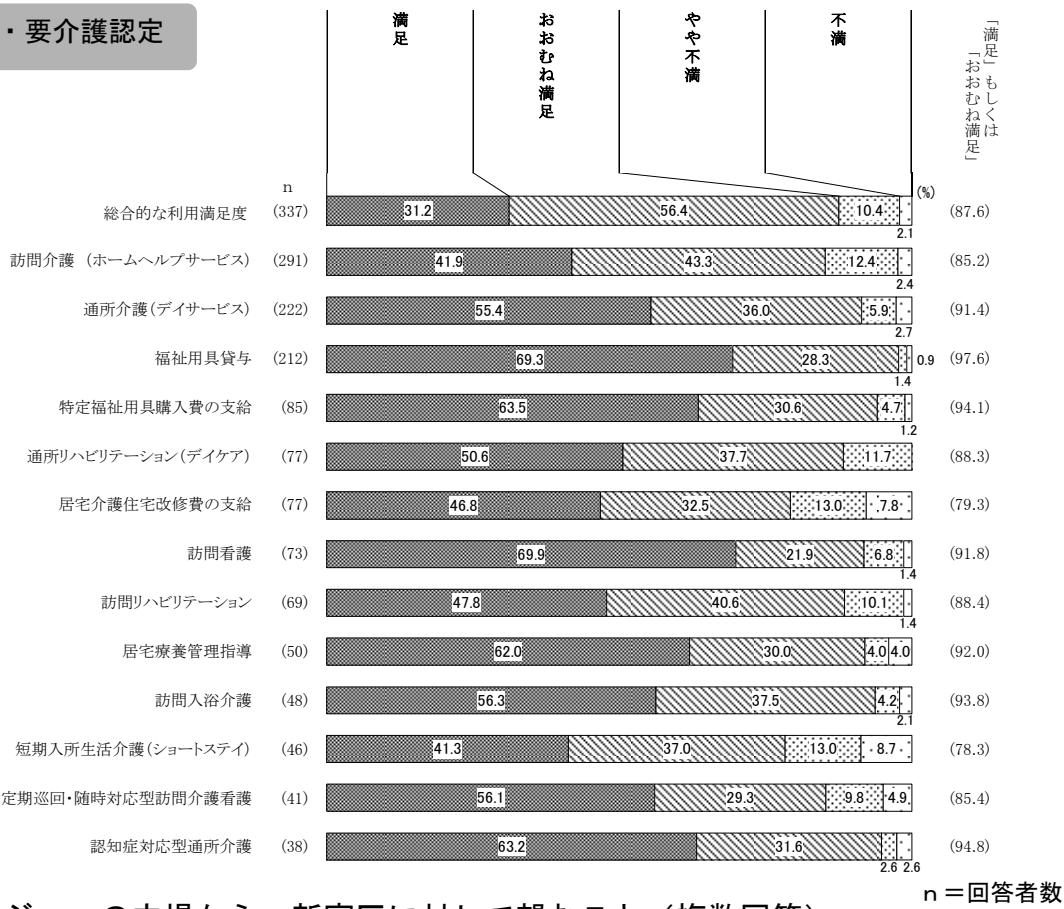
- 介護保険制度や介護保険サービスの利用について、区民からの意見を聴取し、制度運営の参考とするため、介護モニター制度を実施しています。
- 介護保険サービスの適正な利用を促進するため、サービス利用のパンフレット等を発行し周知しています。
- 介護に対する理解や認識を深めてもらうため、国が11月11日を「介護の日」と定めたことにちなんで、「しんじゅく介護の日」のイベントを開催し、講演や展示などを実施しています。

¹ 「満足」もしくは「おおむね満足」の割合。

平成25年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果では・・・・

★介護保険サービスの満足度（※「無回答」を除いた集計結果 ※回答数が少ないサービスは除く）

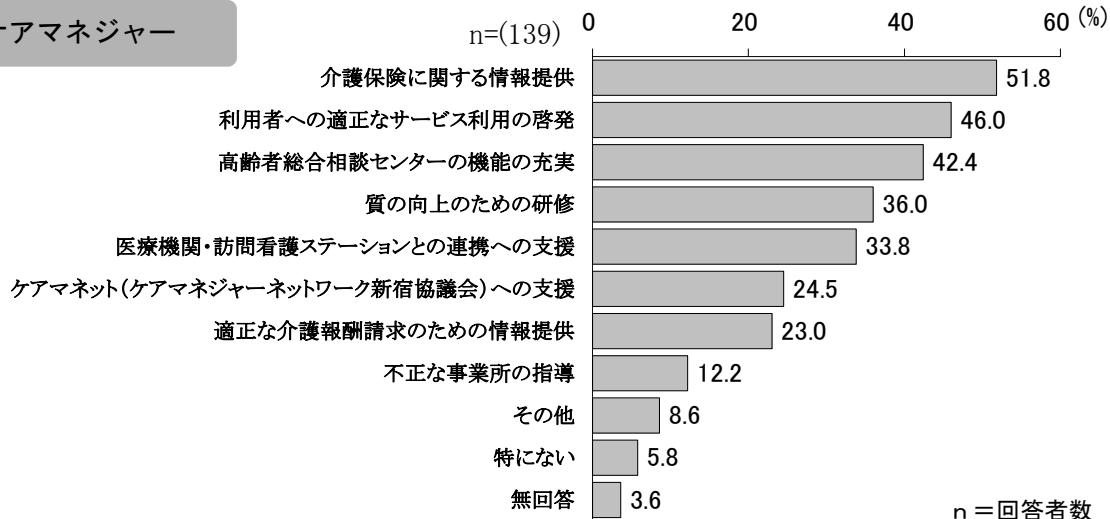
要支援・要介護認定



n = 回答者数

★ケアマネジャーの立場から、新宿区に対して望むこと（複数回答）

ケアマネジャー



n = 回答者数

「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果によれば、介護保険サービスの満足度では、総合的な満足度は8割台半ばを超える高い状況です。サービスの質の向上及び適正利用に関してみると、ケアマネジャーの立場からは、利用者への適正なサービス利用の啓発が2位、質の向上のための研修が4位と上位にあげられています。サービスの質の向上や適正利用の促進に向け、利用者に対する理解の促進、サービス従事者への研修の必要性がうかがえます。

課題

介護人材の育成

- 介護保険サービス事業者が、法令や基準に基づき適正なサービス提供を行っていくとともに、より質の高いサービスを提供できる介護人材を更に育成することが必要です。

多様なニーズに対応したサービスの工夫

- 介護保険サービスや利用者が多様化する中で、事業者自身による多様なニーズに対応したサービスの提供や工夫が求められています。

適正なサービス利用の普及

- 適正なサービス利用のためには、利用者に対して制度の利用方法等を十分に普及していく必要があります。

取組の方向性

質の高いサービス提供に向けた事業者支援

- 介護保険サービス事業者の創意工夫による自主的な取組により、多様化するニーズに対応した質が高く適正なサービス提供が実現できるように、事業者への支援を推進し、介護保険サービスの利用満足度の向上につなげていきます。
- 介護保険サービス事業所向け研修（新宿ケアカレッジ）などを通じて、介護の専門職としてのスキルアップを目指す人材育成を継続していきます。
- 介護福祉士資格取得費用助成事業により、人材の確保と育成を支援し、区内の介護保険サービスの質の向上を図ります。

利用者の理解を高めるための周知活動の実施

- 区ホームページや各種パンフレットの発行、高齢者総合相談センター ケアマネジャーによる制度説明などにより、利用者の介護保険制度についての理解を深め、適切なサービス利用につなげます。
- 介護モニター制度での意見聴取や、「しんじゅく介護の日」のイベントなどにより、介護保険制度を身近に感じていただけるよう周知を図ります。

施策を支える事業

○主な事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
介護保険サービス事業者協議会への支援 (福祉部 介護保険課)	区内の介護保険サービス事業者が中心となって組織されている新宿区介護サービス事業者協議会の運営を支援します。	会員事業者数 190 法人	会員事業者数 200 法人
介護保険サービス事業所向け研修 (新宿ケアカレッジ) (福祉部 介護保険課)	区内の介護保険サービス事業所を対象に、サービスの質の向上を目的とした研修を行います。	研修参加率 60% (参加者/講座定員数)	研修参加率 80% (参加者/講座定員数)
介護福祉士資格取得費用助成事業 (福祉部 介護保険課)	区内の介護保険サービス事業所の人材確保、育成及びサービスの質の向上を目的として、介護福祉士の資格取得のための費用の一部を助成します。	申請件数 25 件	—
福祉サービス第三者評価の受審費用助成 (福祉部 介護保険課)	介護保険サービスの質の確保や事業者選択の情報提供を目的とする福祉サービス第三者評価の普及のため、区内の介護保険サービス事業者に受審費用を助成します。	事業所数 14 か所	—
介護保険サービス事業所表彰制度 (福祉部 介護保険課)	区内の介護保険サービス事業所が取り組んでいる様々な介護・支援事例の中から、介護保険サービスの質の向上に貢献した優秀な実践事例を区長等が表彰します。	事業所数 3 か所	—
介護保険サービスに関する苦情相談 (福祉部 介護保険課)	介護保険サービスの利用に関する苦情について、事実関係を確認し、事業者等との調整を行います。	—	—

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
介護給付適正化の推進 (福祉部 介護保険課)	介護報酬請求内容の点検や、適正な介護サービス利用のパンフレットの配布などを行い、給付費の適正化を図ります。	請求内容点検回数 160回 ケアプラン点検 15事業所	請求内容点検回数 160回 ケアプラン点検 15事業所
介護保険サービス事業者に対する指導検査 (福祉部 介護保険課)	指定基準の遵守の徹底、サービスの質の改善・向上及び適正利用の促進の観点から、介護保険サービス事業者への指導検査を実施します。	集団指導 1回 実地指導 40事業所	集団指導 1回 実地指導 45事業所
介護保険制度の趣旨普及 (福祉部 介護保険課)	区民への介護保険制度の周知を図るため、介護保険べんり帳を作成し配布します。また、利用者のサービス提供事業者選択の際に参考となる介護保険事業者データベースを専門業者に委託して管理します。	介護保険べんり帳の発行 64,200部	—
介護モニターリング (福祉部 介護保険課)	介護保険制度や介護保険サービスの利用について、区民から意見を聴取し、制度運営の参考とします。	介護モニター 40人 報告書の作成・配布 240部	—
「しんじゅく介護の日」の開催 (福祉部 介護保険課)	国が定めた11月11日の「介護の日」にちなんで、区民それぞれの立場で介護について考え、介護に対する理解や認識を深めてもらうため、講演や展示などによる「しんじゅく介護の日」のイベントを開催します。	来場者数 400人	来場者数 500人

指 標

指標名	現状 (平成25年度)	目標 (平成29年度)
【調査】 介護保険サービスの総合的な利用満足度(無回答を除く「満足」「おおむね満足」の割合) (要支援・要介護認定者調査)	87.6%	90%

重点的取組み1

施策9

認知症高齢者への支援体制の充実

今後、急速に増加することが見込まれる認知症高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症についての正しい知識を普及させるとともに、認知症の早期発見・早期診断や相談体制の充実を図ります。

現 状

認知症高齢者支援における医療と介護の連携体制の強化

■平成26年12月末時点、要支援・要介護認定調査における「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ～M」に該当し、何らかの見守りや支援を要する認知症の症状がみられる方の割合は、要支援・要介護認定者の2人に1人となっており、そのうち約6割の方が在宅で生活しています（図表1、2）。また、平成22年の国勢調査の人口等基本集計結果によると新宿区の65歳以上一人暮らし率は33.7%、75歳以上一人暮らし率は35.5%で、高齢者の約3人に1人が一人暮らしという結果になっています（図表3）。

図表1 認知症高齢者の日常生活自立度別の在宅割合

平成26年12月末現在

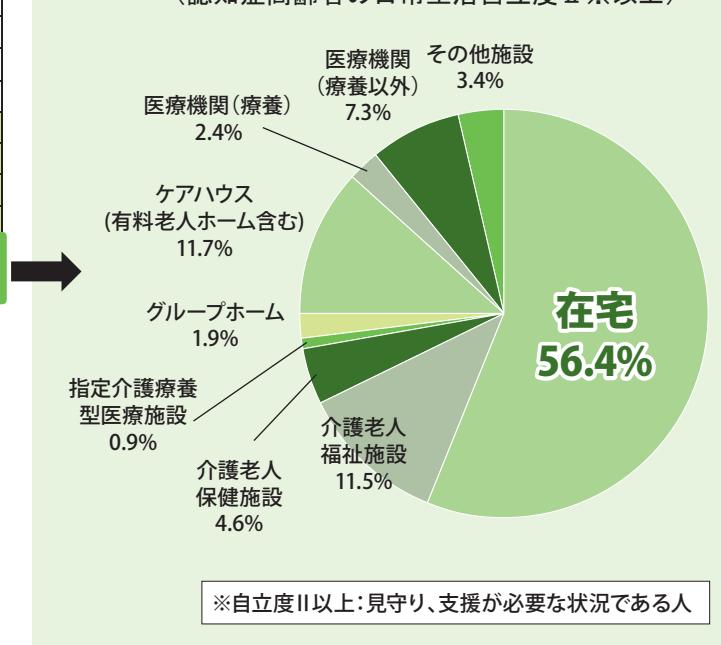
	要介護認定者 合計	生活場所		比 率
		在 宅	比 率	
認知症 自立度	合 計	12,638	8,716	69.0%
	正 常	3,168	2,713	85.6%
	I	2,720	2,198	80.8%
	II	3,732	2,601	69.7%
	III	2,080	965	46.4%
	IV	804	206	25.6%
	M	134	33	24.6%
再 掲	II以上 合計	6,750	3,805	56.4%

図表3 全国・東京都・新宿区の一人暮らし率

	全 年 齢 一 人暮 らし 率	65歳以上 一 人暮 らし 率	75歳以上 一 人暮 らし 率
全国	13.2%	16.4%	18.4%
東京都	22.5%	23.6%	26.6%
新宿区	38.3%	33.7%	35.5%

出所：平成22年国勢調査人口等基本集計結果(不詳者を除く)

図表2 認知症高齢者の生活場所
(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ※以上)

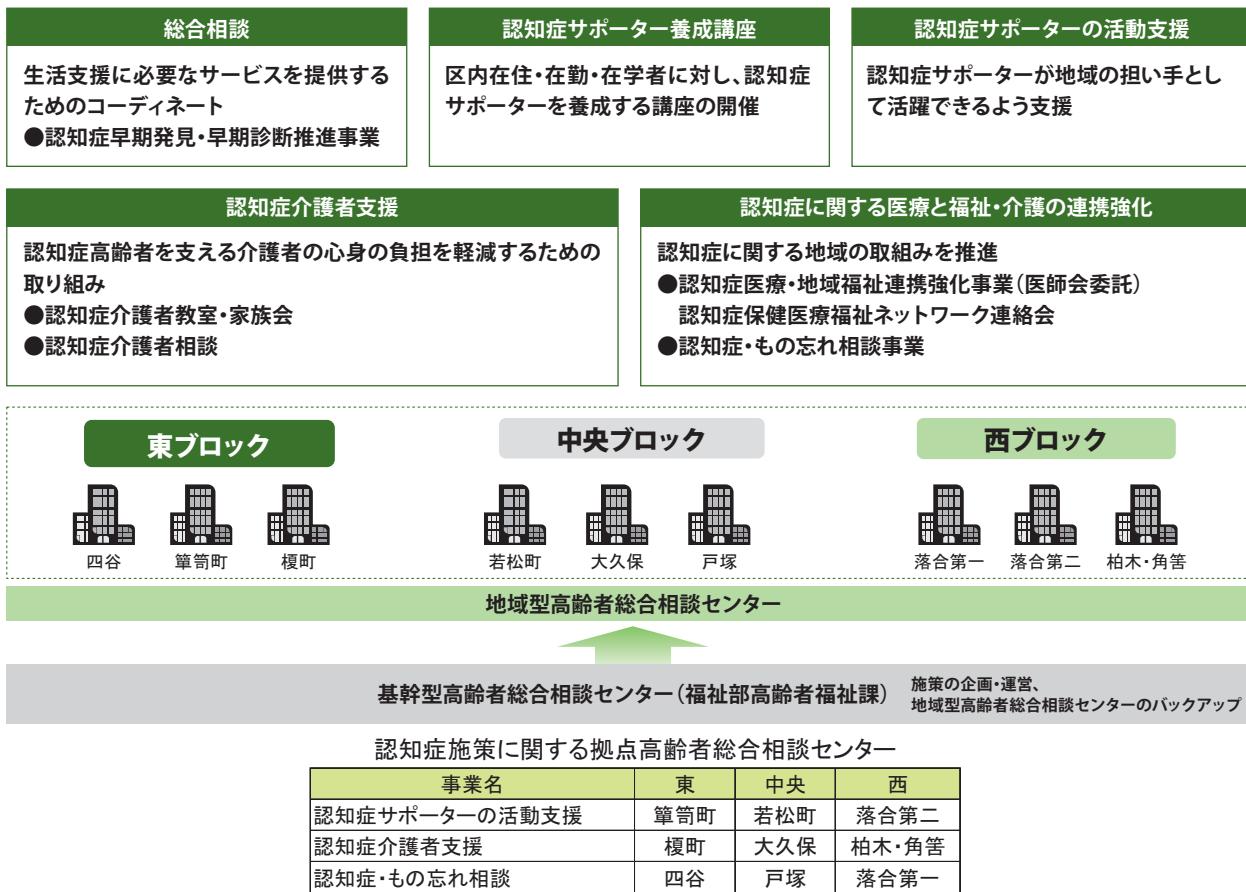


- 認知症やもの忘れに不安のある高齢者やその介護者に対して、早期発見・早期診断を促進し、適切なサービスにつなげるよう、基盤整備圏域ごとの地域型高齢者総合相談センター（1か所）を拠点として、専門医による「認知症・もの忘れ相談」を実施しています（図表4）。また、併せて、地域のかかりつけ医に対して認知症・もの忘れ相談研修を実施しています。
- 平成26年1月から、基幹型高齢者総合相談センターである高齢者福祉課に認知症支援コーディネーターを配置し、認知症高齢者への相談体制の更なる充実を図っています（図表5）。
- 認知症医療・地域福祉連携強化事業として、医療機関や訪問看護ステーション、保健所・保健センター、介護サービス事業者、高齢者総合相談センター、行政が構成員となる認知症保健医療福祉ネットワーク連絡会を開催しています（図表4）。

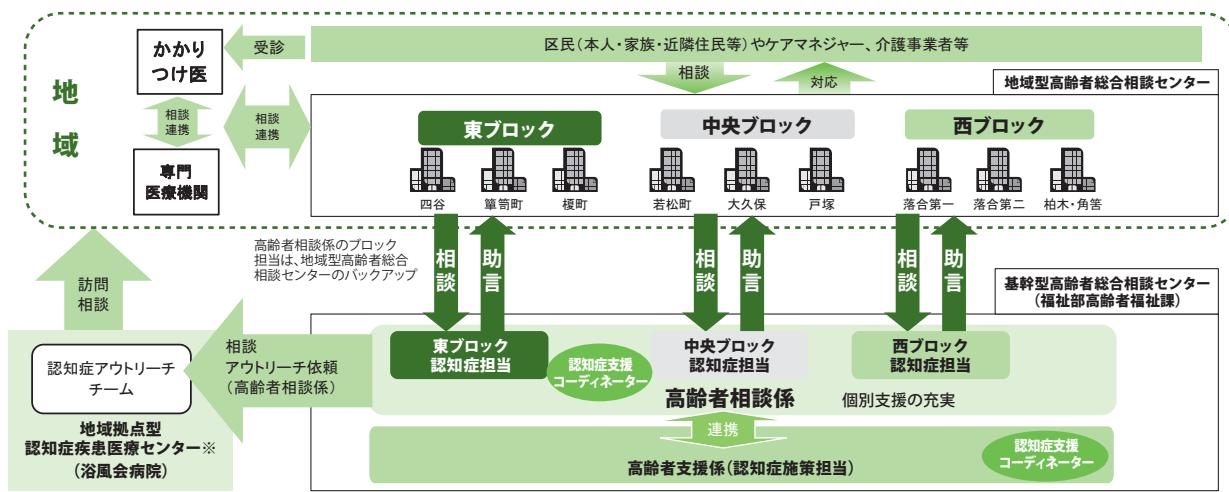
介護者への支援と認知症に対する理解促進

- 認知症高齢者への支援体制として本人だけでなく、本人の身近な支援者であり介護負担の大きい家族への支援も重要です。平成25年度に認知症介護者家族会を3か所立ち上げ、介護者同士の交流の機会づくりやサービスの情報提供を行っています。また、専門医による認知症介護者相談も実施し、精神面でのケアを行っています（図表4）。
- 認知症になっても安心して暮らせるまちにしていくために、子どもから大人まで幅広い世代を対象に認知症サポーター養成講座を行っています。認知症サポーター養成数については、平成23年度末1,181人から、平成26年度までに各年800人を目標にしていましたが、平成25年度末にすでに8,887人のサポーターが誕生しています。そして、地域型高齢者総合相談センター（3か所）が認知症サポーターの活動拠点となり、フォローアップ講座等を定期的に開催しています（図表4）。
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発のため、若年性認知症を含む認知症に関する講演会の開催や「新宿区の認知症に関する相談窓口・サービス一覧」等のパンフレットを作成・配布しています。また、40歳以上の区民を対象とした「うつ・認知症予防リーフレット」を作成し、特定健康診査の通知とともに送付しています。

図表4 地域型高齢者総合相談センターによる認知症施策の展開図



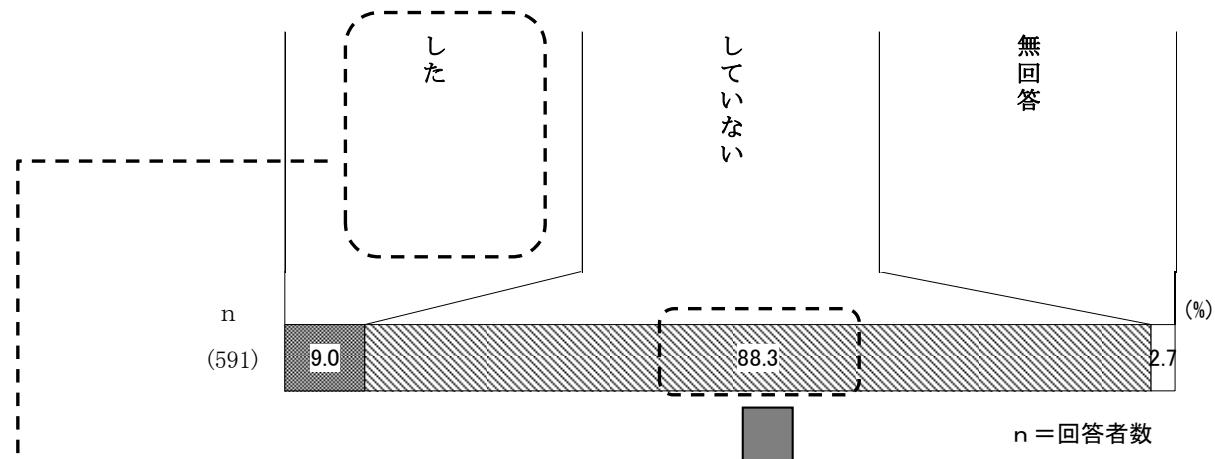
図表5 認知症支援コーディネーターによる相談体制図



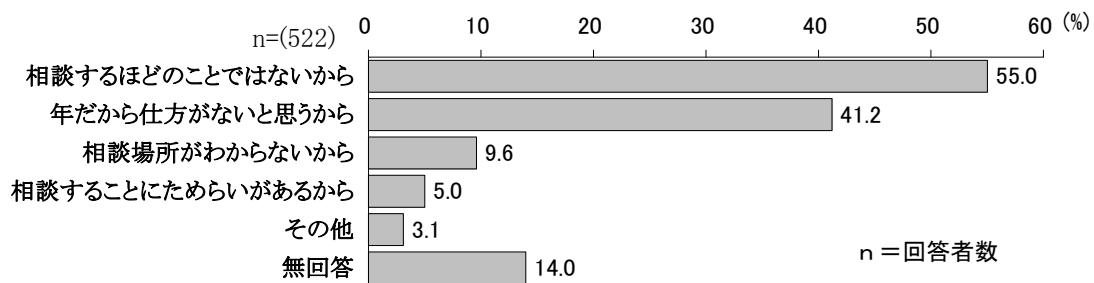
平成25年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果では・・・・

★この1年間の物忘れや理解・判断力の低下についての相談の有無

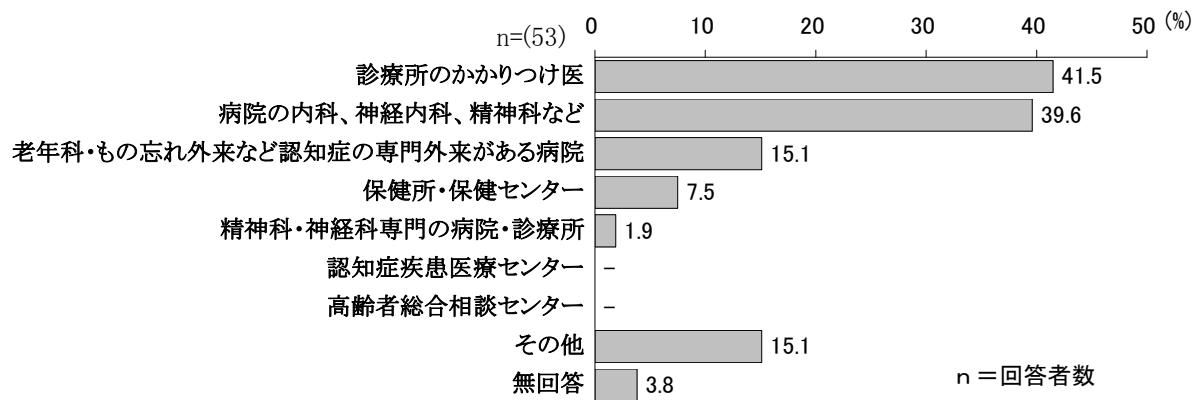
一般高齢者



★相談しない理由（複数回答）



→ ★物忘れや理解・判断力の低下時の相談先（複数回答）



「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果によれば、この1年間の物忘れや理解・判断力の低下時に相談していない理由は、相談するほどのことではない、年だから仕方がないといった回答が多くあげられています。相談している約1割の方の相談先は、診療所のかかりつけ医、病院の内科・神経内科・精神科などの2つが4割前後で多くなっています。

課題

- 年齢が上がるほど、認知症高齢者の出現率は高くなっています。また、東京都の調査報告書¹によると、認知機能に低下が見られる高齢者は、そうでない高齢者に比べると、その他の疾患に罹患していることが多いという結果が出ています。その他の疾患の治療の過程からも、認知症の早期発見・早期診断に結びつけていくため、身近で相談できるかかりつけ医（「認知症・もの忘れ相談医」等含む）を増やし地域の相談先を広げるとともに、相談医と関係機関が連携するための体制を強化する必要があります。
- 新宿区の高齢者の3人に1人が一人暮らしという現状から、一人暮らしの認知症高齢者も視野に入れた、早期発見・早期診断及び対応に取り組んでいく必要があります。
- 認知症は進行するに伴い、症状が変化していく病気です。認知症の状態に応じた適切なサービスにつなげるため、地域のかかりつけ医（「認知症・もの忘れ相談医」等含む）、専門医、ケアマネジャー、高齢者総合相談センター、保健センター等、医療・保健・介護・福祉にわたる多職種間での連携強化が必要です。
- 認知症高齢者の介護者が抱える介護負担感は、認知症の無い場合より高い傾向にあります。介護者の負担の軽減を図るため、介護保険サービスの他、介護保険外サービスやインフォーマルサービスなど、地域資源の情報を適切に提供する必要があります。
- 高齢者がもの忘れを感じていながらも、相談や受診に至っていない現状もあり、引き続き認知症の正しい知識の普及が必要です。また相談に対して早期に支援へと結びつくよう相談先の周知を図っていく必要があります。
- 徘徊によって行方不明となり、安否が心配される事例が全国的に増えている現状から、徘徊時の早期発見や事故の未然防止を図る必要があります。

取組の方向性

認知症高齢者の早期発見・早期診断へのしくみづくりの強化

- 認知症が疑われる高齢者の早期発見・早期診断につながりやすい体制について、認知症地域支援推進員²及び認知症初期集中支援チーム³を設置することで、さらに充実を図っていきます。

¹ 「認知機能や生活機能の低下が見られる地域在宅高齢者の実態調査報告書」

² 認知症地域支援推進員：地域の認知症支援体制を構築し、地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援する者をいう。

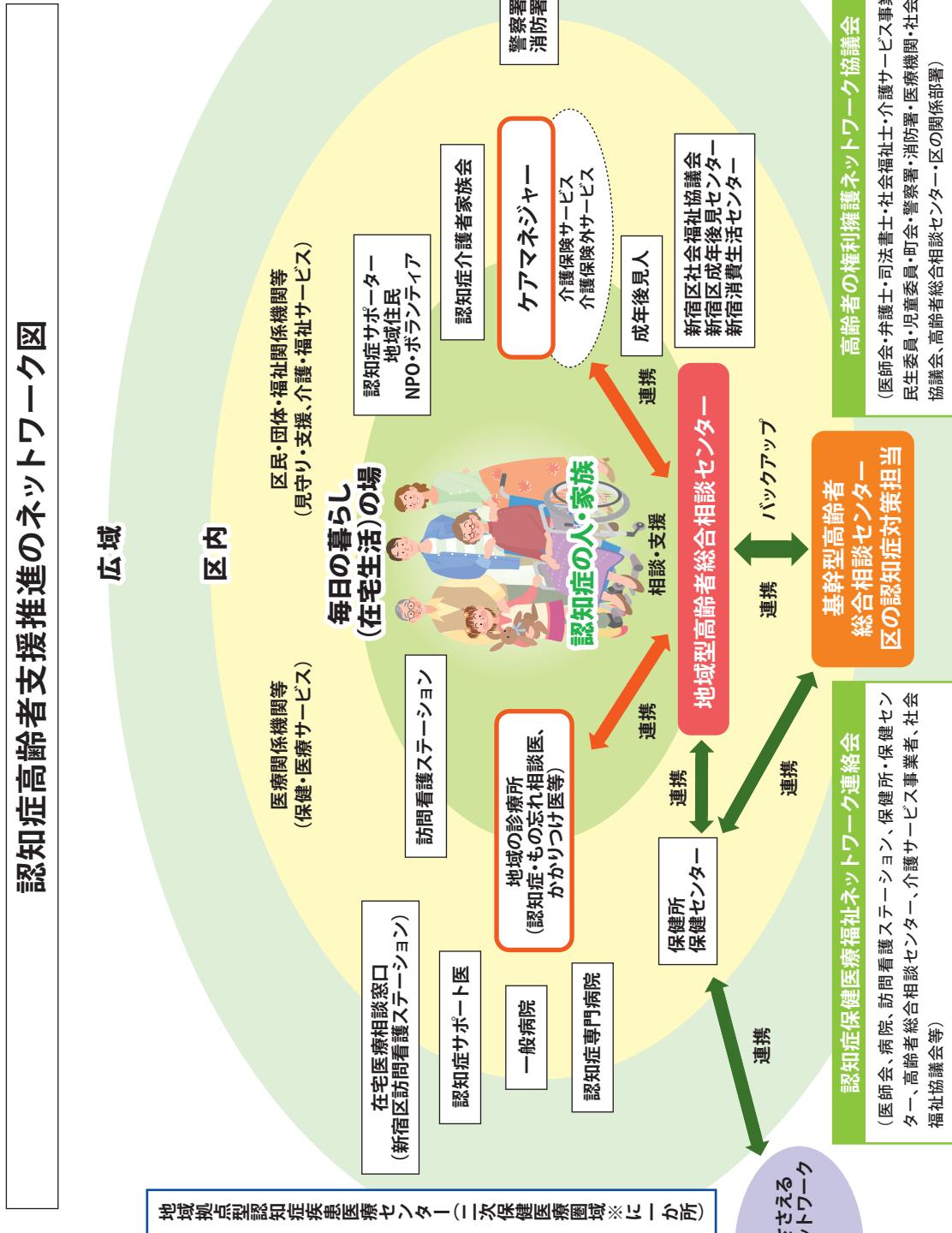
³ 認知症初期集中支援チーム：複数の専門職が認知症の疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

- 区民の身近な相談窓口である高齢者総合相談センターが中心となって、複合的な課題への対応力を向上させるとともに、関係機関同士の役割を明確にして、認知症高齢者やその介護者を効果的に支援していく体制づくりを行っていきます。
- 軽度認知症高齢者に対し、相談や受診につなげるなどの対応を充実するため、認知症高齢者やその介護者の身近な相談先である、地域のかかりつけ医（「認知症・もの忘れ相談医」等含む）と高齢者総合相談センターの連携を進めていきます。
- 認知症高齢者は、その他の疾患に罹患している率が高いことから、在宅生活を支えていくために、高齢者総合相談センターや介護サービス事業者などの福祉・介護とともに、地域のかかりつけ医（「認知症・もの忘れ相談医」等含む）や在宅医療相談窓口、保健所・保健センターなどの医療・保健との連携を強化していきます（図表6）。

認知症を正しく理解し適切に対応できる地域づくりの推進

- 認知症の状態に応じたサービス提供の流れを示す、認知症ケアパスを作成し、認知症高齢者やその介護者、及び関係機関等に認知症の進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかの情報を適切に提供していきます（図表7）。また、医療・介護・福祉関係者や高齢者の見守り活動の担い手を含め、幅広い世代の区民が高齢者の認知症状に対して早期に気づき、必要な医療・介護サービスにつなげられるよう、認知症に関するパンフレットの作成・配布を行うとともに、若年性認知症を含めた講演会の開催など、認知症の正しい知識の普及啓発を行っていきます。
- 認知症の初期の段階から終末期に至るまで、症状の進行に併せて変化する症状やケアのニーズに応じて、医療と介護が連携した適切な支援が必要です。認知症高齢者やその介護者に適切なケアマネジメントを行うため、ケアマネジャー等の関係機関に対して医療・介護の連携等に係る研修を行い、認知症への対応力の向上を図っていきます。
- 認知症高齢者を支えるしくみづくりとして、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターを養成するとともに、活動の場を広げていきます。また、フォローアップ講座に声かけ訓練等を取り入れていくことで、認知症サポーターが地域の担い手として活躍できる体制を充実させます。
- 認知症の方を日頃から地域で見守り、徘徊で行方が分からなくなった際に安全に保護するため、警察等関係機関と連携しネットワークの構築や地域住民への普及啓発を充実していくことで、認知症徘徊高齢者への対応を強化していきます。

認知症高齢者支援推進のネットワーク図



※二次保健医療圏とは、特殊な医療を除く一般的な医療ニーズに対応するために設定する区域で、複数の区市町村を単位とする。
東京都は13圏域あり、新宿区は、中野区、杉並区とともに、区西部となる。

《認知症ケアパス》 認知症の経過と対応

認知症を引き起こす疾患や身体状況などにより、経過は異なり、必ずしもこの通りに進行するわけではありません。また、認知症の進行に合わせ、必要と思われる支援を選択していきます。

認知症の程度	認知症の疑い	誰かの見守りがあれば日常生活は自立		日常生活中手助け・介護が必要	常に介護が必要
		●買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	●服薬管理ができない、電話の応対や訪問者の対応などが1人では難しい		
本人の様子 (右にいくほど発症から時間が経過し、進行している状態)	●同じ事を何回も聞く。 ・経済したことを忘れる。 ・探し物が増えまる。 ・不安、いらいら、あせり、抑うつ等がある。	●買物の際に小銭が払えない。 ・料理がうまくできない。 ・同時に複数の事が処理できない。 ・物を盗られた!という。 ・気持ちを言葉でうまく伝えられない。	●季節に応じた服を選べない。 ・外出から家に戻れない。 ・トイレの場所を間違えて迷ってしまう。 ・食べ物をあるだけ食べてしまう。 ・飲み込みが悪くなる。	●着替えや食事、トイレ等がうまくできない	●ほぼ寝たきりで意思の疎通が難しい
家族の心構え 対応のポイント	●認知症を予防するため規則正しい生活を中心がけましょう。 ●認知症に関する正しい知識や理解を深めておきましょう。 ●今後の生活設計(介護、金銭管理など)について考えてみましょう。	●認知症の疾患や介護について勉強しましょう。 ●失敗しないよう手助けしましょう。 今まで出来たことが少しずつできなくなったり失敗が増えてきます。失敗体験は本人の自信を喪失させ、症状を悪化させることもあるので、失敗を最小限にするようさりげないフォローをしてしましょう。 ●介護保険を利用しましょう。 戸惑うような出来事が増え、介護が難しくなってきます。介護者が休息する時間も必要です。介護保険制度を上手に利用して過度の負担にならないようにしてしまましょう。	●認知症が心配な場合は、早めに医師に相談しましょう。 ●認知症の疾患や介護について勉強しましょう。 今まで出来たことが少しずつできなくなったり失敗が増えてきます。失敗体験は本人の自信を喪失させ、症状を悪化させることもあるので、失敗を最小限にするようさりげないフォローをしてしましょう。	●歩行が不安定になる。 ・声かけや介護を拒む。不快な音を立てる。 ・尿や便意を感じにくくなる。 ・飲み込みが悪くなる。	●反応がなくなり、言葉が減る。 ・一日中うつらうつらする。 ・常時オムツが必要になる。 ・口から食事がとれなくなる。 ・栄養補給を行うか等)
相談	認知症の予防や、医療機関の受診、介護にお困りの場合など、認知症の総合的な相談窓口は「高齢者総合相談センター」	介護保険サービスを利用する場合は【アマネジャー】	介護予防のために【介護予防教室、新奇いきいき操など】	介護保険サービス 居宅系サービス訪問介護、訪問看護、通所介護、小規模多機能型居宅介護、ショートステイなど	介護保険サービス 居宅系サービス【認知症高齢者グループホーム、特別養護老人ホーム、老人保健施設等】
介護予防	みんなで交流するために【地域安心カフェ、ふれあいいきいきサロン、食事サービスグループ】	さまざまな活動の場として【シニア活動館、地域交流館、こどもき館など】	支え合いや、安否確認【民生委員、高齢者クラブ、町会・自治会、ふれあい訪問・地域見守り協力員事業】	自分で家に戻れなくなったら【徘徊高齢者探索サービス】	その他、介護保険を利用できる施設等【介護付有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者住宅など】
安否確認・見守り	ちょっとした生活のお手伝い暮らしのサポート事業、ちょこっとご提供サービス、シルバーハウスセンター・家庭援助	認知症の診断を受けるには【かかりつけ医、認知症もの忘れ相談医、専門医療機関、認知症疾患病センター(浴風会病院)】【認知症・もの忘れ相談事業】	介護保険サービス 施設・居住系サービス【認知症高齢者グループホーム、特別養護老人ホーム】	認知症などの精神症状が悪化した場合は【専門医療機関、認知症疾患病センター(浴風会病院)】	周辺症状など精神症状が悪化した場合は【専門医療機関、認知症疾患病センター(浴風会病院)】
生活支援・身体介護	その他の、介護保険を利用できる施設等【介護付有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者住宅など】	認知症の診断を受けるには【かかりつけ医の住診、訪問看護】	通院が難しくなったら【かかりつけ医の住診、訪問看護】	福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理が難しくなったら【地域福祉権利擁護事業】	介護者の健康やストレスを相談する【認知症介護者リフレッシュ等支援事業】
医療	家族同士の情報交換や交流、学習の場【家族会、介護者学習会と交流会】	介護者のリフレッシュとして【認知症介護者リフレッシュ等支援事業】	介護者の健康やストレスを相談する【認知症介護者リフレッシュ等支援事業】	介護者の健康やストレスを相談する【認知症介護者リフレッシュ等支援事業】	介護者の健康やストレスを相談する【認知症介護者リフレッシュ等支援事業】
権利擁護	家族支援	認知症の人を支援する体制等	●認知症の疑いが心配な場合は、早めに医師に相談しましょう。 ●認知症の疾患や介護について勉強しましょう。 今まで出来たことが少しずつできなくなったり失敗が増えてきます。失敗体験は本人の自信を喪失させ、症状を悪化させることもあるので、失敗を最小限にするようさりげないフォローをしてしましょう。	●認知性の脳炎や床ずれなど身体的な合併症が起りやすくなることを理解しましょう。 ●どうような終末期を迎えるか家族で話し合っておきましょう。(終末期の延命処置や栄養補給を行うか等)	●認知性の脳炎や床ずれなど身体的な合併症が起りやすくなることを理解しましょう。 ●どうような終末期を迎えるか家族で話し合っておきましょう。(終末期の延命処置や栄養補給を行うか等)

※参考・資源正彦「家族の認知症に対する本」、永田久美子「本へど家族のためのセンター方式ガイド認知症ケアをもっと樂に」、新宿区全体の標準的なケアパスです。今後は、日常生活圏域を単位とした地域毎に活用できる社会資源(認知症の人を支援するサービス等)を整理するなど本人・家族、関係者が情報共有を図り適切に選択できるよう活用していきます。

施策を支える事業

○主な事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
認知症サポーター推進 事業（認知症サポーターの 活動拠点の整備）※二次 (福祉部 高齢者福祉課)	高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域での支援活動を推進します。認知症サポーターが地域の担い手として活躍できるよう、その活動を高齢者総合相談センターが支援します。	認知症サポーター活動登録者数 250人	認知症サポーター活動登録者数 400人
認知症・もの忘れ相談 ※二次 (福祉部 高齢者福祉課)	認知症やもの忘れを心配している区民及びその家族等を対象に、早期発見・早期対応につなげるとともに、認知症への対応や診断、治療等について医師による個別相談を実施します。 また、福祉や介護について、高齢者総合相談センターの相談員による相談を行います。	認知症相談 18回 もの忘れ相談 18回 (高齢者総合相談センター 3所で実施)	認知症相談 18回 もの忘れ相談 18回 (高齢者総合相談センター 3所で実施)
認知症介護者支援事業 ※二次 (福祉部 高齢者福祉課)	認知症高齢者の介護者が、病気の理解や対応方法、利用できる制度等を学ぶとともに、介護者同士の交流によって仲間づくりの機会を提供し、孤立の防止を図ります。また、精神面でのケアとして専門医による個別相談を行います。 ①認知症介護者教室 ②認知症介護者家族会 ③認知症介護者相談	家族会の運営 3か所 認知症介護者相談 12回	家族会の運営 3か所 認知症介護者相談 12回
認知症講演会 (福祉部 高齢者福祉課)	認知症の病気の理解、医療や介護、周囲の支援に関する講演会を開催します。	参加者数 延べ130名	参加者数 延べ130名
若年性認知症講演会 (健康部 保健予防課)	働き盛りに発症する若年性認知症をテーマに、病気の理解、医療や介護、周囲の支援に関する講演会を開催します。	参加者数 延べ50名	参加者数 延べ50名

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
認知症普及啓発用 パンフレット等作成 (福祉部 高齢者福祉課)	認知症に関する基礎知識やサー ビス・相談先等を掲載した、パン フレットを作成し配布します。	「新宿区の認 知症に関する 相談窓口・サ ービス一覧」 6,000部 「認知症を正 しく知ろう」 4,000部	認知症普及啓 発用パンフレ ットの配布 6,000部 ※「新宿区の 認知症に関す る相談窓口・ サービス一 覧」と「認知 症を正しく知 ろう」を統一 (H28年度 ~)
高齢者総合相談センター での認知症高齢者への 支援 (福祉部 高齢者福祉課)	高齢者総合相談センターが、認知 症高齢者の介護保険や福祉サー ビス、在宅ケアに関する相談に 応じます。各センターに認知症担 当者を配置し、地域の関係機関等 と連携して認知症高齢者への生 活支援を行います。	相談件数 1,400件	相談件数 1,900件
【再掲】徘徊高齢者探索 サービス (福祉部 高齢者福祉課)	徘徊の心配のある60歳以上の認 知症高齢者を介護している家族 に対して、位置情報専用探索機の 利用料等を助成します。	利用台数 延べ20台	—
徘徊高齢者等緊急一時 保護事業 (福祉部 高齢者福祉課)	緊急保護を要する徘徊高齢者等 を、一時的に宿泊施設に保護しま す。	利用者数 45人 利用日数 717日	利用者数 46人 利用日数 730日
【再掲】認知症高齢者の 介護者リフレッシュ等 支援事業 (福祉部 高齢者福祉課)	65歳以上の認知症高齢者を介護 する者に対し、心身のリフレッシュ を図る機会を提供するため、認 知症の方に、見守りや話し相手等 の支援を行うホームヘルパーを 派遣します。	訪問時間 延べ16,000 時間	—

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
認知症医療・地域福祉連携強化事業 (福祉部 高齢者福祉課)	<p>認知症の早期発見や適切に日常的な医療の提供ができるように、かかりつけ医の認知症対応力の向上を図るための研修を実施します。また「認知症・もの忘れ相談医」の名簿を作成し周知します。</p> <p>かかりつけ医・認知症もの忘れ相談医・認知症サポート医・専門医療機関・一般病院等、医療機関同士の連携強化や認知症に係る関係機関によるネットワーク構築、連携強化のための会議を開催します。</p>	<p>認知症保健医療福祉ネットワーク連絡会 3回</p> <p>新宿区認知症・もの忘れ相談医研修 2回</p> <p>新宿区認知症・もの忘れ相談医名簿作成 1回</p>	<p>認知症保健医療福祉ネットワーク連絡会 3回</p> <p>新宿区認知症・もの忘れ相談医研修 2回</p> <p>新宿区認知症・もの忘れ相談医名簿作成 1回</p>
認知症サポーター養成講座 (福祉部 高齢者福祉課)	高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域での支援活動を推進します。病気の理解や対応方法などの基礎を学ぶ、認知症サポーター養成講座を開催します。	<p>認知症サポーター養成数 (累計) 10,000人</p>	<p>認知症サポーター養成数 (累計) 13,000人 (各年1,000人)</p>
【再掲】普及啓発用リーフレット作成 (健康部 保健予防課)	うつ・認知症（若年性認知症を含む）予防リーフレットを特定健診対象者以外にも配布し、普及啓発の拡大を図ります。	<p>うつ・認知症予防リーフレット（40歳以上対象） 80,000部発行</p>	若年性認知症の普及啓発の充実
【再掲】精神保健相談（うつ専門相談を含む） (健康部 保健センター)	特に受診困難な状況や行動・心理症状が激しい等の認知症の人やその家族等の相談に医師や保健師が応じるとともに、高齢者総合相談センター等と連携をとり対応します。	<p>精神保健相談 77回</p> <p>相談者数 延べ135人 (予約定員の6割程度)</p>	<p>精神保健相談 77回</p> <p>相談者数 延べ160人 (予約定員の7割程度)</p>
認知症ケアパスの作成・普及 (福祉部 高齢者福祉課)	認知症症状が発生した時から、その人の進行状況に合わせ、どのような医療・介護サービスを受けることができるかを示す、認知症ケアパスを作成し活用していくします。	—	認知症普及啓発用パンフレットを通じて周知

指標

指標名	現状 (平成25年度)	目標 (平成29年度)
認知症サポーター養成数 (累計)	8,887人	13,000人 (各年1,000人)
認知症高齢者に関する対応力を 向上する研修を受講した かかりつけ医の実人数	50人	60人

トピックス



認知症サポーター養成講座

区では、「認知症になっても安心して暮らせるまち」を、区民の皆さんと共につくることを目指しています。

その取組のひとつとして、病気の理解や対応方法を正しく学ぶ「認知症サポーター養成講座」を開催しています。

【認知症サポーターになるには】

約90分の講座を1回受講します。受講料は無料です。

講座は定期的に開催しており、出前講座も行っています。

修了者には、認知症サポーターのしるし「オレンジリング」を差し上げます。

【認知症サポーターの活動は】

認知症サポーターは、自分のできる範囲で活動しています。

地域での活動を希望された方は、勉強会に参加し、認知症への具体的な対応につなげるための地域での声かけ訓練等を行っています。

また、認知症介護者家族会の運営などの活動も行っています。



認知症サポーター養成講座



公園での声かけ訓練

重点的取組み2

施策10

地域における在宅療養支援体制の充実

安心して在宅療養ができるよう、在宅医療体制の強化や医療と介護の連携を推進するなど、在宅療養体制を構築します。また、在宅療養に関する専門職のスキルアップを図り、在宅療養を支える体制を充実します。

現 状

在宅療養体制の構築

<在宅療養相談窓口の設置>

- 新宿区役所に在宅療養相談窓口を設置し、区民や関係機関からの在宅療養に関する医療を中心とした専門的な相談に応じています。また、「がん療養相談窓口」を委託事業として実施し、相談に応じています。

<医療と介護の連携>

- 医療と介護の連携を進めるために、かかりつけ医¹・在宅医²、訪問看護師等医療関係者と高齢者総合相談センター職員やケアマネジャー等福祉関係者との連携が必要です。医療関係者と福祉関係者が会する研修会や連絡会の開催、病院看護師の訪問看護ステーション実習研修の実施等により、医療と介護の顔の見える連携が推進されています。
- リハビリテーション連携モデル事業では、在宅療養で摂食嚥下障害に関わる多職種の連携体制づくりを進め、摂食嚥下機能の低下に気づいて適切な関係機関につなぐことができるよう、連携ツールを整備しました。

<医療体制>

- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」のケアマネジャー調査の結果では、ケアマネジャーの立場からみた新宿区の高齢者支援の状況について、「充実している」と回答した方の割合は、「かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及」が71.2%、「在宅療養の支援体制」が65.4%となっています。
- 身近な地域で適切な医療が受けられるよう、かかりつけ医・かかりつけ歯科医機能の推進を図るための連絡会議を開催しています。

¹ 地域の身近な診療所やクリニックで、日常的な受診や健康相談などの総合診療を担う医師。

² 計画的な訪問診療（在宅医療）を担う医師。

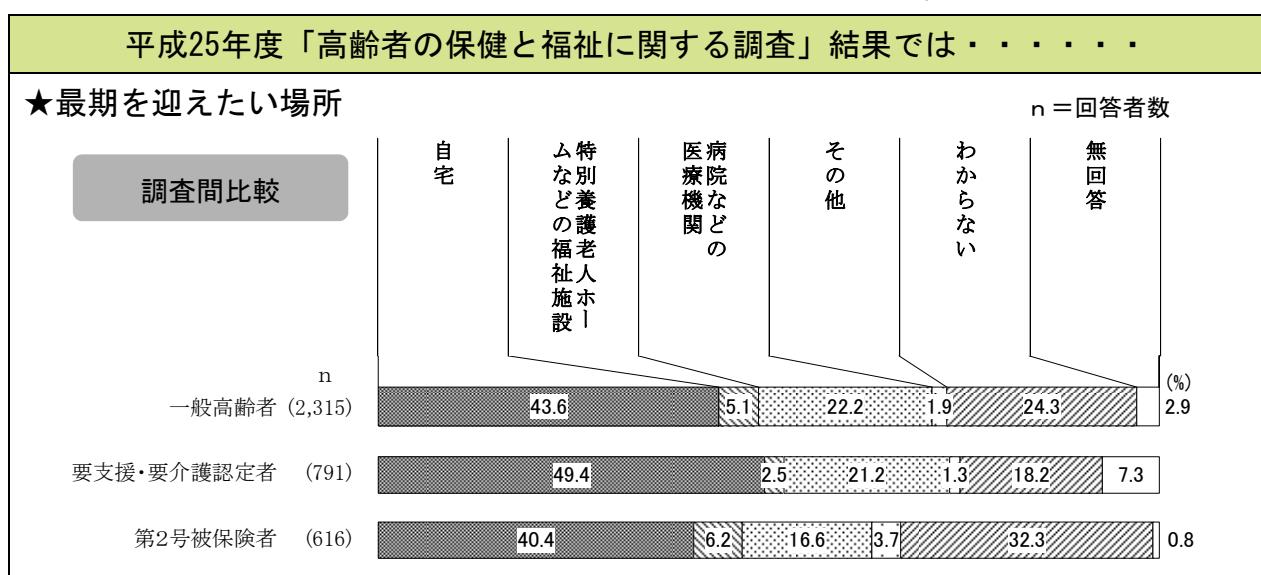
- 在宅療養をしている方の病状が急変し、かかりつけ医が入院を必要と診断した場合、入院して適切な治療を受けられるように区内3カ所の病院に緊急一時入院のためのベッドを確保しています。
- 在宅療養支援診療所は、平成22年度には37か所、平成24年度には43か所と増えていますが、在宅看取り率は増加していない状況にあります。
- 区内には、平成26年度現在、高齢者に対応する訪問看護ステーションは23か所あります。事業所は増えてきていますが、人材が不足している状況が続いています。また、4か所のがん診療連携拠点病院等があり、それぞれに「がんに関する相談支援センター」が設置されています。また、そのうち1か所には緩和ケア病棟があり、東京都在宅緩和ケア支援センターが設置されています。

在宅療養に関わる専門職のスキルアップ^⑤

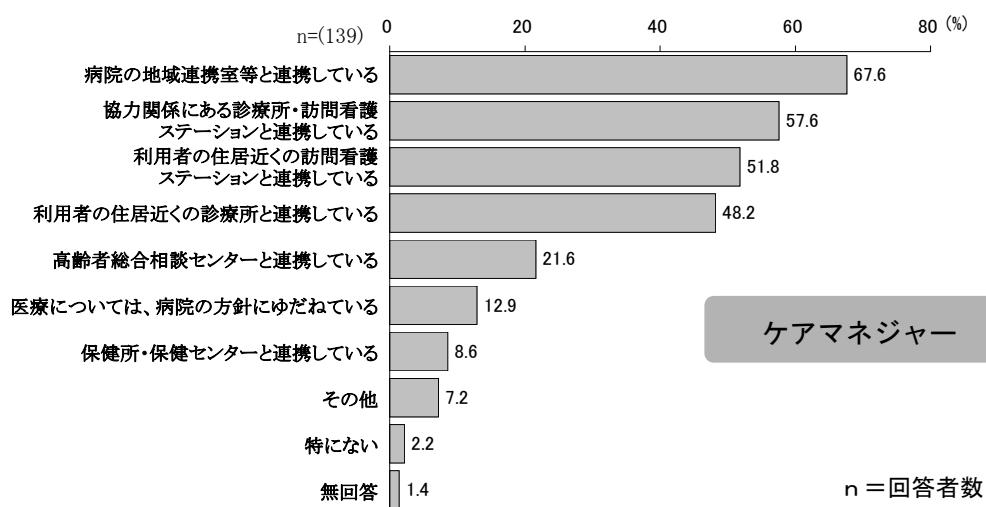
- 病院看護師や訪問看護に関心のある看護師を対象に、訪問看護ステーションで研修を実施し、在宅療養への理解促進、人材育成を図っています。
- かかりつけ医・かかりつけ歯科医機能の推進事業やリハビリテーション連携モデル事業において、緩和ケアや摂食嚥下機能支援など在宅医療に関する様々な研修や講演会を開催しています。

在宅療養に対する理解の促進

- 病院から退院するときの準備や相談先、在宅療養中の体調管理など、在宅療養の実際について、在宅療養ハンドブック等を活用した地域学習会を行っています。
- がん患者・家族のための支援講座では、がんの療養について学びながら、同じ健康不安やつらさを抱える方と関わり、語り合う講座を行っています。



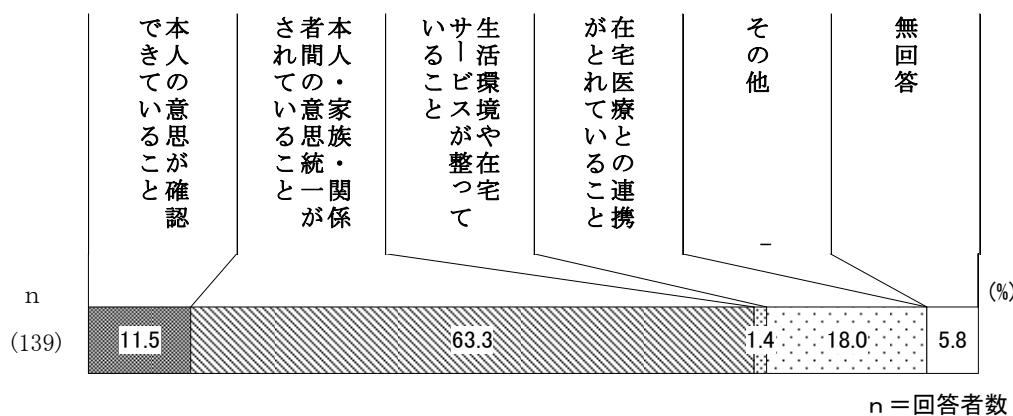
★退院が決まった高齢者等の医療の継続のために対応していること（複数回答）



ケアマネジャー

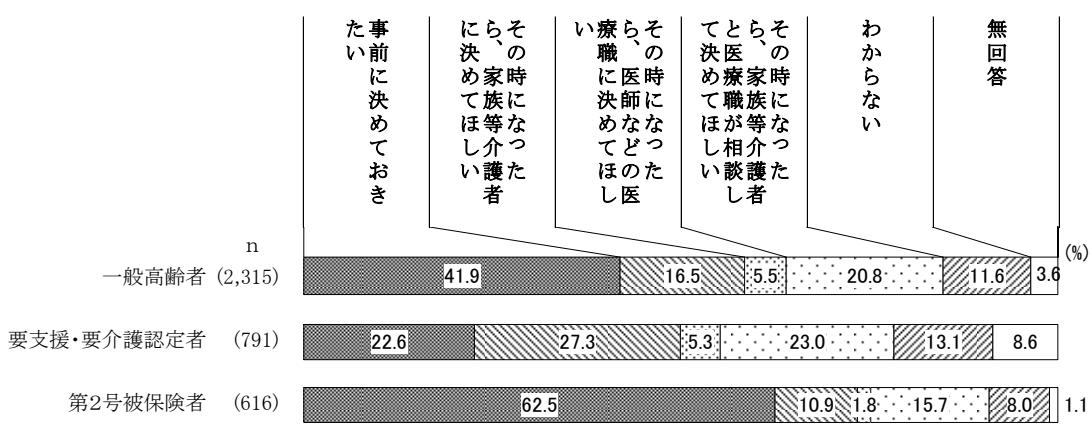
★看取りをサポートする際に欠かせないこと

ケアマネジャー



★自身で判断できなくなったときの医療・介護

調査間比較



調査結果によれば、最期を迎える場所として、第2号被保険者、一般高齢者、要支援・要介護認定者とも「自宅」が第1位となっており、中でも要支援・要介護認定者が5割弱で最も高いことがわかります。また、退院が決まった高齢者等の医療の継続のための対応について、「病院の地域連携室等との連携」、「診療所・訪問看護ステーションとの連携」が上位を占めています。また、看取りをサポートする際に欠かせないことは、「本人・家族・関係者間の意思統一」が最も高く、自身で判断できなくなったときの医療・介護の希望は、第2号被保険者の場合「事前に決めておきたい」が6割強で最も高くなっています。

この結果から、在宅療養の実現に向けた支援体制、病院退院後の介護・医療の連携体制の必要性がうかがえます。

課題

医療と介護の連携強化

- 病気や認知症になっても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。
- 医療や介護関係者による円滑な連携を推進するためには、地域の実状を把握し、情報を共有するとともに、課題の抽出を行う必要があります。
- 在宅療養支援診療所や在宅医を増やしていくためには、在宅医療における医療機関相互の連携や役割分担のシステム構築が必要です。さらに、かかりつけ医が在宅医療を行いやすい体制づくりのため、医師会等との更なる検討が必要です。
- 在宅療養患者が在宅生活を継続できるよう支援するため、後方医療体制としての急変時の緊急一時入院に加え、家族の疲弊を防ぐためのレスパイト（休養）、身体機能維持・向上のためのリハビリテーションや訪問看護の提供など、地域の医療資源がそれぞれの役割に応じた連携体制を図る必要があります。
- 摂食嚥下機能障害に対して、多職種によるチームアプローチを行うためのコーディネートが必要であるとともに、病院から在宅まで継続的な医療やケアが行われるための連携用ツールの定着等が必要です。併せて、施設における摂食嚥下障害を有する高齢者への対応や地域への普及・啓発を含めた対策が必要です。

がんの療養体制の強化

- 区民で亡くなる方のうち、3人に1人ががんで亡くなっている一方、がんの「緩和医療・ケア」について「知っている」と答えているのは4人に1人であることから、がんの治療や療養に関する普及啓発、がん患者や家族に対する相談体制、在宅医の緩和ケアに関するスキルアップなど、区民が緩和ケアを受けられるよう体制を整備する必要があります。

看取りへの支援

- 区民の望む「看取り」を支援するためには、日頃から本人を中心とした関係者が緊急時の対応などについて話し合い、患者・家族の意思を尊重した医療の提供や「看取り」に関する認識の共有化を図っておく必要があります。
- 今後、看取りを行う場として、自宅以外に高齢者施設等、多様な場所が考えられるため、施設職員に対する研修等の対策が必要です。

取組の方向性

在宅療養体制の構築

- 地域保健医療体制整備協議会や在宅療養専門部会、各種連携会議を開催し、病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、高齢者総合相談センター、居宅介護支援事業所、新宿区社会福祉協議会、住民等が一堂に会して協議し、体制強化を図っていきます。また、交流会や研修会を実施し、かかりつけ医・在宅医、かかりつけ歯科医、訪問看護師、薬剤師、ケアマネジャー等、認知症への対応も含めた在宅療養における医療と介護の多職種の連携を強化します（図表1）。
- 地域を包括した医療・介護の資源マップ等を作成し、地域の実状を把握するとともに、課題の抽出を行います。また、情報提供・収集を行う中で顔の見える関係を構築し、多職種連携につなげていきます。
- 患者を支える職種・施設が連携し、ネットワークを構築するためには、地域におけるコーディネート機能を備えた窓口が必要です。在宅療養に関する医療を中心とした相談を受ける場としての機能を強化し、「在宅療養相談窓口」を「在宅医療相談窓口」として周知を図ります。
- 在宅医療相談窓口と介護を中心とした高齢者総合相談センターが連携し、一体となって区民や医療機関からの相談に応じ、在宅療養に必要な医療、看護、リハビリテーション等サービスのコーディネートや情報提供を行います。

- 24時間365日の在宅医療・介護提供体制を構築するためには、かかりつけ医・在宅医への支援体制を強化する必要があります。複数の医療機関が連携する応援体制や診療所、協力病院、訪問看護ステーションとの連携を図るなど、医療機関の相互ネットワークを構築します。
- 生涯、口から食事をとることが出来るように、また誤嚥性肺炎の予防のため、摂食嚥下機能支援事業（新宿ごっくんプロジェクト）として医師、歯科医師、薬剤師、看護師、言語聴覚士、歯科衛生士、栄養士等様々な専門職が関わる連携ツールの普及と定着を進めるとともに、多職種連携・地域づくりを推進します。
- 区立訪問看護ステーションは基幹型訪問看護ステーションとして、民間の訪問看護ステーションが十分に機能を発揮できるよう、情報を適切に発信するとともに合同研修会等を開催し、訪問看護ステーション間の連携・協力体制を強化し、スキルアップを図ります。

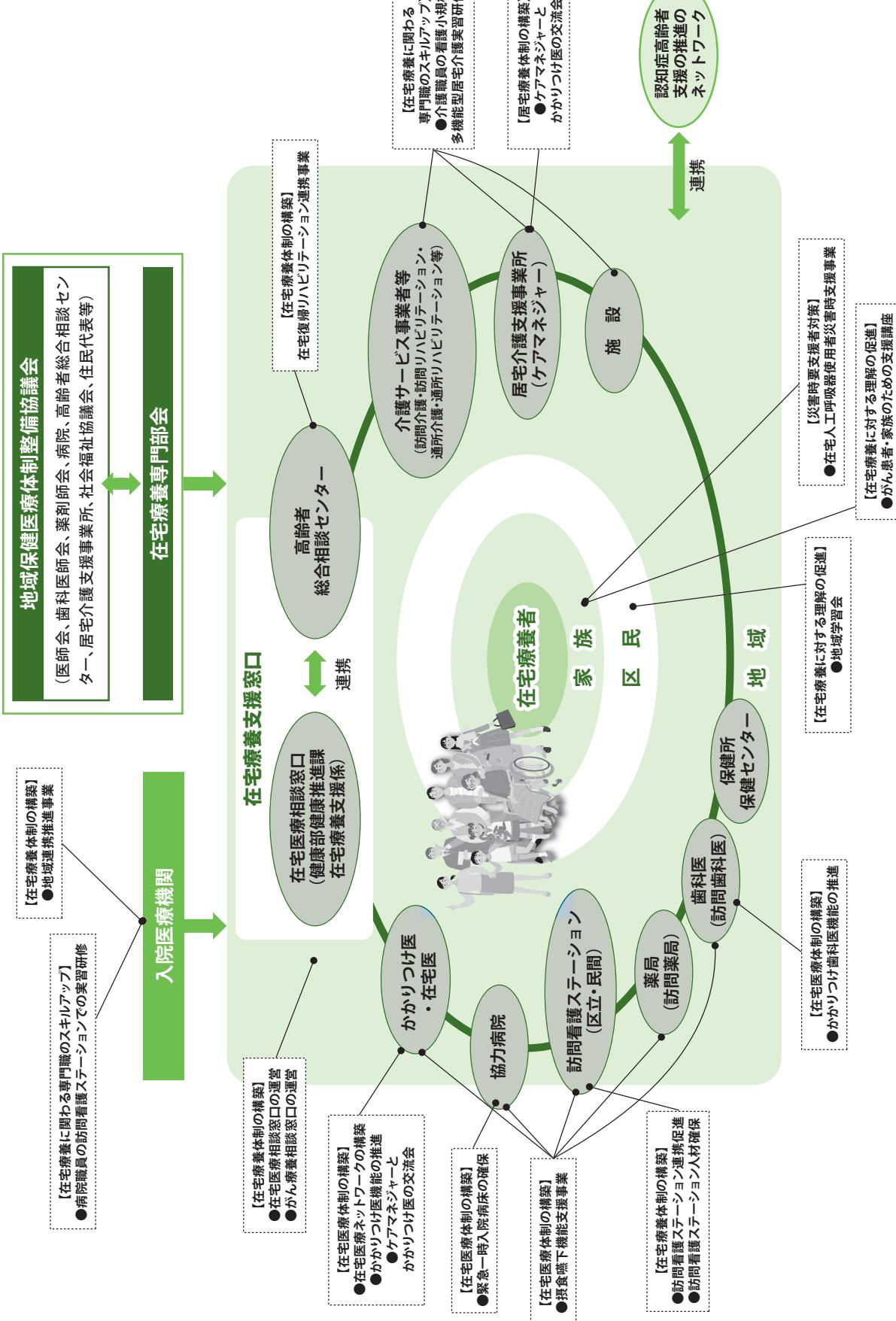
在宅療養に関わる専門職のスキルアップ[¶]

- 入院医療機関の職員が、在宅療養（生活）の視点を持てるように、区内訪問看護ステーションでの実習研修を行います。また、ヘルパーなど介護職員が、医療的な視点を持てるように、看護小規模多機能型居宅介護での実習研修を行います。
- 在宅医療機関の機能強化を図るため、在宅療養に必要な介護知識を含めた専門知識の研修等を行います。
- 在宅療養支援関係機関に対して、医療職との連携に必要な医療的知識と連携体制を強化するための研修等を実施します。
- 関係機関や福祉施設を対象とした「看取り」等に関する研修会を開催します。

在宅療養に対する理解の促進

- 区民が在宅療養の現状を知り在宅療養について考え方理解を深めるため、地域における学習会を開催するなど、地域コミュニティを生かした普及啓発を行います。
- 在宅療養ハンドブックに「緩和医療・ケア」や「看取り」について患者・家族と関係者の間で情報の共有が図れるための内容を盛り込み、広く普及啓発を行います。
- がん罹患後の患者および家族のための講座を開催し、食事や副作用への対処、緩和ケアに関することなどについて情報提供を行います。

図表1 在宅療養を支える医療ネットワーク図



施策を支える事業

○主な事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
【新規】在宅医療ネットワークの構築 (健康部 健康推進課)	在宅医療を推進するため、連携会議等の開催、在宅療養資源の情報を集約したマップやリストを作成して情報の共有を図るなど、医療機関相互のネットワークの構築を図ります。	在宅療養支援診療所における診療患者実人数 4,739人	在宅療養支援診療所における診療患者実人数 6,500人
かかりつけ医機能の推進 (健康部 健康推進課)	身近な地域で適切な医療が受けられるように、かかりつけ医等の名簿作成や会議等を開催し、かかりつけ医の機能強化を図ります。また、医療・介護の連携を進めます。	【調査】かかりつけ医をもつ65～74歳の割合 69.1% (25年度末)	【調査】かかりつけ医をもつ65～74歳の割合 75.0%
かかりつけ歯科医機能の推進 (健康部 健康推進課)	心身障害者及び寝たきりの高齢者等に対し、身近で適切な歯科医療を受けられるよう、かかりつけ歯科医の紹介を行います。また、医療機関の連携を強化し、安全安心な歯科医療を提供できる体制づくりを進めます。	【調査】かかりつけ歯科医をもつ65～74歳の割合 45.4% (25年度末)	【調査】かかりつけ歯科医をもつ65～74歳の割合 50.0%
緊急一時入院病床の確保 (健康部 健康推進課)	在宅療養をしている区民等の病状が急変し、かかりつけ医が入院を必要と診断した場合に、緊急に入院できるように区内の病院に緊急一時入院用のベッドを確保します。	利用者数 延べ90人 稼働率 100%	利用者数 延べ90人 稼働率 100%
【新規】訪問看護ステーション連携促進 (健康部 健康推進課)	区内の訪問看護ステーションが連絡会や合同研修会を開催し、訪問看護ステーション間の連携・協力体制を強化するとともに、スキルアップを図ります。	—	連絡会議 6回 研修会 1回
訪問看護ステーション人材確保 (健康部 健康推進課)	訪問看護ステーションの人材を確保するため、訪問看護ステーションへの就職を希望する方に対して体験実習を実施します。	修了者数 5名	修了者数 5名

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
地域連携推進事業 (健康部 健康推進課)	在宅での医療が継続的に必要となる人が退院する際に、在宅療養生活への移行が円滑にいくよう、区内医療機関とケアマネジャー・高齢者総合相談センター等、地域の関係機関の合同研修会や連絡会を開催します。	研修会・連絡会 1回 参加者数 90名	研修会・連絡会 1回 参加者数 90名
摂食嚥下機能支援事業 (健康部 健康推進課)	「新宿ごっくんプロジェクト」として、医師、歯科医師、看護師、言語聴覚士、歯科衛生士、栄養士等の様々な専門職に対し、連携用ツール（飲み込みチェックシート等）の普及啓発を行うことで、地域における摂食嚥下機能支援（食べるものの支援）のための多職種連携を推進します。また、広く区内に普及啓発するとともに、保健センターの歯科衛生士が口腔ケアの指導などを行います。	医療機関の歯科衛生士・管理栄養士が口腔ケア等のサービス（居宅療養管理指導）を行った実人数 歯科衛生士 1,500人 管理栄養士 40人	医療機関の歯科衛生士・管理栄養士が口腔ケア等のサービス（居宅療養管理指導）を行った実人数 歯科衛生士 2,000人 管理栄養士 60人
在宅医療相談窓口の運営 (健康部 健康推進課)	医療を中心とした専門的な相談を受け、在宅療養に必要な医療、看護、リハビリテーション、摂食嚥下機能支援などのコーディネーターや情報提供を行います。また、「がん療養相談窓口」でがん患者の療養に関する相談を行います。	在宅療養相談窓口相談件数 延べ300件 がん療養相談窓口相談件数 延べ20件	在宅療養相談窓口相談件数 延べ400件 がん療養相談窓口相談件数 延べ30件

トピックス

摂食嚥下機能支援事業（新宿ごっくんプロジェクト）

食べる幸せをいつまでも～“口から食べること”をサポートします～

区は、摂食嚥下障害があつても安心して食事が摺れ、QOL（生活の質）の高い生活を送れるよう、医師・歯科医師・看護師・言語聴覚士・歯科衛生士・管理栄養士・ケアマネジャーなど多くの専門職の連携を推進し、摂食・嚥下機能支援（食べるものの支援）を行えるまちづくりを目指しています。



普及啓発キャラクター『ごっくん』



多職種連携のための研修会

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修 (健康部 健康推進課)	区内の病院で働く職員の在宅療養に対する理解を深め、病院と地域の関係機関との連携を強化するため、医師、看護師等病院職員を対象に区内訪問看護ステーションでの実習を実施します。	修了者数 30名	修了者数 30名
【新規】介護職員の看護小規模多機能型居宅介護での実習研修 (健康部 健康推進課)	ヘルパーなど介護職員が、医療的視点をもってケアを行うことが出来るよう、看護小規模多機能型居宅介護での体験研修を実施します。	—	修了者数 10名
在宅療養に対する理解促進 (健康部 健康推進課)	区民が在宅療養に関する現状を知り理解を深めるため、在宅療養ハンドブックを配布し知識を普及します。また、地域での学習会や、関係機関・福祉施設を対象にした研修会を開催します。	在宅療養地域学習会 3回 参加者数 100名 在宅療養ハンドブックの配布 7,000部	在宅療養地域学習会 3回 参加者数 100名 在宅療養ハンドブックの配布 7,000部
がん患者・家族のための支援講座 (健康部 健康推進課)	緩和ケアやがんの療養について学びながら、同じ健康不安や辛さを抱える方と関わり、語りあう講座を行います。	講座 2回 参加者数 30名	講座 2回 参加者数 30名

トピックス

がん患者・家族のための支援講座

区は、がん患者とその家族の苦痛や不安の軽減と療養生活の質の向上を目指して、様々な支援に取り組んでいます。



がん患者・家族のための支援講座

がんの療養生活や緩和ケアなどについて学び、また、同じ健康不安や辛さを抱える方が語り合う場です。
(「暮らしの保健室」にて実施)



がん療養相談窓口

がん患者の療養に関する個別相談に対応しています。
(「暮らしの保健室」にて実施)

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
在宅人工呼吸器使用者 災害時支援事業 (健康部 健康推進課)	在宅人工呼吸器使用者とその介護者が、発災前からの備えを十分に行うことで、安全で安心な在宅療養生活を送ることが出来るよう、訪問看護ステーションと連携して、「災害時個別支援計画」の作成を支援します。また、在宅人工呼吸器使用者の緊急時の電源確保のため、保健予防課と保健センターに発電機を設置しています。	個別支援計画 作成対象者 26名 発電機の設置 5か所	在宅人工呼吸器使用者全数に対する、個別支援計画の作成
在宅復帰 リハビリテーション 連携事業 (福祉部 高齢者福祉課)	医療機関から自宅に復帰する場合や自宅で生活機能が低下した場合に、高齢者総合相談センター（医療連携担当）が窓口となって、適切なリハビリテーションの利用や身体状況・住宅環境に対応した住宅改修、福祉用具の利用などをコーディネートします。	訪問相談件数 96件	—
ケアマネジャー とかかりつけ医等との 交流会 (福祉部 高齢者福祉課)	医療と介護の密接な連携体制づくりを進めるために、高齢者総合相談センターが、かかりつけ医やケアマネジャーとの交流会を実施します。	交流会 1回	交流会 3回

指標

指標名	現状 (平成25年度)	目標 (平成29年度)
【調査】 ケアマネジャーが主治医との連携について「連携がとれている」又は「おおむね連携がとれている」と回答した割合 (ケアマネジャー調査)	67.6%	75%
在宅療養支援診療所における合計診療患者実人数(在宅療養支援診療所等に係る報告書に基づく)	4,739人	6,500人

施策 11

高齢者総合相談センターの機能の充実

高齢者が住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らしていくことができるよう、地域の中心的な相談機関である高齢者総合相談センターの支援体制の充実を図ります。

また、地域包括ケアを担うコーディネート機関として、関係機関と連携し、地域ネットワークの構築を進めます。

現 状

高齢者総合相談センターの概要

- 高齢者への総合的な生活支援の窓口として介護保険法に位置づけられている「地域包括支援センター」について、区では区民にわかりやすく「高齢者総合相談センター」と名付け、共通のロゴマーク（サイの絵）を用いています。
- 区内には、9か所の地域型高齢者総合相談センターと、それらを業務統括・調整・支援する新宿区役所の基幹型高齢者総合相談センターがあります。
- 高齢者総合相談センターでは、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどの資格を持った職員が、それぞれの専門性を活かして相談支援にあたっています（図表1）。



相談支援体制の状況

<運営体制>

- 平成22年4月から、地域型高齢者総合相談センターの人員をほぼ倍増し、地域の中心的な相談機関としての機能強化・体制整備を行いました。その結果、地域型高齢者総合相談センターにおける相談件数は、平成21年度16,485件から、平成25年度36,751件と、4年間で2倍以上増加しました。
- 高齢者総合相談センターはできるだけ区民にわかりやすい場所で業務を実施できるよう、区有施設等への併設を進めました。平成25年度現在、大久保を除く8か所の地域型高齢者総合相談センターの併設が終わっています。
- 区は、地域型高齢者総合相談センターに対し事業実施方針を示すとともに業務マニュアルを定め、年1回の実地調査において運営状況の確認と指導を行うことにより、高齢者総合相談センター間の業務の標準化とサービス向上を進めています。
- 基幹型高齢者総合相談センターが中心となって、専門職種別・事業別の連絡会や研修を開催することにより地域型高齢者総合相談センターへの後方支援を行い、地域の相談支援の質の向上を図っています。

<総合相談支援業務>

- 高齢者に関するどのような相談にもワンストップで対応し、適切なサービスや関係機関につなぐとともに、積極的なアウトリーチ（訪問相談）により、継続的に支援を行っています。
- 認知症担当者を全ての高齢者総合相談センターに配置し、地域の関係機関等と連携して認知症高齢者への生活支援を行っています。また、平成26年1月から基幹型高齢者総合相談センターに認知症支援コーディネーターを配置し、認知症の早期発見・早期対応のための相談体制の充実を図っています。
- 全ての高齢者総合相談センターに医療連携担当者を置き、区内医療機関の医師や看護師とケアマネジャーとの意見交換会を行うことにより、在宅療養支援のための連携体制を構築しています。
- 日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）との協働連携により、高齢者総合相談センターへ弁護士の派遣協力を得て、法的視点からの助言に基づいた相談支援を実施しています。

<権利擁護業務>

- 高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、通報受理の窓口として、関係機関等と連携を図りながら虐待への対応を行っています。
- 新宿区社会福祉協議会に設置している成年後見センターと連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を必要とする高齢者に対して、制度の紹介や手続きの支援を行っています。
- 新宿消費生活センター等と連携し、消費者被害に関する情報を地域で周知し、被害防止に向けて取り組んでいます。また、被害に遭った高齢者を早期に発見し、再発防止のための継続的な相談支援を行っています。

<ケアマネジャーへの支援>

- ケアマネジャーに対して各種情報提供を行うとともに、地域においてケアマネジャーと関係機関が連携体制を構築できるよう支援しています。
- ケアマネジャーのケアプラン作成技術向上のために「ケアプラン評価会」を実施するほか、ケアマネジヤーネットワーク新宿連絡会（ケアネット新宿）への運営支援を行っています。
- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」で、ケアマネジャーの高齢者総合相談センターに対する全般的な評価として、「すぐに対応してくれた」「問題解決への方向性を確認できた」「利用者の支援や対応について確認できた」と答えたケアマネジャーは、いずれも7割を超えています。また、高齢者総合相談センターにおけるケアマネジャー支援相談件数は、平成25年度で1,414件となっており、目標である1,000件を大きく上回

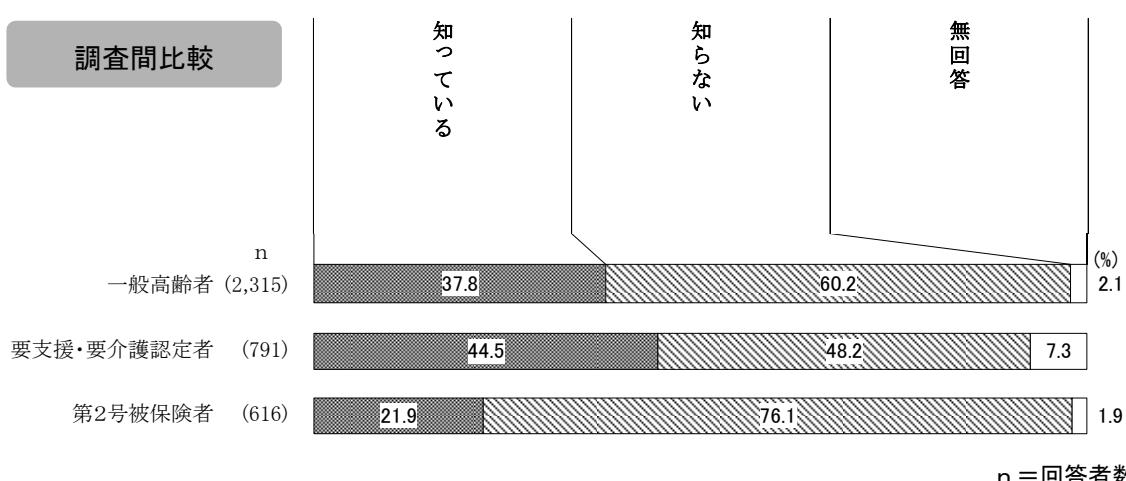
っています。

地域ネットワークの構築

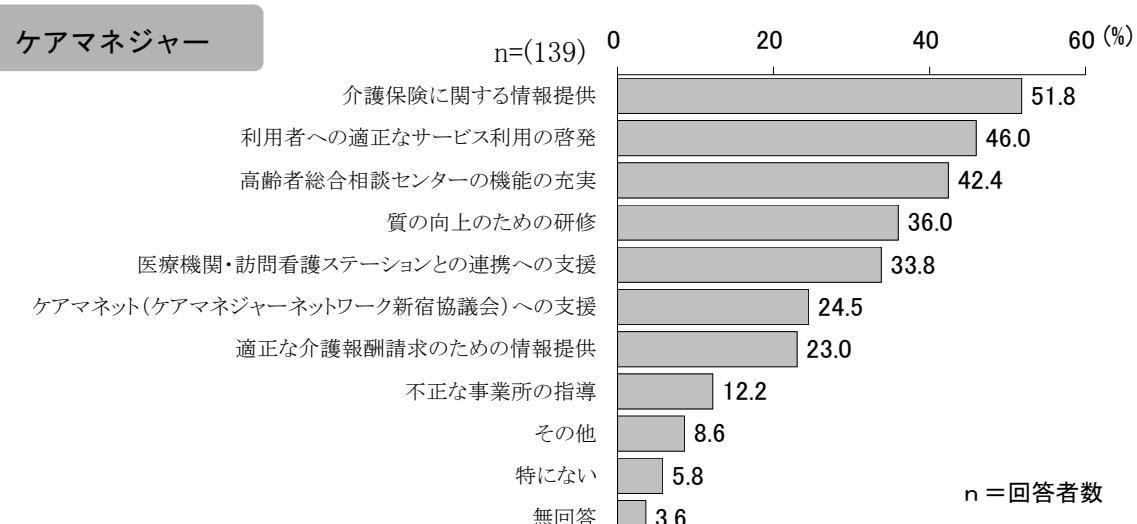
- 地域ニーズを把握し、個別の相談支援や関係機関とのネットワーク構築につなげています。また、地域の社会資源（医療機関やNPO、ボランティア等の関係機関）を把握し、相談支援に活用しています。
- 「見守り支え合い連絡会」をはじめとする関係機関との連絡会を通じて「顔の見える関係」を構築し、連携を図っています。
- 地域型高齢者総合相談センターでは、多職種協働による個別型の地域ケア会議を開催し、個別事例の検討を通じたケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげています（図表2）。

平成25年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果では・・・・

★高齢者総合相談センターの名称の周知状況



★ケアマネジャーの立場から、新宿区に対して望むこと（再掲）（複数回答）



「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果によれば、高齢者総合相談センターの名称の認知度は、第2号被保険者で2割強、要支援・要介護認定者で4割台半ば近くです。また、ケアマネジャーの立場から新宿区に対して望むことでは、高齢者総合相談センターの機能の充実が3位と、上位に入っています。

高齢者総合相談センターの継続的な認知度の向上、機能の充実の必要性がうかがえます。

課題

相談支援体制の充実

<運営体制>

- 平成25年度に、高齢者総合相談センターの外部評価を実施しました。その結果、ネットワークの再構築や積極的な情報発信の必要性など、様々な課題が明らかになりました。客観的な評価により明確化された、各高齢者総合相談センターの優れた点や課題を踏まえ、今後の業務改善やサービス向上につなげる必要があります。
- 介護保険法改正による新しい地域支援事業を実施するにあたっては、高齢者総合相談センターにおける基幹型と地域型の役割を明確化し、地域包括ケアシステム構築のための中核的な機関としての機能を更に充実していく必要があります。

<高齢者総合相談センターの認知度>

- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」では、高齢者総合相談センターの名称を「知っている」という回答は、一般高齢者調査で37.8%となっています。要支援・要介護認定者調査でも44.5%であり、認知度を高める取組が必要です。

<総合相談支援業務>

- 本計画において、重点的取組として位置付けた、認知症高齢者への支援と在宅療養支援については、高齢者総合相談センターの総合相談支援業務においても、特に重点を置いた取組を行う必要があります。
- 認知症高齢者への支援にあたっては、かかりつけ医を始めとする関係機関との連携を一層強化するとともに、適切なサービスや地域資源情報を提供できる相談機能の充実が必要です。
- 在宅療養支援については、これまで区内の病院を中心に医療と介護の連携を図っていましたが、地域包括ケアシステムの実現のためには、地域のかかりつけ医・在宅医との連携がより必要になっています。また、医療を中心としたコーディネート機能を担う在宅医療相談窓口との連携が必要です。

<権利擁護業務>

- 高齢者虐待への対応について、高齢者総合相談センターの職員に向けて作成した新宿区高齢者虐待対応実務マニュアルの積極的活用により、対応力を向上させる必要があります。

<ケアマネジャーへの支援>

- 地域の主任ケアマネジャーの数は平成24年度50人から平成25年度62人へと増加してきており、今後は地域の主任ケアマネジャーと高齢者総合相談センターが連携して、ケアマネジャーへの支援を行っていくことが必要です。

地域ネットワークの構築

- 高齢者総合相談センターが継続的に社会資源の把握やネットワークの構築を行うことにより、見守りや支援を必要とする高齢者の情報が集まつてくる環境づくりを進めることが必要です。
- 高齢者総合相談センターは、地域ケア会議の開催を通じて関係機関とのネットワークを構築するとともに、地域に不足する社会資源を把握するなど、地域包括ケアシステム実現のための取組を進める必要があります。

取組の方向性

相談支援体制の充実

<運営体制>

- 外部評価により明確化された各高齢者総合相談センターの課題について、区の実地調査等を通じて取組状況を確認し、地域特性に応じた相談体制や関係機関との連携強化に向け、指導と運営支援を行っていきます。
- 基幹型高齢者総合相談センターが、地域型高齢者総合相談センターへの後方支援や総合調整等を行うことにより、区全体の高齢者総合相談センター業務の効果的な運営体制を構築していきます。

<高齢者総合相談センターの認知度>

- 認知度の向上については、引き続きパンフレットによる周知を行うほか、各高齢者総合相談センターが発行する「センターだより」を関係機関や地域の高齢者等へ配布することにより、事業内容を周知していきます。また、各高齢者総合相談センターは、アウトリーチによる相談支援や、地域の関係機関等とのネットワーク強化に取り組むことにより、地域での認知度を高めていきます。

<総合相談支援業務>

- 認知症高齢者への支援について、かかりつけ医、専門医、ケアマネジャー、保健センター等と連携し、関係機関同士の役割を明確にして、複合的な課題を抱える相談者にも適切に対応していきます。
- 在宅療養を支援するために、医療を中心としたコーディネート機能を担う在宅医療相談窓口と連携を図り、一体となって取り組みます。また、高齢者総合相談センターが、かかりつけ医やケアマネジャーとの交流会を実施し、医療と介護の密接な連携体制づくりを進めます。

<権利擁護業務>

- 新宿区高齢者虐待対応実務マニュアルに基づき、高齢者総合相談センターの虐待への判断基準を標準化し、対応力の向上を図ります。

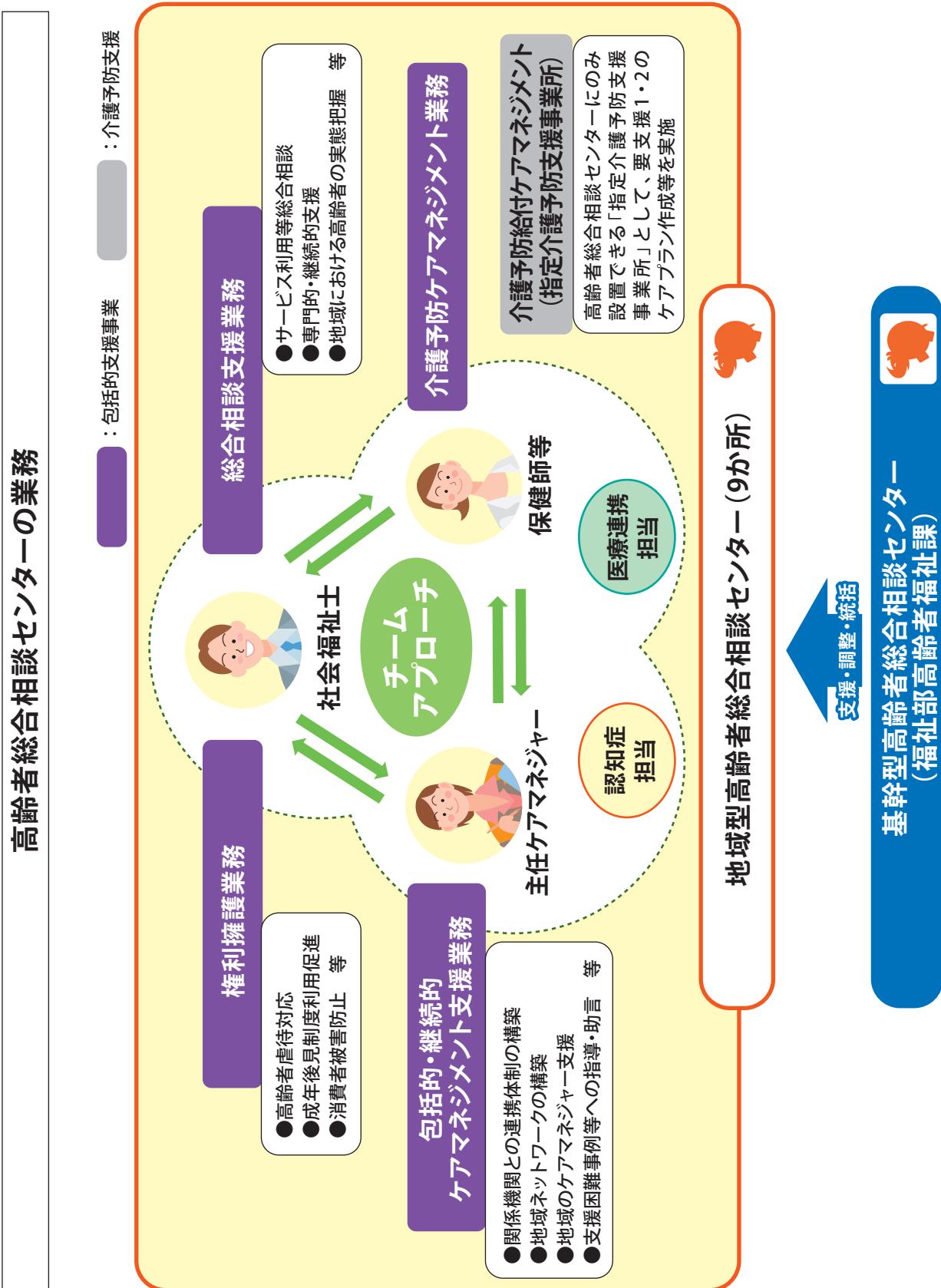
<ケアマネジャーへの支援>

- 地域のケアマネジャーへの相談役としての高齢者総合相談センターの機能を更に強化するため、これまで基幹型高齢者総合相談センターが主導で行ってきた「ケアプラン評価会」や「主任ケアマネジャー連絡会」を、地域型高齢者総合相談センターが主催する形に移行し、地域の主任ケアマネジャーと協働して、区内のケアマネジャーへの支援を行います。

地域ネットワークの構築

-
- 高齢者総合相談センターが、地域の社会資源の把握を更に進めて相談業務に活用するとともに、不足するネットワークの構築や、新たな関係機関との連携につなげていきます。
 - 高齢者総合相談センターは、地域ケア会議を活用して、社会資源の発掘や、地域包括ケア実現のためのネットワーク強化を図ります。また、地域ケア会議で把握した地域課題を、日常生活圏域単位の地域づくりにつなげていきます。

図表1 高齢者総合相談センターの業務



図表2 地域ケア会議イメージ図

地域ケア会議イメージ図～個別課題解決から地域包括ケアシステム実現まで～



施策を支える事業

○主な事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
高齢者総合相談センター の機能強化 ※二次 (福祉部 高齢者福祉課)	地域包括ケアのコーディネート機関として、地域にある様々な課題への対応を強化するために、他機関との連携や具体的な支援が実現するしくみを構築します。また、区民の利便性を高め、一層相談しやすい環境をつくるため、区有施設への併設を引き続き推進します。	相談件数 46,500 件	相談件数 55,000 件
【再掲】認知症・もの忘れ 相談 ※二次 (福祉部 高齢者福祉課)	認知症やもの忘れを心配している区民及びその家族等を対象に、早期発見・早期対応につなげるとともに、認知症への対応や診断、治療等について医師による個別相談を実施します。 また、福祉や介護について、高齢者総合相談センターの相談員による相談を行います。	認知症相談 18回 もの忘れ相談 18回 (高齢者総合 相談センター 3所で実施)	認知症相談 18回 もの忘れ相談 18回 (高齢者総合 相談センター 3所で実施)
【再掲】認知症介護者支援 事業 ※二次 (福祉部 高齢者福祉課)	認知症高齢者の介護者が、病気の理解や対応方法、利用できる制度等を学ぶとともに、介護者同士の交流によって仲間づくりの機会を提供し、孤立の防止を図ります。また、精神面でのケアとして専門医による個別相談を行います。 ①認知症介護者教室 ②認知症介護者家族会 ③認知症介護者相談	家族会の運営 3か所 認知症介護者 相談 12回	家族会の運営 3か所 認知症介護者 相談 12回
【再掲】高齢者総合相談 センターでの認知症高齢 者への支援 (福祉部 高齢者福祉課)	高齢者総合相談センターが、認知症高齢者の介護保険や福祉サービス、在宅ケアに関する相談に応じます。各センターに認知症担当者を配置し、地域の関係機関等と連携して認知症高齢者への生活支援を行います。	相談件数 1,400 件	相談件数 1,900 件

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
【再掲】認知症サポーター養成講座 (福祉部 高齢者福祉課)	高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域での支援活動を推進します。病気の理解や対応方法などの基礎を学ぶ、認知症サポーター養成講座を開催します。	認知症サポーター養成数 (累計) 10,000人	認知症サポーター養成数 (累計) 13,000人 (各年1,000人)
【再掲】在宅復帰リハビリテーション連携事業 (福祉部 高齢者福祉課)	医療機関から自宅に復帰する場合や自宅で生活機能が低下した場合に、高齢者総合相談センター（医療連携担当）が窓口となって、適切なリハビリテーションの利用や身体状況・住宅環境に対応した住宅改修、福祉用具の利用などをコーディネートします。	訪問相談件数 96件	—
【再掲】ケアマネジャーとかかりつけ医等との交流会 (福祉部 高齢者福祉課)	医療と介護の密接な連携体制づくりを進めるために、高齢者総合相談センターが、かかりつけ医やケアマネジャーとの交流会を実施します。	交流会 1回	交流会 3回
法テラス東京との協働連携 (福祉部 高齢者福祉課)	日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）との協働連携により、高齢者総合相談センターへ弁護士の派遣協力を得て、法的視点からの助言に基づいた相談支援を実施しています。	弁護士派遣 144回	弁護士派遣 144回
虐待防止の推進 (福祉部 高齢者福祉課)	高齢者総合相談センターを、虐待の相談、通報、届出の窓口としています。高齢者自身の届出や区民等からの通報、民生委員・児童委員、ケアマネジャーからの相談に對し、継続的支援を行います。	虐待相談件数 360件	—
介護者講座・家族会 (福祉部 高齢者福祉課)	高齢者を介護している家族及び介護経験のある家族を対象に、介護者講座及び家族会を開催し、介護者相互の交流を深めるとともに、支援していきます。	介護者講座 13回 家族会 63回(9か所)	介護者講座 13回 家族会 78回(9か所)

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
【再掲】介護予防 ケアプラン作成 (福祉部 高齢者福祉課)	介護予防サービスを必要とする対象者に、予防給付と総合事業を組み合わせ、要支援状態の改善や要介護状態にならない介護予防ケアプランを作成します。	ケアプラン作成数 3,700 件	—
ケアプラン評価会の開催 (福祉部 高齢者福祉課)	ケアマネジャーのケアプラン作成技術向上を図るため、地域型高齢者総合相談センターが、地域の主任ケアマネジャーを中心としたケアプラン評価チームを運営し、ケアプラン評価等を行います。また、プラン作成の参考となるように、評価会の内容を区内で活動する他のケアマネジャーにも広く周知します。	評価会 3回	評価会 3回
ケアマネジャー ネットワークへの支援 (福祉部 高齢者福祉課)	区民に居宅介護支援を提供している事業所で構成されている、ケアマネジャーネットワーク新宿連絡会（ケアマネット新宿）への運営支援を行うとともに、会員を対象とした研修会・学習会を協働で実施します。	研修会 6回	研修会 6回
【新規】地域ケア会議の 開催 (福祉部 高齢者福祉課)	多職種協働による個別ケース支援の検討を通じて地域課題を整理し、地域包括ケアシステムを実現するうえで必要なネットワークの構築や、日常生活圏域や区全域に共通する課題の解決策を検討し、地域づくりや資源開発につなげるために、地域ケア会議を開催します。	地域ケア会議 27回	地域ケア会議 55回
高齢者見守り支え合い 連絡会の開催 (福祉部 高齢者福祉課)	民生委員・児童委員、新宿区社会福祉協議会、高齢者見守り登録事業者及び地域ボランティア等区民参加型の連絡会を開催し、地域の高齢者見守り活動関係者による意見交換等を行いながら地域における見守り支え合いの輪の充実を図ります。	連絡会の開催 9回 (各高齢者総合相談センターで1回ずつ実施)	連絡会の開催 9回 (各高齢者総合相談センターで1回ずつ実施)

指標

指標名	現状 (平成25年度)	目標 (平成29年度)
【調査】 高齢者総合相談センターの認知度 (要支援・要介護認定者調査)	名称:44.5% 機能:35.9% 場所:36.8%	名称:50% 機能:50% 場所:50%

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

施策12

くらしやすいまちづくりと住まいへの支援

高齢になっても、日常的な社会生活を安全・安心・快適に送るためには、道路や施設などのハード面のみならず、情報やサービスなどソフト面も含めて、すべての人が利用しやすいように配慮されたまちづくりが必要です。

ユニバーサルデザインを視点とした居住環境の整備と福祉施策の充実による総合的なまちづくりを進めるとともに、安全・安心な住まいへの支援を行います。

現 状

人にやさしいまちづくりへの支援

- ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、平成23年3月にユニバーサルデザインまちづくりガイドラインを策定しました。その後、より効果的な推進を図るため、ユニバーサルデザイン推進会議を設置し、その中で、利用者や生活者の視点を取り込み、ソフト面にも配慮して普及・啓発を推進していく方向性が示されました。
- 道路のバリアフリー化、バリアフリートイレの整備、鉄道駅のバリアフリー化など、人にやさしいまちづくりを推進しています。

高齢者が安全・安心に暮らし続けるための住宅支援

- 安心して住み続けられる住宅・住環境の整備に向けた住宅政策の基本目標や施策の方針を示した「新宿区住宅マスタープラン」を策定し、高齢者の安定した居住を確保できるしくみづくりに取り組んでいます。
- 区内には、区営住宅が56団地1,058戸、都営住宅が18団地7,201戸あり、シルバービア（308戸）等の高齢者向けの住宅を含めて、公営住宅は一定数が確保されています。
- 生活に適したバリアフリー等の設備改修とともに、民間賃貸住宅への「住み替え相談」や、建替えを理由に家主から立ち退きを求められた場合の家賃差額等を助成する「住み替え居住継続支援」などにも取り組んでいます。
- 区内には、自立した日常生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者に対して、食事、入浴等のサービスや生活相談などを提供する都市型軽費老人ホーム¹が1か所、見守りや生活相談・緊急対応などの支援を提供するための

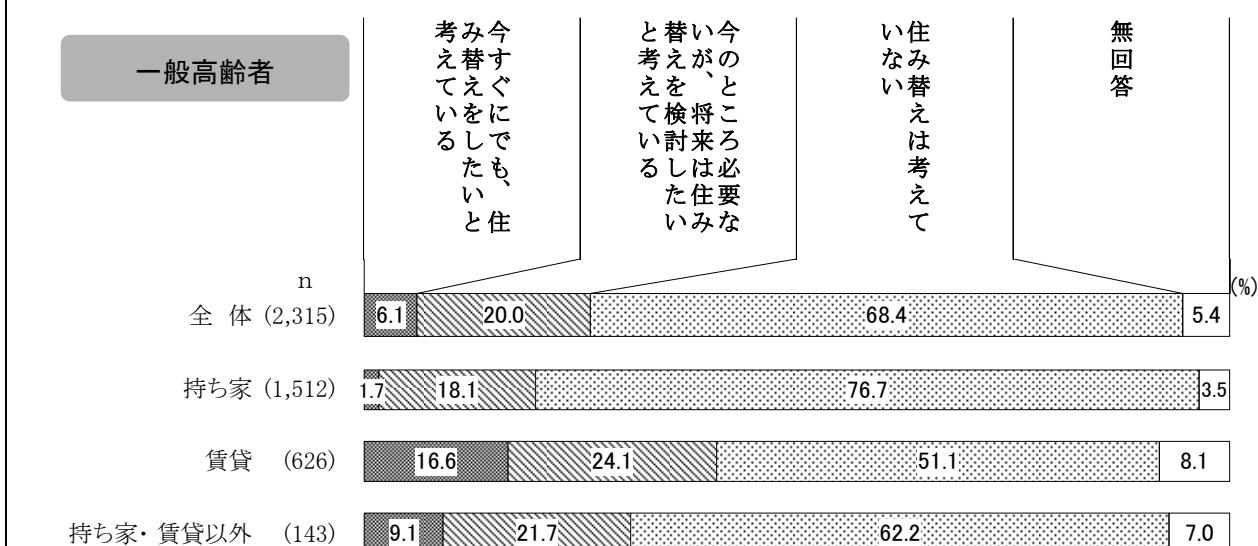
¹ 都市部等において所得が低い高齢者でも入居できるよう、家賃等の利用料を低額に抑えた軽費老人ホーム。

「サービス付き高齢者向け住宅¹」が、2か所（38戸）、民設民営により整備されています。

- 区では、これらの整備を促進するため、広報や区ホームページにより事業者を誘致・促進しています。
- 「支援付き高齢者住宅の整備」の一環として、公有地に民設民営の「サービス付き高齢者向け住宅」の整備を進めるため、平成24年度に建築等の学識経験者を含む「新宿区支援付き高齢者住宅検討会」を立ち上げ、建物の規模や整備手法等を検討しました。

平成25年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果では・・・・

★現在の住まいからの住み替えの意向（現在の住まいの形態とのクロス集計結果）



★現在の住まいでの不便や不安を感じていること（住み替え先の居住形態とのクロス集計結果）

n =回答者数

一般高齢者

調査数		問14 現在の住まいでの不便や不安を感じていること														
		階段の昇り降りが大変	エレベーターが設置されていない	浴室・浴槽が使いにくい	トイレが使いにくい	お風呂がない	室内に段差がある	空調機(エアコン)がない	震災対策ができていない	家賃・税金の負担が大きい	立ち退きを迫られている	いつまでここに住めるか不安	その他	特に不便や不安を感じないことはない	無回答	
全 体	606	17.3	9.1	9.9	5.4	5.9	5.4	3.1	24.1	25.7	1.8	25.2	7.9	21.1	4.3	
問1 3 1 住 み 替 え 先 の 住 居 形 態 に 対 す る 考 え	住居(分譲マンション、一戸建て)を購入する 民間のアパート・マンション・一戸建てを借りる UR都市機構(旧公団)、公社のマンション・アパートを借りる 都営・区営住宅を借りる 家族や親戚の家で暮らす 介護、見守りや食事の提供などについている高齢者専用の住居に入居する その他 わからない	82 38 14 167 25 135 42 70	23.2 13.2 7.1 18.6 16.0 14.8 19.0 17.1	4.9 10.5 - 10.8 8.0 5.9 14.3 11.4	7.3 13.2 - 12.6 8.0 9.6 9.5 7.1	3.7 5.3 - 9.6 4.0 14.4 4.8 7.1	1.2 10.5 - 7.8 4.0 12.0 2.4 5.7	3.7 2.6 - 6.6 - - 2.4 2.9	1.2 7.9 - 24.0 - 14.3 - 1.4	35.4 18.4 14.3 50.9 16.0 24.4 28.6 22.9	13.4 36.8 14.3 4.2 20.0 11.1 16.7 20.0	2.4 - - 4.2 4.0 - 2.4 -	11.0 23.7 50.0 40.7 24.0 - 26.2 21.4	7.3 7.9 21.4 5.4 - - 21.4 7.1	28.0 21.1 21.4 4.8 32.0 31.9 11.9 5.7	3.7 - - 1.8 12.0 3.7 4.8 5.7

¹ バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅。

「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果によれば、「住み替えは考えていない」は持ち家で76.7%となっており、賃貸に比べて高くなっています。また、住み替え先の居住形態別に現在の住まいでの不便や不安を感じることをみると、住み替え先に「都営・区営住宅を借りる」を選んだ方は、現在の住まいでの「家賃・税金の負担が大きい」との回答割合が最も高くなっています。

課題

ユニバーサルデザインを視点としたまちづくり

- 誰もが快適に過ごせる都市空間を創造するため、施設整備だけでなく、さまざまな人々に配慮したユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりが必要です。
- 未整備の鉄道駅のバリアフリー化については、事業主体である鉄道事業者と、どのように連携していくかが課題です。

在宅生活を支えるしくみづくり

- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」の一般高齢者調査の結果では、一般高齢者の68.4%が「住み替えは考えていない」と回答しており、持ち家のほうが賃貸に比べて割合が高くなっています。この点からも、在宅生活を支えるしくみが求められています。
- 一般高齢者調査の結果によれば、住み替えを検討している方のうち、住み替え先に「都営・区営住宅を借りる」を選んだ方の場合、現在の住まいでの不便や不安を感じていることとして、「家賃・税金の負担が大きい」と感じている割合が約5割と最も高くなっています。
- 自宅での自立した生活が困難となる低所得高齢者の住まい対策のひとつとして、「都市型軽費老人ホームの整備」を進めることは必要ですが、新宿区は、地価が高く土地取得コスト等が高額になるため、整備数は1か所のみとなっています。
- 公有地活用による「サービス付き高齢者向け住宅」の整備は、現状では活用できる具体的な公有地がないことや、区内に建設される他の民間集合住宅等と同様に、利用者負担額が高額になる傾向があること等から、実現が難しい状況にあります。

取組の方向性

ユニバーサルデザインを視点としたまちづくりの推進

- ユニバーサルデザインまちづくりガイドラインを活用して、つかい手、つくり手、行政等がそれぞれの立場でまちづくりの役割を担い、一人ひとりの工夫と協働の取組を進めることにより、さまざまな人々の社会参加や自由な都市活動を促進し、だれもが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすい新宿のまちを実現していきます。

- 区民の身近なテーマを取り上げ、当事者参加型ワークショップを活用し、利用者、生活者の視点から、ユニバーサルデザインについて理解を深めます。また、その結果をリーフレットにまとめ、関係者に配布するなど更なるユニバーサルデザインの普及啓発を図ります。
- 鉄道駅のエレベーター設置によるバリアフリー化について、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年度までに区内全駅整備完了を目指すほか、細街路の拡幅整備や、建築主や設計者に対する福祉のまちづくり条例への協力要請などを、今後も継続して取り組んでいきます。

高齢者が安全・安心に暮らし続けるための居住支援

- 民間賃貸住宅への入居が困難となっている高齢者等に対して、民間賃貸住宅への住み替え相談や高齢者等入居支援等、福祉や居住環境整備の施策・事業と連携をとりながら、高齢者の賃貸住宅への入居制限の軽減措置や助成金の支給など、居住支援を進めています。
- 地域団体、事業者及び区等が連携して「高齢者の住まい安定確保」に取り組んでいくために、住宅・建築・福祉の各関係団体・機関の方々が互いに顔の見える関係を作り、それぞれの立場でできることや課題と感じていること等について意見交換を行い、情報共有する場として「高齢者の住まい安定確保連絡会」を設立します。この連絡会を通じて、「高齢者の住まい安定確保」にきめ細かく取り組んでいくための基盤をつくります。
- 「新宿区支援付き高齢者住宅検討会」では、「支援付き高齢者住宅の整備」のあり方を見直し、公有地の活用による建物の建設に限定するのではなく、どの住宅においても、必要な人が必要なサービスを受けられる仕組みづくりを進めることで、「整備」を実現していくこととしました。今後は、福祉・健康・住宅の視点を備えた施策の充実を目指すとともに、区民、行政、事業者がそれぞれの特性を活かした連携を強化するための取組みを進めていきます。

施策を支える事業

○主な事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
ユニバーサルデザイン・ ガイドラインの推進※二次 (都市計画部 都市計画 課)	利用する様々な人々の視点を取り込み、多くの区民に普及啓発を図ることで区民認識度を上げ、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進を図ります。	推進会議の開催（3回） テーマごとにワークショップを開催（6回）し、その成果に基づきガイドブックを作成（2冊） ガイドブックの活用による普及啓発 その他イベントや研修による周知	推進会議の開催 テーマごとにワークショップを開催し、その成果に基づきガイドブックを作成 ガイドブックの活用による普及啓発
人にやさしい建築物 づくり (都市計画部 建築指導 課)	身体障害者・高齢者など体にハンドイキャップをもつ人々も容易に建物を利用することができるよう、建物の構造・設備に関する指針を定め、公共建物はもとより商業施設など民間建物についてもひろく整備を図るもの。こうしたことから今後も、病院等を含む公共建物及び一定の規模以上の民間建物（共同住宅を含む）について、建築主、設計者等に対して、「東京都福祉のまちづくり条例」、「新宿区身体障害者・高齢者等の利用を配慮した建築物整備要綱・同指針」等に基づいた指導を行います。	東京都福祉の まちづくり条 例等に基づく 整備件数 75件	東京都福祉の まちづくり条 例等に基づく 整備件数 75件

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
建築物等耐震化支援事業 ※二次 (都市計画部 地域整備課)	建築物の耐震診断・補強設計や耐震改修工事を行う場合、一定の要件に従い、費用の一部を補助します。 また、一定の要件に従い、65歳以上の方又は障害者の方を対象に耐震シェルター・耐震ベッドの設置に要する費用の一部を補助します。	区内住宅の耐震化率 約 89% ※「新宿区耐震改修促進計画」からの推定値	区内住宅の耐震化率 92% ※「新宿区耐震改修促進計画」からの推定値
細街路の拡幅整備 ※二次 (都市計画部 建築調整課)	区民及び事業者等の理解と協力により、幅員4m未満の細街路を4mに拡幅整備することで、安全で快適な災害に強いまちづくりを行うとともに、障害者・高齢者等の安全を確保します。	年間整備(合意)目標距離 6.5km	年間整備(合意)目標距離 6.5km
道路のバリアフリー化 ※二次 (みどり土木部 道路課)	新宿区バリアフリー基本構想に基づき重点地区(高田馬場駅周辺地区、新宿駅周辺地区)において、区道のバリアフリー化を進めています。 また、重点地区外の区道についても、必要性に応じて整備の検討を行います。	整備路線数 17路線	整備路線数 18路線
鉄道駅のバリアフリー化 (都市計画部 都市計画課)	鉄道事業者に対し、エレベーター、視覚障害者用誘導ブロック、多機能トイレ等の設置や改善を要請し、駅舎等のバリアフリー化を促進します。また、駅のホーム柵についても設置を促進します。	区内鉄道駅エレベーター設置 (49駅中46駅) (工事着手含む)	区内全鉄道駅エレベーター設置 (工事着手含む)
みんなで考える身近な公園の整備 ※二次 (みどり土木部 みどり公園課)	公園の改修にあたり、地域住民との協働により、高齢者や障害者の利用にも配慮した使いやすい公園に整備します。	公園の整備数 10園	公園の整備数 11園

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
清潔できれいなトイレ づくり ※二次 (みどり土木部 みどり 公園課)	既設の公園トイレと公衆トイレを、清潔で誰もが利用しやすく、バリアフリーに配慮したトイレに改築します。	トイレの整備 数 公園トイレ 28か所 公衆トイレ 11か所	トイレの整備 数 公園トイレ 31か所 公衆トイレ 11か所
区営住宅の管理運営 (都市計画部 住宅課)	高齢者世帯向住宅及び高齢者単身向住宅の管理運営を行います。	管理戸数 1,058戸	管理戸数 1,058戸
シルバービアの管理運営 (福祉部 高齢者福祉課)	シルバービアにワーデン（生活協力員）又はLSA（生活援助員）を配置し、入居する一人暮らしや高齢者のみの世帯が地域で自立して生活していくために、安否確認や関係諸機関との連絡調整等の管理運営をします。 また、団らん室を活用し、高齢者の居場所事業などを進めます。	ワーデン数 12人 LSA設置数 6所	ワーデン数 10人 LSA設置数 8所
都市型軽費老人ホーム 建設事業助成等 (福祉部 高齢者福祉課)	自立した日常生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者に、食事、入浴等のサービスや生活相談など、日常生活に必要な住まいを提供する都市型軽費老人ホームの建設費用助成等を行います。	建設費用助成 1所	—
支援付き高齢者住宅 の整備※二次 (福祉部 高齢者福祉課)	在宅生活に軽度の支援が必要な高齢者の暮らしを支えるため、「サービス付き高齢者向け住宅」制度等を活用し、民間事業者の参入を促進します。	—	—

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
住宅相談 (都市計画部 住宅課)	高齢者等の民間賃貸住宅への住み替え相談及び不動産取引相談について、専門相談員による相談を実施します。	65歳以上の成約件数 23件	65歳以上の成約件数 25件
高齢者等入居支援 ※二次 (都市計画部 住宅課)	保証人が見つからず、民間賃貸住宅への入居が困難となっている高齢者世帯等に対し、協定保証会社等をあっ旋し、契約後の保証料を助成します。 また、賃貸住宅に居住する60歳以上の人一人暮らしの方へ、緊急通報装置等利用料を助成し、入居制限を軽減するための支援を実施します。	保証料助成 20件 緊急通報装置等利用料助成 20件	保証料助成 20件 緊急通報装置等利用料助成 20件
住み替え居住継続支援 (都市計画部 住宅課)	民間賃貸住宅に住む高齢者等が、その住宅を取り壊すこと等を理由に家主から立ち退きを求められ、区内の別の民間賃貸住宅に転居する際に、転居費用及び家賃の差額の一部を助成します。	助成 19件	助成 19件
ワンルームマンション条例 (都市計画部 住宅課)	条例に基づくワンルームマンションは高齢者の入居、安全及び利用に配慮したものとするほか、一定規模以上のものには高齢者の利用に配慮した住戸の設置を規定しています。	高齢者の利用に配慮した住戸の整備数 200戸	高齢者の利用に配慮した住戸の整備数 200戸

指標

指標名	現状 (平成25年度)	目標 (平成29年度)
【調査】 現在の住まいに対して特に不便や不安を感じることはない人の割合 (一般高齢者調査)	41.6%	45%
住宅住み替え相談における65歳以上の成約件数	23件	25件

第5節 基本目標4 尊厳あるくらしを支援します

施策13 高齢者の権利擁護の推進

高齢者の「尊厳ある暮らし」を実現するために、認知症等により権利侵害の対象となりやすい方、自ら権利の主張や行使をすることができない状況にある方等に対して、必要な支援を行います。また、権利擁護の普及啓発と、関係機関とのネットワークの構築を推進します。

現 状

成年後見制度の利用促進等

- 「区政モニターアンケート」の結果では、成年後見制度に対する認知度は、平成24年度43.8%、平成25年度48.1%と毎年高まっており、新宿区成年後見センターへの相談件数も平成24年度2,003件、平成25年度2,409件と増加傾向にあります。また、支援が必要な単身世帯の増加や生活課題を多々有しているケースなどの増加により、相談内容も複雑化・多様化しています。
- 高齢者の権利を守るために、成年後見制度の普及啓発と併せて、相談会等の拡充を図っています。また、平成26年度から、制度の担い手となる市民後見人の養成に向けて、市民後見人養成基礎講習を実施しています。
- 成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、親族による申立が期待できない状況にある高齢者に対して、区長が家庭裁判所へ審判の請求を行っています。
- 新宿区社会福祉協議会は、区の成年後見制度の利用促進事業に加え、東京都社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を受託し、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の権利を守り、地域で安心して生活できるよう、本人との契約により各種支援を行っています。

虐待防止の推進

- 高齢者総合相談センターは、虐待の早期発見・相談の窓口として、地域や関係機関等と積極的に連携を図りながら対応を行っています。通報の受理件数については、平成23年度は56件、平成24年度は57件、平成25年度は58件と増加傾向にあります。
- 虐待への対応については「新宿区高齢者虐待対応実務マニュアル」を作成し、高齢者総合相談センターによる相談・通報受理後の対応方法や、虐待の判断の指標となる考え方を示しています。

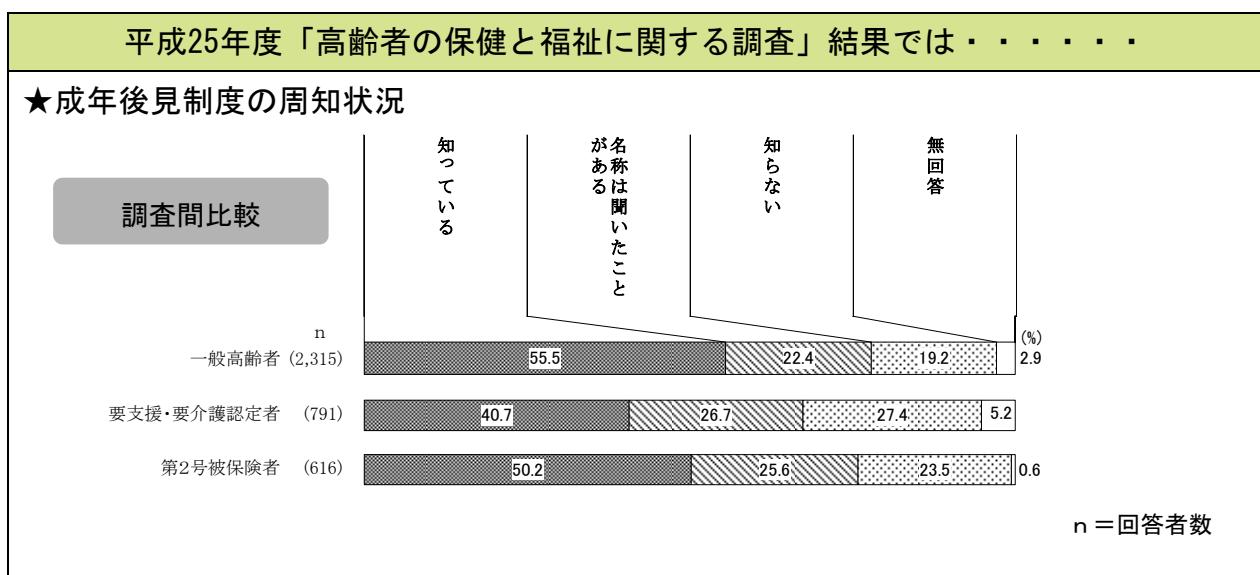
- 高齢者総合相談センターは相談・通報を受理するだけではなく、地域の関係機関とネットワークを作り、高齢者の虐待防止に関する広報・普及活動を行っています。
- 不適切な介護等により分離保護が必要となる高齢者に対して、老人福祉法による「やむを得ない事由による措置」として特別養護老人ホームへの入所措置等を行っています。

消費者被害の防止

- 民間の介護保険事業者、民生委員・児童委員、新宿区社会福祉協議会、高齢者総合相談センター、区相談担当職員など、高齢者の身近で活動している人たちにより悪質商法被害防止ネットワークを組織し、新宿消費生活センターが通報を受けるなど、悪質商法被害の予防・早期発見及び被害の回復を目指しています。
- 地域団体や新宿区社会福祉協議会等からの要請を受け、現地に消費生活相談員を派遣し、高齢者に対する悪質商法被害の実態と防止対策について解説をする出前講座を開催しており、実績は増加傾向にあります。

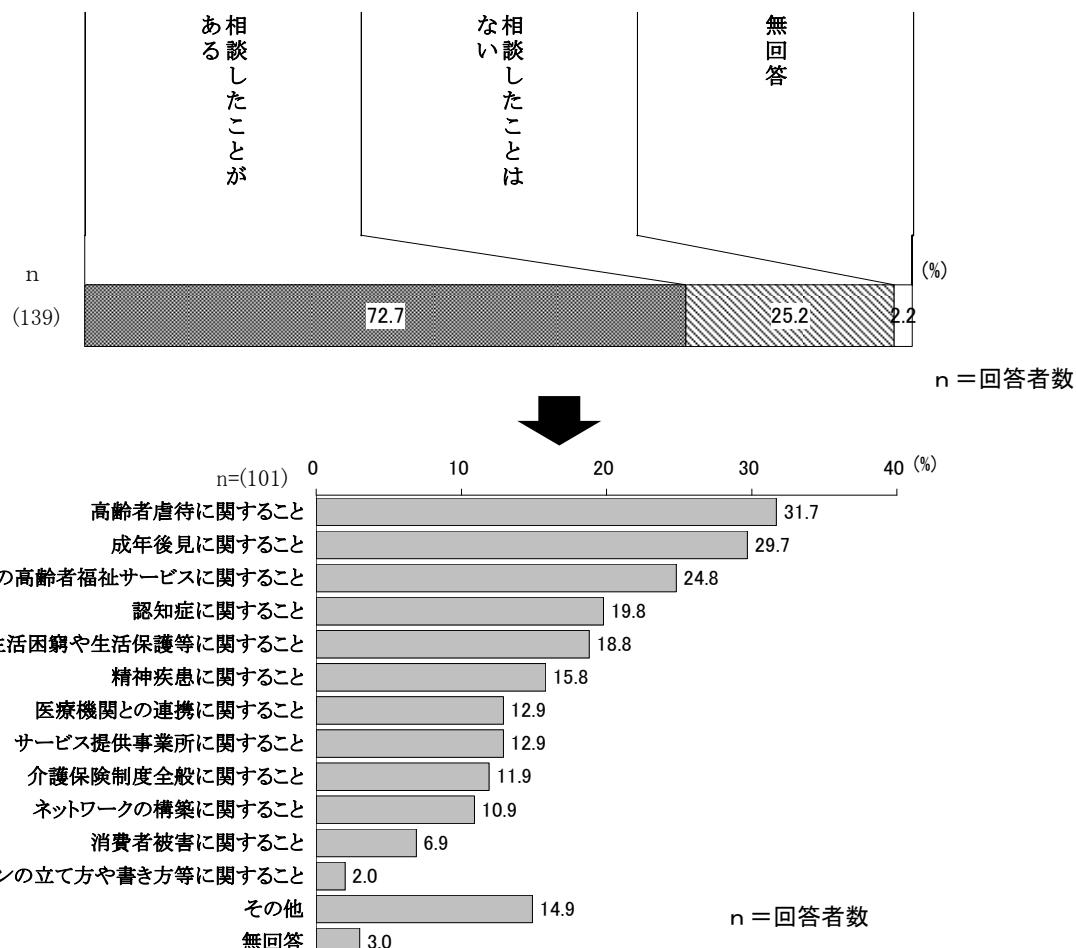
権利擁護の普及啓発とネットワークの構築

- 地域型高齢者総合相談センターと関係機関の連絡会等の際に、権利擁護に関する情報提供を行うなど普及啓発に努めています。
- 高齢者の権利擁護に関わる関係機関や区の関係部署で構成する「高齢者の権利擁護ネットワーク協議会」を組織し、課題の検討や情報共有を図っています。



★高齢者総合相談センターへの相談の有無と相談した分野（複数回答）

ケアマネジャー



「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果によれば、成年後見制度の認知度は、第2号被保険者と一般高齢者で5割以上となっています。また、ケアマネジャーの高齢者総合相談センターへの相談経験は7割強で、その内容としては高齢者虐待、成年後見が上位を占めています。制度の継続的な認知度向上、関係機関との連携の必要性がうかがえます。

課題

成年後見制度の利用促進等

■区では、成年後見制度の利用を総合的に支援する拠点として、「新宿区成年後見センター」を設置していますが、「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果からみると、新宿区成年後見センターの認知度は高まっていません。相談実績は増加していますが、制度が必要な人に適切に情報が届き、成年後見センターの相談（活用）につながるよう分かりやすく周知する必要があります。

- 相談件数の増加や単身世帯の増加により、成年後見制度の利用が必要な方の更なる増加が見込まれるため、その担い手となる市民後見人の養成と活用方法を検討していく必要があります。

虐待防止の推進

- 新宿区高齢者虐待対応実務マニュアルを積極的に活用し、高齢者総合相談センターの虐待への対応力を向上させる必要があります。
- 関係機関と連携を強め、早期に虐待を発見し、高齢者総合相談センターへの相談・通報につなげられるしくみづくりが課題となっています。

消費者被害の防止

- 高齢者の生活全般に関する総合的な見守りという観点から、消費者被害防止のための総合的なネットワークを更に強化していく必要があります。
- 悪質商法は後が絶えず、新たな手口も次々と発生することから、継続的な広報・啓発が必要です。また、出前講座や消費者講座を通じて、被害防止意識を高めていく必要があります。

権利擁護の普及啓発とネットワークの構築

- 成年後見制度の利用促進、虐待の防止等について、関係機関への情報提供にとどまらず、区民や、介護サービス事業者等に広く周知・啓発を進める必要があります。
- 「高齢者の権利擁護ネットワーク協議会」の運営については、高齢者の権利擁護に関する課題が多岐にわたることから、会議の運営方法・体制を工夫していく必要があります。

取組の方向性

成年後見制度の利用促進等

- 成年後見制度が必要な方に適切な相談対応や支援を行うことを目指すとともに、市民後見人の養成と活用についての課題を新宿区成年後見事例検討会等で検討し、きめ細かな対応ができる支援者を増やすことに取り組みます。その上で、関係機関との連携を強化しながら、判断能力が十分でない方が地域で安心して生活できるような支援体制づくりに取り組みます。

虐待防止の推進

- 新宿区高齢者虐待対応実務マニュアルに基づき、高齢者総合相談センターにおける虐待の判断基準を標準化し、対応力の向上を図ります。
- ケアマネジャーや介護サービス事業者等から、早期に相談・通報を受けられるためのしくみづくりを進めています。

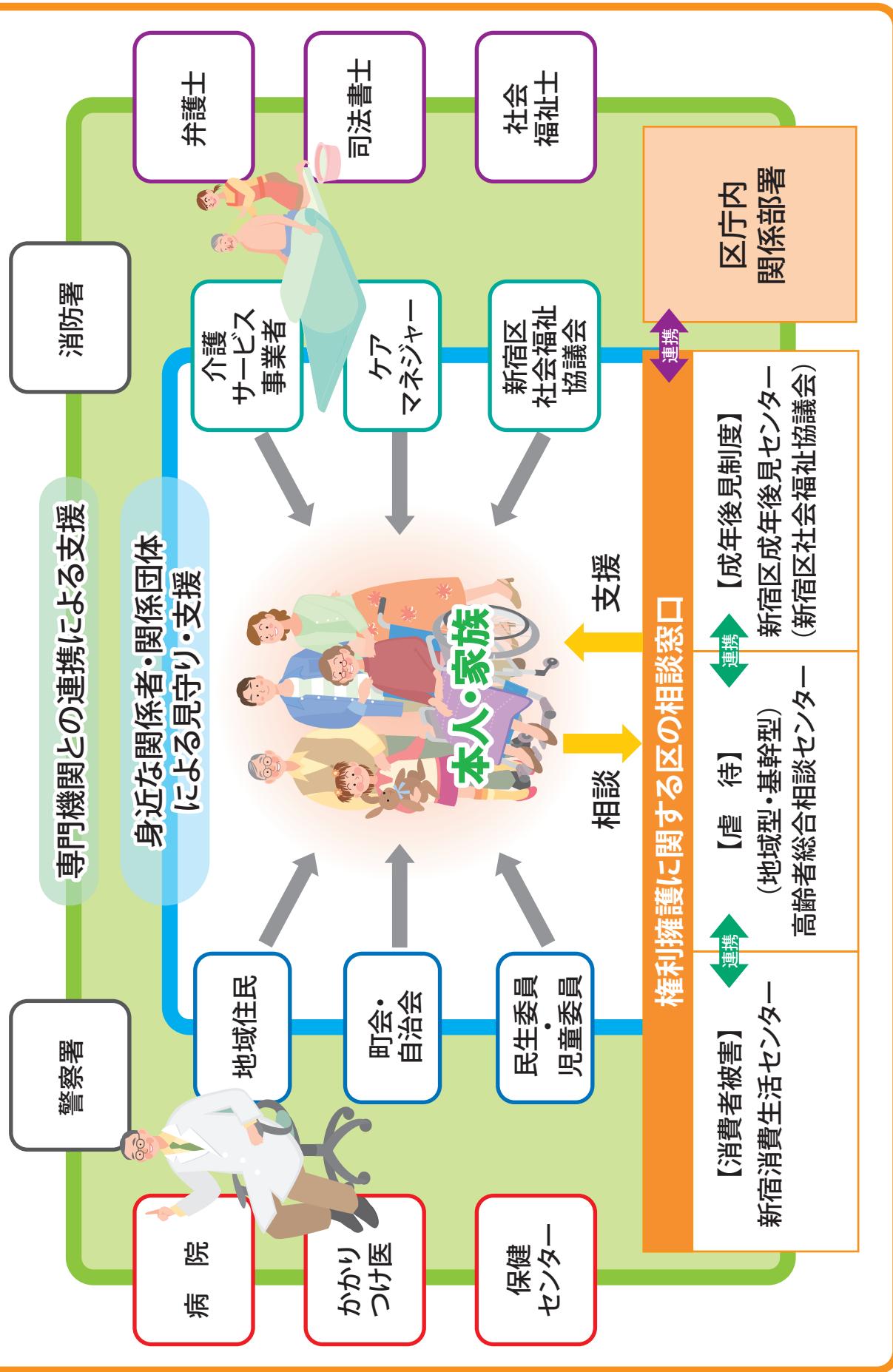
消費者被害の防止

- 悪質商法被害防止ネットワークの参加団体の増加及び連携を強化し、悪質商法被害の予防・早期発見及び被害の回復を目指していきます。また、消費部門と福祉部門との効果的な連携を進めています。
- 消費者安全法改正の趣旨を踏まえ、「消費者安全確保地域協議会」の設立を目指し、関係機関と連携し、地域団体や消費者団体と協働して、消費者被害防止のため地域の見守り力の強化に向けて取り組んでいきます。

権利擁護の普及啓発とネットワークの構築

- 高齢者の権利擁護に関する普及啓発のために、区民や介護サービス事業者等を対象にした講演会の開催やパンフレット等の作成・配布を行い、高齢者の尊厳と安心を守る、地域支え合いのしくみづくりを、更に進めています。
- 「高齢者の権利擁護ネットワーク協議会」の継続的な開催により、効果的な会議の運営方法・体制を検討しながら、関係機関とのネットワークをさらに強化していきます。

新宿区高齢者の権利擁護ネットワーク図



施策を支える事業

○主な事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
成年後見制度の利用促進 ※二次 (福祉部 地域福祉課)	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方の権利を守り、地域で安心して生活を継続できるよう、地域福祉権利擁護事業と併せて支援を行います。関係機関等との連携を図りながら、相談支援、地域への制度の広報普及、後見人等の支援、市民後見人の養成を行います。 (新宿区社会福祉協議会委託事業)	成年後見制度の内容を理解している人の割合 54% 成年後見・権利擁護専門相談件数 195 件	成年後見制度の内容を理解している人の割合 60% 成年後見・権利擁護専門相談件数 200 件
成年後見審判請求事務等 (福祉部 高齢者福祉課)	成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、親族による申立が期待できない状況にある高齢者に對し、区長が家庭裁判所へ審判の請求を行います。また、成年後見制度に係る費用を負担することが困難である人に対して、後見人等への報酬の助成を行います。	区長申立て件数 44 件 報酬助成件数 8 件	—
【再掲】虐待防止の推進 (福祉部 高齢者福祉課)	高齢者総合相談センターを、虐待の相談、通報、届出の窓口としています。高齢者自身の届出や区民等からの通報、民生委員・児童委員、ケアマネジャーからの相談に對し、継続的支援を行います。	虐待相談件数 360 件	—
老人福祉施設への入所等措置 (福祉部 高齢者福祉課)	心身上の障害、家庭環境、経済上の理由により、在宅で生活することが困難な原則65歳以上の人を養護老人ホームへ入所措置します。また、虐待等のやむを得ない事由により、分離保護等が必要な高齢者を対象に特別養護老人ホームへの入所等措置を行います。	養護老人ホーム入所者数 304 人 やむを得ない措置による特別養護老人ホーム入所者数 4 人	—

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
悪質商法被害防止 ネットワーク (地域文化部 消費者支援等担当課)	民間の介護保険事業者、民生委員・児童委員、新宿区社会福祉協議会、高齢者総合相談センター、区相談担当職員など、高齢者の身近なところで活動している人たちによる悪質商法被害防止ネットワークを活用し、高齢者の悪質商法による被害を早期に発見し、新宿消費生活センターが通報を受けて早期回復を図ります。	連絡会 1回	連絡会 1回
消費者講座 (地域文化部 消費者支援等担当課)	高齢者クラブなどに悪質商法に関する出前講座を実施するなど、高齢者に対する普及啓発を行います。また、消費生活に関する学習の機会（場）として消費者講座を行います。	出前講座 3回	出前講座 3回
高齢者の権利擁護の普及啓発 (福祉部 高齢者福祉課)	高齢者の権利擁護に関する普及啓発のために、区民や関係者を対象にした講演会の開催やパンフレット等の作成・配布を行い、高齢者の尊厳と安心をみんなで守る、地域支え合いのしくみづくりに結びつけます。	権利擁護に関する講演会 1回	権利擁護に関する講演会 1回
高齢者の権利擁護ネットワークの構築・運営 (福祉部 高齢者福祉課)	高齢者の権利擁護ネットワーク協議会（構成員：新宿区医師会、弁護士、司法書士、社会福祉士、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、町会、警察署、消防署、医療機関、新宿区社会福祉協議会、高齢者総合相談センター、区の関係部署）を開催し、高齢者の権利擁護に関するネットワークを構築します。	権利擁護ネットワーク協議会等 5回	権利擁護ネットワーク協議会等 5回

○関係団体による事業

事業名 (関係団体名)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業) (新宿区社会福祉協議会)	もの忘れや認知症、知的障害、精神障害などにより必要な福祉サービスを自分で判断し、手続きするのが難しい方が利用できる東京都社会福祉協議会からの受託事業です。本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する相談を中心に、必要に応じて日常的な金銭管理の援助、通帳・印鑑などの預かりを行います。支援にあたっては地域住民が生活支援員となって、職員、関係機関等と連携を図りながら、「地域ぐるみ」の支援を進めます。	契約件数 70 件 専門員・生活支援員相談支援件数 10,800 件	契約件数 96 件 専門員・生活支援員相談支援件数 12,900 件

指 標

指 標 名	現状 (平成25年度)	目標 (平成29年度)
【調査】 新宿区成年後見センターの認知度 (一般高齢者調査)	14.8%	35%

第6節 基本目標5

支え合いのしくみづくりをすすめます

施策14

介護者への支援

介護が必要になっても住み慣れた地域で生活を続けるためには、要介護高齢者への支援のみならず、介護者の身体的、精神的負担を和らげるための支援が必要です。そのために必要な介護者支援の取組を充実していきます。

現 状

介護者同士の交流の促進

- 介護者も高齢者である老老介護の増加や、介護の長期化、介護のための離職など、介護保険制度の利用が定着してきた中においても、介護者に負担がかかっている現状があります。また、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の要支援・要介護認定者調査の結果では、主介護者自身も介護保険の認定を受けている割合は、2割強となっており、介護者への支援が必要な状況があります。
- 介護者講座は、高齢者の介護経験がある区民の方を対象に、介護に関する知識や技術の習得を目的として、地域型高齢者総合相談センター（9か所）が年1回ずつ開催しています。
- 家族会は、現在高齢者を介護している方や、介護経験のある方が集まり、介護についての情報交換や、日頃の介護の悩みを語り合う場です。平成26年度に4か所を新たに立ち上げ、従来から活動している家族会8か所（認知症介護者家族会を含む）と合わせて12か所になりました。また、介護者を家族会につなげるための学習会・交流会や、家族会を支援するボランティアの養成も行っています。
- 介護者が介護者講座や家族会に参加しやすいよう、訪問介護や通所介護の提供を行っています。

新宿区家族会マスコットキャラクター

“カイくん”

「介話(かいわ)」*でつながる家族の輪

をスローガンにして、介護者同士が交流する家族会の応援をしています。
ボディは介護の「介」の形をしています。

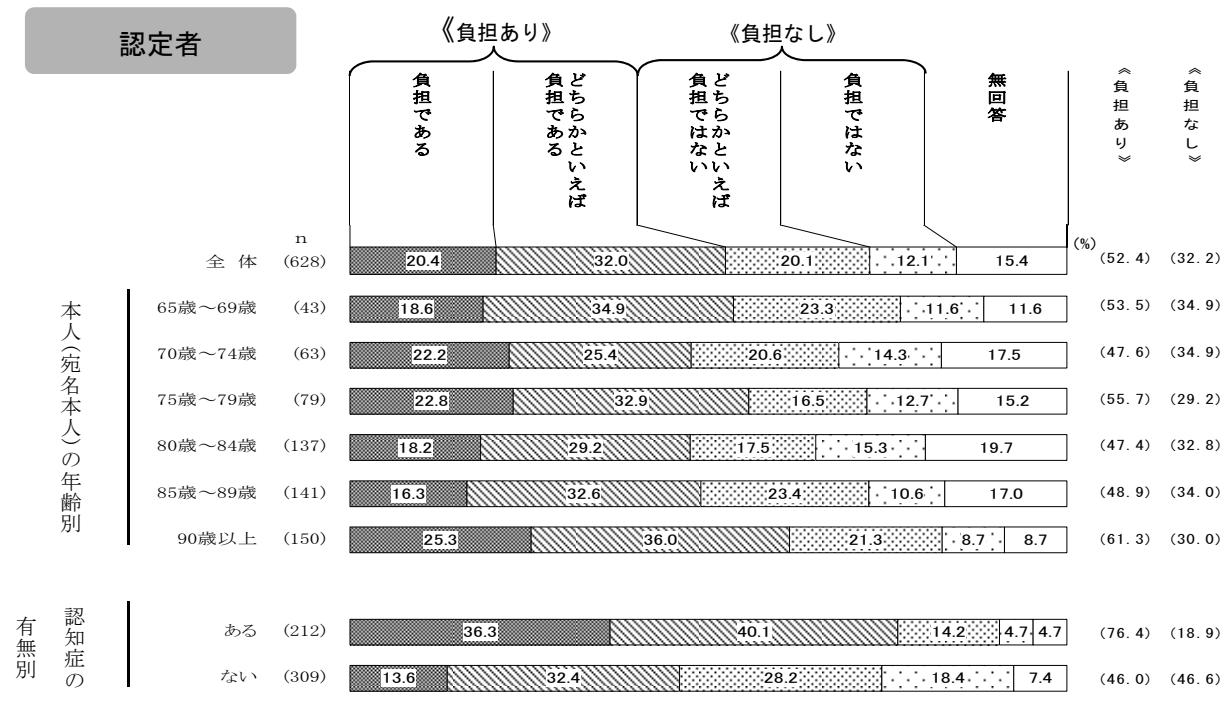
*「介話(かいわ)」は、介護のことを話してリフレッシュするという意味の造語です。

介護者負担の軽減

- 専門医による認知症介護者相談を実施し、精神面でのケアを行っています。
- 仕事と子育て、介護の両立支援を推進するため、区内企業を対象にワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度などを実施しています。区民を対象とした平成26年度の区政モニターアンケートによると「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「知っている」は42.2%、「言葉は聞いたことがあるが、意味は知らない」は19.1%という結果となっており、ワーク・ライフ・バランスに関する認知度は十分とはいえないことがわかりました。
- 介護は女性に負担がかかることが多く、男性も仕事を休み介護にあたることができるような職場環境づくりが必要です。男性従業員が介護休業を取得するなどの要件を満たした場合に、予め登録した中小企業に奨励金を支給する「男性の育児・介護サポート企業応援事業」を実施し、育児・介護休業等の取得しやすい職場環境づくりに向けた取組を進めています。平成26年度現在、登録企業数は8社、奨励金支給件数は8件となっています。

平成25年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果では・・・・・

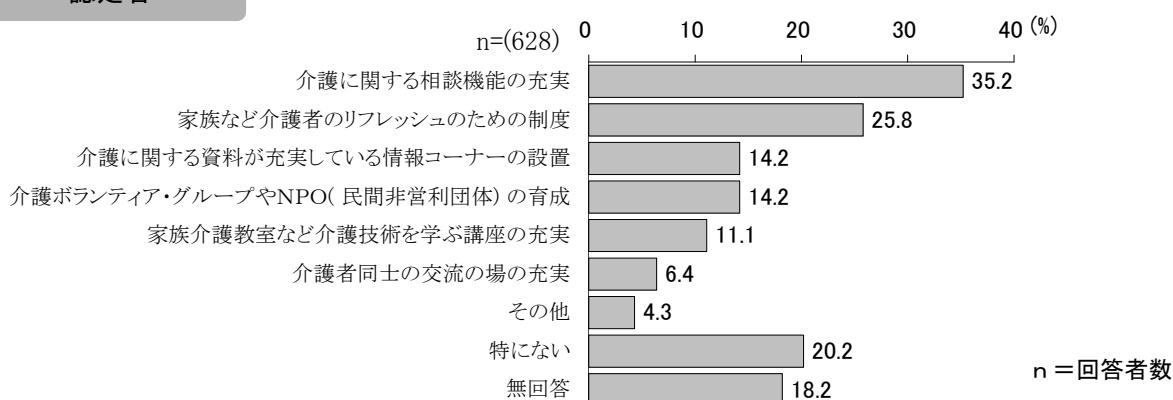
★介護負担感



n =回答者数

★介護者への支援として、新宿区に力を入れてほしいこと（複数回答）

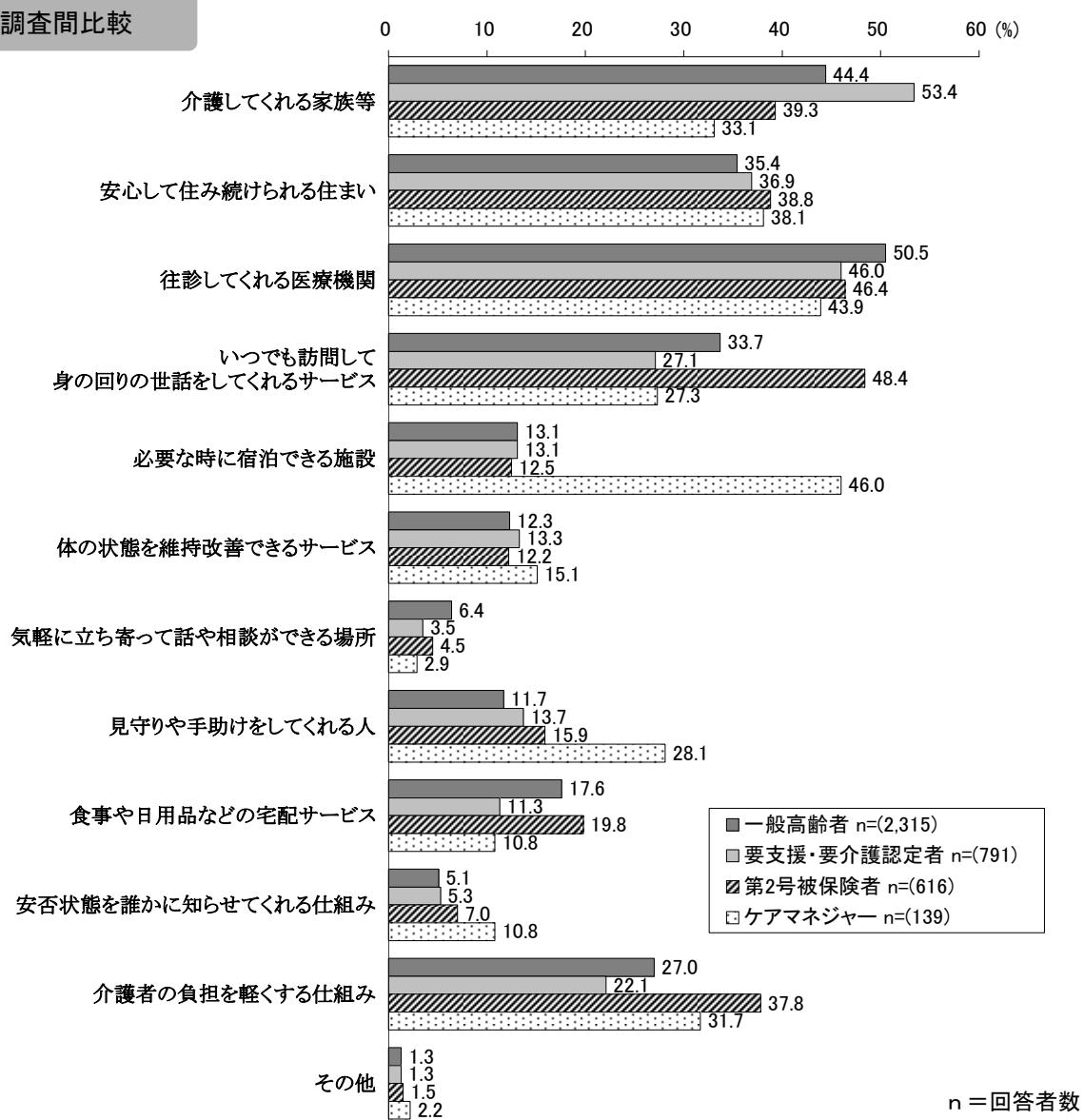
認定者



n =回答者数

★在宅で暮らし続けるために特に重要だと思うもの（複数回答）

調査間比較



「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果によれば、介護者の介護負担感は、どの年齢とも《負担あり》が《負担なし》を上回っています。また、認知症のある場合のほうが《負担あり》の割合が高く、7割台半ばを超えてています。介護者支援として区に力を入れてほしいことでは、相談機能の充実が最も高くなっています。在宅で暮らし続けるために特に重要だと思うものでは、要支援・要介護認定者の場合、介護してくれる家族等が最も高くなっています。

在宅介護の継続に向けて、介護者への支援の必要性の高さがうかがえます。

課題

介護者同士の交流の促進

- 介護者講座は、参加者の介護にいっそう役立つ内容とし、介護者同士の情報交換の場となるよう開催していく必要があります。
- 家族会については、ボランティアの支援による継続的な運営や、介護者への周知と参加を進めていく必要があります。また、支援してくれるボランティア同士の情報交換等も必要です。

介護者負担の軽減

- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」の要支援・要介護認定者調査の結果では、介護者への支援として区に力をいれてほしいことについて、「介護に関する相談機能の充実」という回答が35.2%と最も高い割合でした。これを踏まえ、介護者からの相談に対する高齢者総合相談センター等の対応力をさらに向上していく必要があります。
- 介護者の精神面のケアを行うために、専門医による認知症介護者相談をさらに周知、活用する必要があります。高齢者総合相談センターには、介護者負担の軽減につながる相談支援が求められます。
- ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業への支援を引き続き進め、働く人の仕事と介護が両立できる環境を整備する必要があります。
- 「男性の育児・介護サポート企業応援事業」を広く周知し、中小企業の男性従業員が仕事と介護を両立できるよう、支援していく必要があります。

取組の方向性

介護者同士の交流の促進

- 介護者講座については、アンケート等を活用し、介護者のニーズに沿った内容・テーマにするとともに、座学だけでなく社会参加型や体験型の開催方法を取り入れるなど、工夫して実施します。
- 地域型高齢者総合相談センターとボランティアが連携し、家族会の運営を支援しています。また、支援してくれるボランティア同士の連絡会等の取組を行います。
- 介護者講座の参加者が家族会にもつながるよう、参加を促進していきます。

介護者負担の軽減

- 専門医による認知症介護者相談等を活用して介護者の精神面のケアを行うとともに、介護者の置かれている現状を把握し、介護者の生活を犠牲にせず介護を続けられるた

めの支援や、介護者であることをオープンに話せる地域づくり等、きめ細やかな取組を高齢者総合相談センターが中心になって進めます。

■ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度を通じて、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を支援し、仕事と仕事以外の活動を両立できる環境づくりをすすめます。また、区内中小企業においても、介護休業等に関する制度を導入・定着していくことができるよう「男性の育児・介護サポート企業応援事業」などの支援策をさらに周知していきます。

施策を支える事業

○主な事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
【再掲】介護者講座・家族会 (福祉部 高齢者福祉課)	高齢者を介護している家族及び介護経験のある家族を対象に、介護者講座及び家族会を開催し、介護者相互の交流を深めるとともに、支援していきます。	介護者講座 13回 家族会 63回(9か所)	介護者講座 13回 家族会 78回(9か所)
介護者講座や家族会への参加支援 (福祉部 高齢者福祉課)	介護者が介護者講座や家族会に参加している間、要介護高齢者に対し、訪問もしくは通所介護サービスの提供を行い、介護者を支援します。	利用件数 5件	利用件数 10件
【再掲】認知症介護者支援事業 ※二次 (福祉部 高齢者福祉課)	認知症高齢者の介護者が、病気の理解や対応方法、利用できる制度等を学ぶとともに、介護者同士の交流によって仲間づくりの機会を提供し、孤立の防止を図ります。また、精神面でのケアとして専門医による個別相談を行います。 ①認知症介護者教室 ②認知症介護者家族会 ③認知症介護者相談	家族会の運営 3か所 認知症介護者相談 12回	家族会の運営 3か所 認知症介護者相談 12回
【再掲】認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業 (福祉部 高齢者福祉課)	65歳以上の認知症高齢者を介護する者に対し、心身のリフレッシュを図る機会を提供するため、認知症の方に、見守りや話し相手等の支援を行うホームヘルパーを派遣します。	訪問時間 延べ16,000時間	—

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
高齢者緊急ショート ステイ事業 (福祉部 高齢者福祉課)	介護する家族が、急病、けが等のために介護できない場合に、有料老人ホームの居室を提供することで、緊急時における要介護者の生活の場を一時的に保障し、その在宅生活を支援します。	利用者数 73人 利用日数 507日	利用者数 90人 利用日数 620日
家族介護慰労金の支給 (福祉部 介護保険課)	住民税非課税世帯の要介護4または5の被保険者を、1年間介護保険サービスを使わずに在宅で介護しているなどの支給要件を満たした家族に対して慰労金を支給します。	—	—
ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の 推進 ※二次 (子ども家庭部 男女共同参画課)	仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスを目指し、子育て支援・介護支援・地域活動支援等を推進している企業への「認定制度」の実施をはじめ、企業への支援、働きかけを関係部署と連携して推進します。	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合 42.2% (平成26年度区政モニターアンケート調査結果)	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合 80%
男性の育児・介護サポート 企業応援事業 (子ども家庭部 男女共同参画課)	区内中小企業者において、男性が育児・介護休業等を取得しやすい職場環境づくりを支援します。	—	—

指標

指標名	現状 (平成25年度)	目標 (平成29年度)
介護者講座・家族会参加者数	479人	600人

重点的取組み3

施策15

『地域の活力』を生かした高齢者を支えるしくみづくり

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、介護保険サービスや区独自のサービスが充実していることに加え、区民が主体的に地域の担い手となって高齢者の生活を支援する体制を整備していく必要があります。

新宿区における多様な社会資源と、新宿区で活動する多くの人々による『地域の活力』を生かし、区と区民等が一体となった支え合いのしくみづくりを進めます。

現 状

地域活動等への意識

- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査間比較の結果から、地域のつながりの必要性について、「必要である」との回答は一般高齢者で57.6%、要支援・要介護認定者で47.7%、第2号被保険者で41.4%となっており、一般高齢者が一番強く感じています。
- 一般高齢者調査の結果から、収入のある仕事をしている割合は、65歳～74歳（前期高齢者）で46%と、約半数を占めています。また、仕事をしている人の方が、地域活動やボランティア活動の参加意向が高い傾向にあるため、地域の担い手となる潜在的なニーズがうかがえます。

地域での支え合い活動の広がり

- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査間比較の結果から、在宅生活の継続に特に重要なものの上位は、一般高齢者、要支援・要介護認定者、第2号被保険者とも共通して「往診してくれる医療機関」でした。「東京都の医療施設（平成24年10月1日現在）によれば、新宿区の一般診療所数は23区で上位を占め、また、医師をはじめ病院従事者数も多いことから、施設・人材の両面から医療基盤が整備されていると言えます。
- 区内で活動する生涯学習の団体や指導者と、区内で人材を探している方、活動したい方をつなぐネットワークサービスとして「新宿地域人材ネット」があります。また、新宿ボランティア・市民活動センター（新宿区社会福祉協議会）では、様々なボランティアの登録情報を有しています。また、シルバー人材センターでは、原則60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者が会員登録をしています。
- 区ホームページでは、新宿区NPO活動登録団体リストを公表しています。そのほか、介護予防活動では「新宿いきいき体操サポーター」があり、認知症高齢者支援では病

気について正しい理解を持った「認知症サポーター」を養成しています。

新宿区における地域づくりの状況

- 地域型高齢者総合相談センター（以下、「センター」という）は、地域の社会資源（医療機関やNPO、ボランティア等の関係機関）を把握し、相談支援に活用しています。また、各センターは、地域における課題やニーズを把握し、個別の相談支援や関係機関とのネットワーク構築につなげるとともに、高齢者見守り支え合い連絡会をはじめとする関係機関との連絡会を通じて「顔の見える関係」を構築し、地域の関係機関との連携による支援体制の強化を図っています。
- 区内3地域で展開する地域安心カフェでは、高齢者やその介護者等が集う場を提供しながら、地域住民による支え合い活動を行っています。
- 平成24年度から開始した高齢者見守り登録事業では、新聞販売店、公衆浴場、生活協同組合、郵便局等、高齢者に身近な民間事業者が、高齢者見守り登録事業者として通常業務の範囲内で気づいた高齢者に関する異変を、高齢者総合相談センターへ連絡する等、地域における支え合いの輪を広げています。
- 75歳以上の一人暮らし高齢者世帯向けの情報紙「ぬくもりだより」の訪問配布等により、見守り活動を実施しています。訪問配布による見守りを希望する方について、不在が続くなどして安否が心配される場合には、高齢者総合相談センター等の関係機関と連携し実態把握を行っています。

地域を支える担い手の育成

- シニア活動館では、ボランティア・社会貢献活動の拠点として、人材育成講座を実施しています。
- 区が新宿区社会福祉協議会に委託実施している介護支援ボランティア・ポイント事業では、介護保険施設等でのボランティアや高齢者を見守る地域見守り協力員等の活動を行った際に換金又は寄付できるポイントを付与し、地域の支え合い活動の担い手を育成、支援しています。平成25年度末時点では、489名が活動登録を行っています。
- 区が新宿区社会福祉協議会に委託実施しているふれあい訪問・地域見守り協力員事業では、区民ボランティアが、地域見守り協力員として定期訪問による高齢者の安否確認や見守りを行っています。対象者から、健康・医療等の相談や他サービスのご希望等があった場合には、高齢者総合相談センター等関係機関へつなげています。
- その他、様々な施策を通じてサポーターやボランティアが養成され、支え合いの輪を広げています。

平成25年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果では・・・・・

★地域のつながりの必要性

調査問比較

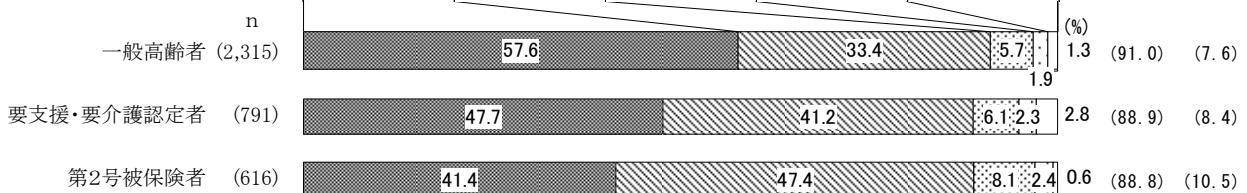
《必要あり》

《必要なし》

無回答

《必要あり》

《必要なし》



n =回答者数

★今後の地域活動・ボランティア活動への参加意向

一般高齢者

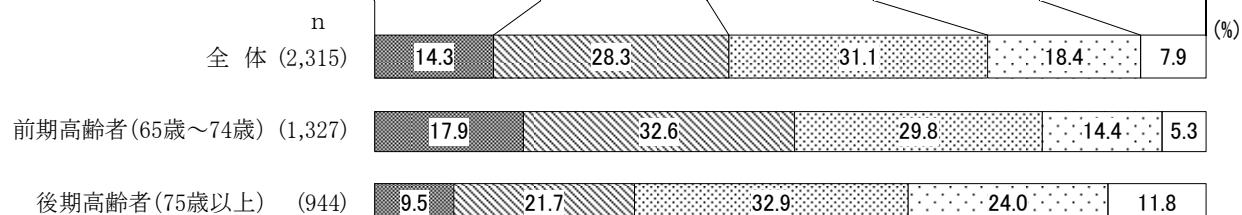
してみたい

してちらかといえれば

しじちらかといえれば

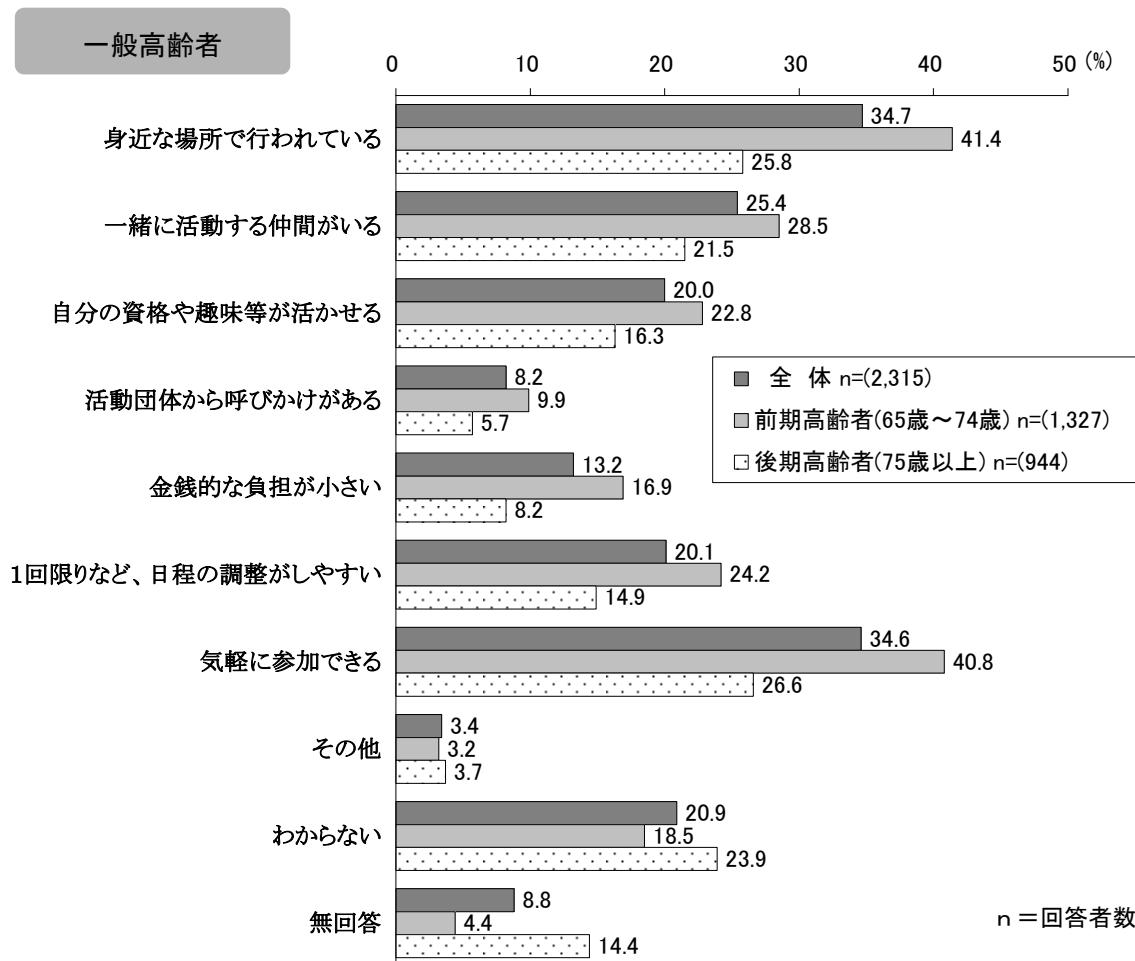
したくない

無回答



n =回答者数

★地域活動・ボランティア活動に参加しやすい形



n = 回答者数

「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果によれば、地域のつながりの必要性は、「必要だと思う」との回答は、一般高齢者で最も高くなっています。また、一般高齢者では、今後の地域活動・ボランティア活動への参加意向は、65歳～74歳の前期高齢者の約5割が意向ありと回答しています。参加しやすい形は、65歳～74歳の前期高齢者の場合、身近な場所、気軽に参加できることが4割以上と高くなっています。

地域のつながりの必要性は認識しており、見守り・支え合いの重要性がうかがえます。

課題

地域におけるネットワーク構築

- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」では、一般高齢者調査、要支援・要介護認定者調査、第2号被保険者調査のいずれも、地域のつながりの必要性の問い合わせでは「必要だと思う」「どちらかと言えば必要だと思う」の回答の合計が9割前後であり、地域におけるネットワーク構築への要請が高まっていることがうかがえます。
- 高齢者総合相談センターが、継続的に社会資源の把握やネットワークの構築を行うことで、高齢者総合相談センターを中心に、見守りや支援を必要とする高齢者情報が集まつてくる環境づくりを進める必要があります。
- 見守りの担い手となる民生委員・児童委員や情報紙の配布員に対し、高齢者の見守り活動中に得た情報や要安否確認につながる異変等は、速やかに高齢者総合相談センターへ連絡するよう引き続き周知していく必要があります。
- 高齢者総合相談センター、民生委員・児童委員、高齢者見守り登録事業者等による見守り体制を更に強化するなど、支援が必要な高齢者を把握するしくみづくりを進め、地域における支え合いの充実を図る必要があります。

ボランティア活動に対する参加意識

- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」の一般高齢者調査の結果から、今後の地域活動・ボランティア活動への参加意向がある割合（「してみたい」と「どちらかといえどしてみたい」の合計）は、65歳～74歳の前期高齢者で約5割を占めています。また、地域活動・ボランティア活動に参加しやすい形として、前期高齢者の場合、身近な場所で行われていること、気軽に参加できることがともに4割強と高くなっています。
- 調査の結果から、身近な地域で気軽に参加できることが地域活動に対する一つの促進力になると考えられるため、ボランティア意欲のある未活動者に対する周知啓発、活動の場づくりを積極的に行うなど、ボランティア活動を通じた支え合いのしくみを充実していく必要があります。
- ボランティア活動者が安心して継続的に活動できるよう、施設側のボランティア受入れ体制の整備など環境づくりを進めていく必要があります。

取組の方向性

地域力を生かした支援体制の推進

- 地域ケア会議を活用し、個別ケースへの支援を通じて発見される地域課題を整理し、地域包括ケアシステムを実現するうえで必要な社会資源の把握や新たなネットワークの構築を進めていきます。また、地域ケア会議で把握された地域課題の解決策を普遍化し、社会基盤整備や新たな資源開発等へのニーズを政策形成につなげることにより、高齢者を支え合う地域づくりを推進します。
- 高齢者見守り支え合い連絡会の開催や高齢者総合相談センターと民生委員・児童委員等との連携強化により、ボランティアや高齢者見守り登録事業者、その他の企業等による地域での支え合いのネットワークを充実していきます（図表1）。
- 高齢者食事サービスの参加者同士の交流や、高齢者クラブによる見守り活動など、多様な団体による活動が、地域における支え合いの促進につながるしくみづくりを構築していきます。

地域を支える担い手への支援の充実

- シニア活動館でのボランティア育成活動を継続するとともに、新宿区社会福祉協議会や新宿NPOネットワーク協議会等の地域貢献団体との連携強化を図ります。
- 新宿ボランティア・市民活動センター（新宿区社会福祉協議会）では、ボランティア活動へのコーディネートやボランティア活動の拡大に向けた取組を推進していきます。
- 介護支援ボランティア・ポイント事業について、広報等を利用した周知を徹底するとともに事業の拡充を検討するなど、ボランティア活動を支援する取組の充実を図ります。
- 認知症高齢者支援施策との連携などにより、支え合いの担い手となる人材の確保、育成に努めます。
- 区の地域力を更に高めるために、庁内関係部署はもとより、関係機関との連携を通じて、お互いが持っている地域資源を効果的に繋ぎ合わせるなど、効率的にサービスを提供できる体制を強化していきます。

図表1 見守り支え合うネットワーク図

65歳以上人口ー65,214人

一人暮らし高齢者(65歳以上) 26,392人

高齢者総合
相談センター
(地域型9か所+基幹型)

同(75歳以上) 14,501人

高齢者見守り登録
事業者

新聞販売同業組合／生活協同組合／牛乳商業組合／公衆浴場同業組合／理容同業組合／宅配便事業者／郵便局など

介護保険要支援・要介護認定者

情報紙「ぬくもりだより」
訪問配布による見守り
(月2回)

保険外サービス利用者

シルバービア

新宿区社会福祉協議会
ボランティア・市民活動センター

ボランティア・地域活動サポートコーナー

- ふれあい訪問・地域見守り協力員事業
- 介護支援ボランティア・ポイント事業
- ちょっと困りごと援助サービス

(区委託事業)

●暮らしのサポート事業

●ふれあい・いきいきサロン

新宿区成年後見センター(区委託事業)

地域における見守り

民生委員・児童委員・町会・自治会・地区協議会／高齢者クラブ／認知症サポート／地域安心カフェ／シニア活動館・地域交流館 など

緊急性が高い場合
警察署・消防署

(平成26年10月1日現在)

トピックス

ぬくもりだよりの訪問配布

「ぬくもりだより」は、平成 19 年 9 月から、訪問配布による見守りを希望する 75 歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、月 2 回配布しており、平成 27 年 2 月 15 日号で 180 号を迎えた。

毎号、高齢者向けのイベント等の情報を分かりやすくまとめた記事を掲載し、地域の高齢者にお届けしています。

配布には、区が委託する配布員や地域で見守り活動を行うボランティアなど多くの方に関わっていただき、配布対象者との関係が深まるを通じて、高齢者の暮らしの安心にもつながっています。

今後も、定期的な訪問配布により、高齢者を緩やかに見守りながら、地域における支え合いの充実を図っていきます。



施策を支える事業

○主な事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
地域安心カフェの展開 ※二次 (福祉部 高齢者福祉課)	高齢化率の高い都営住宅等に、高齢者及びその介護者、地域住民等が気軽に立ち寄り交流や相談ができる場を設け支援します。高齢者及び介護者の孤立を予防するとともに、地域における区民の支え合いの充実を図ります。	開催地域数 3 地域 展開数 5 か所	開催地域数 4 地域 展開数 6 か所
民生委員・児童委員による 相談活動 (福祉部 地域福祉課)	地域住民がそれぞれの能力に応じて自立した生活が営めるよう必要に応じて生活状態を適切に把握し、常に住民の立場に立って、相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行います。	分野別相談・ 支援件数 (高齢者) 3,000 件	分野別相談・ 支援件数 (高齢者) 3,000 件
高齢者の孤独死防止に 向けた取組の推進 (福祉部 高齢者福祉課)	75歳以上の一人暮らし高齢者の中、訪問配布による見守りを希望される方を対象に、高齢者向け情報紙（ぬくもりだより）を毎月2回訪問配布し、既存のサービスでは目の届かなかった高齢者の安否確認及び見守りを行います。また、75歳以上の高齢者のうち、後期高齢者医療や介護保険サービス等の利用が無い方を対象とした安否確認を3年毎に実施することで、高齢者の孤独死防止を図ります。	情報紙の訪問 配布 配布登録者数 (対象者) 3,150 人 配布員数 140 人	情報紙の訪問 配布 配布登録者数 (対象者) 3,200 人 配布員数 150 人
【再掲】高齢者見守り 支え合い連絡会の開催 (福祉部 高齢者福祉課)	民生委員・児童委員、新宿区社会福祉協議会、高齢者見守り登録事業者及び地域ボランティア等区民参加型の連絡会を開催し、地域の高齢者見守り活動関係者による意見交換等を行いながら地域における見守り支え合いの輪の充実を図ります。	連絡会の開催 9回 (各高齢者総 合相談センタ ーで1回ずつ 実施)	連絡会の開催 9回 (各高齢者総 合相談センタ ーで1回ずつ 実施)
【再掲】認知症ケアパスの 作成・普及 (福祉部 高齢者福祉課)	認知症症状が発生した時から、その人の進行状況に合わせ、どのような医療・介護サービスを受けることができるかを示す、認知症ケアパスを作成し活用していきます。	-	認知症普及啓 発用パンフレ ットを通じて 周知

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
【再掲】【新規】地域ケア会議の開催 (福祉部 高齢者福祉課)	多職種協働による個別ケース支援の検討を通じて地域課題を整理し、地域包括ケアシステムを実現するうえで必要なネットワークの構築や、日常生活圏域や区全域に共通する課題の解決策を検討し、地域づくりや資源開発につなげるために、地域ケア会議を開催します。	地域ケア会議 27回	地域ケア会議 55回
【再掲】生涯学習・地域人材交流ネットワーク制度の整備 ※二次 (地域文化部 生涯学習コミュニティ課)	新宿未来創造財団を通じて、「新宿地域人材ネット」を活用しながら、人材バンク（生涯学習指導者・支援者バンク、アーティストバンク、日本語学習ボランティア、通訳・翻訳ボランティア等）制度を推進し、地域の個性や特色を生かした生涯学習活動等を行うためのきっかけづくりを行います。	登録者が実際に区・財団事業や地域で活動した日数 3,100日	登録者が実際に区・財団事業に地域で活動した日数 4,500日
NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進 ※二次 (地域文化部 地域調整課)	地域を支えるNPOや地域活動団体などの多様な主体との協働を促進するため、地域活動団体等の連携協力・情報交換の場を提供するとともに、協働推進基金による財政支援を行います。また、協働事業提案制度の実施を通じた区民参加を促進し、地域課題の解決を図ります。	協働事業提案制度実施事業数 1事業 NPO活動資金助成による助成事業数 10事業 新宿NPOネットワーク協議会加盟団体数 39団体 新宿NPO協働推進センター登録団体数 138団体 サイト登録団体数 128団体	協働事業提案制度実施事業数 6事業 NPO活動資金助成による助成事業数 6事業 新宿NPOネットワーク協議会加盟団体数 50団体 新宿NPO協働推進センター登録団体数 150団体 サイト登録団体数 150団体

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
ふれあい訪問・地域見守り協力員事業 (福祉部 高齢者福祉課)	75歳以上の一人暮らしまたは75歳以上の高齢者のみの世帯等を対象に、見守りを希望する対象者宅を地域見守り協力員が定期的に訪問し、安否の確認、見守りを行い、孤独感の解消及び事故の未然防止を図ります。 また、地域社会との関係づくりが困難な対象者に対しては、新宿区社会福祉協議会職員が訪問して日常生活に関する話し相手となり、必要に応じて関係機関へつなげる等の支援を行います。 (新宿区社会福祉協議会委託事業)	ふれあい訪問事業対象者数 20名 見守り協力員数 400名 地域見守り協力員事業対象者数 850名	ふれあい訪問事業対象者数 20名 見守り協力員数 440名 地域見守り協力員事業対象者数 900名
ちょこっと困りごと援助サービス (福祉部 高齢者福祉課)	おおむね30分程度で対応が可能な日常生活の困りごとを、地域のボランティア（協力員）によって解決します。利用者と協力員双方の関係をコーディネートすることによって、住民同士の支え合いによる地域コミュニティの醸成を図ります。 利用については、区内在住の75歳以上の一人暮らし、または75歳以上の方を含む65歳以上の高齢者のみの世帯を対象としています。 (新宿区社会福祉協議会委託事業)	依頼件数 240件 協力員数 130人	依頼件数 260件 協力員数 140人
【再掲】介護支援ボランティア・ポイント事業 (福祉部 高齢者福祉課)	18歳以上の区民が介護保険施設等でボランティアや高齢者を見守る地域見守り協力員等の活動を行った場合に換金又は寄付できるポイントを付与する事業を実施し、高齢者のいきがいづくり及び高齢者を支えるためのしくみづくりを推進します。 (新宿区社会福祉協議会委託事業)	登録ボランティア活動率 53% (実活動数／登録者数)	登録ボランティア活動率 60% (実活動数／登録者数)
高齢者見守り登録事業 (福祉部 高齢者福祉課)	高齢者に身近な民間事業者が、高齢者見守り登録事業者として通常業務の範囲内で気づいた高齢者に関する異変を、高齢者総合相談センターへ連絡する等、地域における支え合いの輪を広げていきます。	登録事業者数 350事業者	登録事業者数 440事業者

○関係団体による事業

事業名 (関係団体名)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
暮らしのサポート事業 (新宿区社会福祉協議会)	<p>日常生活に困りごとがあり、援助を必要としている人に、地域のボランティア（個人・グループ）を紹介しています。また、援助を必要としている人と活動者の双方の状況や意向に添うよう、活動の調整、活動の支援までをコーディネートします。</p> <p>地域の中で顔の見える関係づくりをさらに進めていき、住民同士の生活課題を把握して、地域にあった担い手（活動者）を増やしていきます。ボランティアの援助を必要としている方への支援は、高齢者総合相談センターや障害者福祉課、保健センター等関係機関と連携し、行政の支援、専門的な支援とボランティアによる支援の調整をします。</p>	<p>利用者数 290 人</p> <p>協力者数 520 人</p> <p>活動回数 4,200 回</p>	<p>利用者数 310 人</p> <p>協力者数 540 人</p> <p>活動回数 4,400 回</p>
【再掲】ふれあい・ いきいきサロン (新宿区社会福祉協議会)	<p>外出機会の少ない高齢者、障害者、子育て中の方など地域に住む誰もが参加できる居場所づくりの活動です。</p> <p>住民の方同士の情報交換、子育て中の不安解消などを目的に運営されています。サロンの立ち上げや、運営に関する相談など、サロン活動の運営支援を行います。</p>	<p>支援サロン 65 サロン</p> <p>いきいきサロン傷害保険加入者 (登録サロンへの参加者数) 23,220 人</p>	<p>支援サロン 75 サロン</p> <p>いきいきサロン傷害保険加入者 (登録サロンへの参加者数) 30,000 人</p>

指 標

指 標 名	現状 (平成25年度)	目標 (平成29年度)
<p>【調査】 地域のつながり（住民同士の助け合い・支え合いなど）が必要だと回答した高齢者の割合（一般高齢者調査）</p>	57.6%	65%

施策16

災害に強い安全な地域づくりの推進

災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりに向け、建築物等耐震化支援事業、家具転倒防止器具等設置事業、災害用備蓄物資の充実等を進めています。さらに、災害の発災前からの備え、発災時の避難行動、避難所での生活など各段階において、高齢者など特に配慮が必要とする方を把握するための名簿を作成し、区内の消防署及び警察署等との共有化を図っています。

現状

災害に強いまちづくりの推進

- 高齢者や障害者を対象に耐震シェルター・耐震ベッドの設置に要する費用の一部を補助しています。
- 災害時の家具転倒による被災を防ぐため、平成19年度から災害時要援護者名簿（申請方式名簿）の新規登録者に家具転倒防止器具等の配付及び取付を無料で行う案内を送付し、事業周知を図っています。設置件数は平成25年度末までで1,768件となっています。

災害時要援護者名簿の活用

- 区では、災害時要援護者名簿（申請方式名簿）を作成し、発災時の避難等に支援を必要とする人を事前に把握し、主に地域で安否確認を行うために区内警察署、消防署、民生委員・児童委員、防災区民組織等に配布しています。名簿登録の勧奨にあたっては、民生委員・児童委員及びケアマネジャーとの協力等を要請しています。
- 災害時要援護者名簿（申請方式名簿）の登録者数については、平成23年12月1日時点は2,038人で、毎年200人増を目標としてきましたが、平成24年12月1日時点では、2,309名、平成26年12月1日時点では、2,848人と3年間で810人の増加となっています。名簿の登録対象者は、①75歳以上の世帯の方(75歳以上の一人暮らしの方(日中一人で居る方を含む。)又は世帯員全員が75歳以上の世帯の方)、②要介護3以上の方、③認知症の症状のある方、④障害のある方、⑤難病等により特別な医療ケアを受けている方、⑥その他、災害時の避難等に支援を必要とする方です。

二次避難所（福祉避難所）の運営体制

■避難所は、震度5弱以上の地震発生により、各避難所運営管理協議会が立ち上げ、家屋倒壊などで自宅にいられなくなった方たちが避難生活をします。さらに、高齢者や障害者等で自宅や避難所での生活が困難な方のための施設として、二次避難所（福祉避難所）が予め指定されています。

虚弱又は体調不良の高齢者向けに、地域交流館、シニア活動館、ことぶき館を指定し、実際に開設できる施設から順番に開設していきます。このほか、障害者用や乳幼児・妊婦用の施設も指定しています。

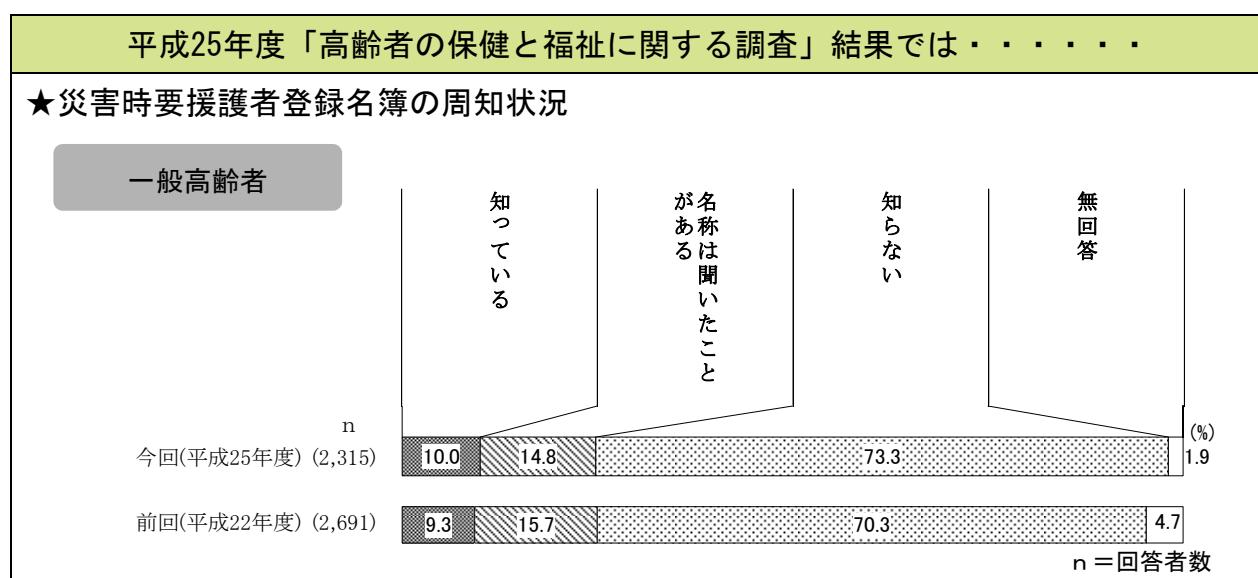
各施設においては、平成21年度から食料、水、毛布、ポータブルトイレ、発電機など必要な備蓄物資の配備を順次進めています。

二次避難所への避難者の受入れについては、区（新宿区災害対策本部）の指示により災対福祉部福祉調整班が調整し、開設及び運営は、災対福祉部高齢者等対策班が行います。指定管理者制度の導入施設については、区との協定に基づき、指定管理者が協力して行います。

また、災害に備え、通常時には各施設ごとに災害対応マニュアルの作成のほか、避難訓練等を実施しています。

在宅人工呼吸器使用者への支援

■在宅で人工呼吸器を使用している方は、停電が生命の危機に直結するため、個々の状態に応じた発災前からの備えや避難行動などをまとめた「災害時個別支援計画」の作成支援を行っています。また、緊急時における人工呼吸器の電源確保のため、保健所及び保健センター4か所の合計5か所に専用の自家発電機等を整備しています。



★緊急時の避難状況

認定者

できる

ばてで
でき
きれな
る人へ
が支
い援
れし

無回答



n =回答者数

「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果によれば、一般高齢者の場合、災害時要援護者登録名簿の認知度は1割で、知らない層が多数を占めます。また、緊急時の避難状況は、要支援・要介護認定者の場合、できるは2割強にとどまります。

名簿登録の理解促進、情報管理、避難体制の充実といった必要性がうかがえます。

課題

災害に強いまちづくりの推進

■ 平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、亡くなられた方の約88%が建物の倒壊によって亡くなられたといわれています。また、平成24年4月に東京都が公表した東京湾北部地震では、新宿区内の建物の倒壊件数が3,683棟と想定されています。震災時の被害を減らすためには、建物の耐震化と家具転倒防止器具の設置を更に進めていく必要があります。

災害時要援護者対策の推進

■ 「高齢者の保健と福祉に関する調査」の一般高齢者調査の結果では、災害時要援護者名簿について「知っている」と回答した人の割合が10.0%、「知らない」と回答した人の割合が73.3%であったことから、制度が十分に周知されていないことがうかがえます。

■ 在宅で人工呼吸器を使用している方を地域で支えるためには、災害の発災前からの備えとともに、本人や介護者が発災時に孤立しないための支援体制を構築する必要があります。

二次避難所（福祉避難所）のさらなる体制整備

- これまで二次避難所（福祉避難所）は、地域交流館等の区施設のみを指定し、民間事業所（施設）については、対象としていませんでした。今後さらに増加が見込まれる高齢者等の要配慮者や二次避難所の利用定員を踏まえ、区と民間事業者が協定を締結し、二次避難所として施設を利用できるようにすることが求められています。
- さらに、二次避難所の開設のための事前準備として、備蓄物資の基準、従事職員の確保と指示系統の確認、施設の鍵の保管など、平常時の避難所訓練と合わせて検討及び調整していく必要があります。
- また、避難所運営管理協議会や町会等から避難所に関する課題として、二次避難所との連携の見直しの意見も寄せられています。

取組の方向性

災害に強いまちづくりの推進

- 災害時に、建物の倒壊や家具類の転倒による被害者を出さないために、建物の耐震化と家具転倒防止器具の設置件数を増やす必要があります。そのためには、様々な機会をとらえて建物の耐震化と家具転倒防止器具の重要性を説明し、建物の耐震化や家具転倒防止器具の設置につなげていく必要があります。

災害時要援護者対策の推進

- 災害時要援護者名簿（申請方式名簿）は、災害が発生した際に名簿登録者から優先的に救出するというものではありません。名簿登録者にも日頃から“自分の身は自分で守る”という意識のもと、備蓄や避難準備など必要な取組を行っていただくことが必要です。この制度主旨を踏まえ、災害時要援護者名簿の登録対象者に対する更なる周知とともに、名簿情報を共有する関係機関等との連携強化を図ります。
- 平成25年6月に災害対策基本法が改正されたことにより、地域防災計画に基づいた区市町村の避難行動要支援者名簿の作成などが義務化されました。区では、災害時要援護者名簿（対象者名簿）を、災害対策基本法第49条の10に規定する「避難行動要支援者名簿（対象者：①要介護3以上の方、②身体障害者手帳2級以上の方、③愛の手帳2度以上の方）」として位置づけ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、名簿登録者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等に必要な限度で、支援者に名簿情報を提供する方向で取組を進めています。
- さらに、安否確認及び避難誘導等については、発災直後の近隣による声かけ、一時集合場所など一時的に退避した場所を拠点とする安否確認や避難誘導、避難所を拠点として防災区民組織（町会・自治会）、民生委員・児童委員及び避難所運営管理協議会を

中心に避難者の協力を得て安否確認及び避難誘導を行うなど、複数のルートを通じて対応します。今後も地域防災計画における取組との調整を図りながら、高齢者が安全に暮らせる災害に強い地域づくりを推進します。

- 医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所などの関係機関と連携しながら在宅人工呼吸器使用者の把握を行い、「災害時個別支援計画」の作成支援を継続するとともに、定期的な計画の見直しを行います。また、発災時に備えた様々な訓練や関係機関との連絡会を実施するなど、地域における支援体制を充実します。

二次避難所（福祉避難所）の新たな展開

- 区内民間事業者による特別養護老人ホームや老人保健施設等に対して、収用可能人員を把握した上で、スペースの確保、受入れ体制づくり、備蓄などの課題を解決しながら、二次避難所（福祉避難所）としての指定に向け、協議を進めていきます。
- また、備品配備、避難訓練、災害時の指揮命令など民間事業者との役割分担を明確化し、今後の二次避難所（福祉避難所）のあり方とともに新宿区災害時要援護者支援プランを改訂していきます。
- さらに、民間事業所（施設）への拡大に当たっては、国や都の助成制度を活用して区が主体的に必要な備蓄物資を配備し、災害時に活動できる人材確保に向け、介護資格を有するボランティアの登録勧奨も進めています。

施策を支える事業

○主な事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
災害時要援護者対策の 推進 (区長室 危機管理課)	<p>(災害時要援護者支援プラン) 災害時要援護者の支援体制整備計画を策定し、福祉避難所の整備を推進します。災害発生時には要援護者の避難に対し、区及び関係機関がこれを支援、援助する体制を整備し、もって要援護者の生命及び身体を災害から保護します。</p> <p>(家具転倒防止器具の設置) 地震により被害を受ける要因では、家具類の転倒・落下によるものが大きな割合を占めています。災害時要援護者名簿の新規登録者のうち希望者全員に、家具転倒防止器具を3点まで無料で設置し、安全確保を図っています。</p>	—	—
災害時要援護者名簿の 活用 (福祉部 地域福祉課・区 長室 危機管理課)	災害発生時に自分の身を守ることが困難な方々をあらかじめ「災害時要援護者名簿」に登録しておくことにより、事前に警察・消防・防災区民組織等が状況を把握しておくことができ、災害時に安否確認や避難誘導その他の適切な救援が行われるようにします。	—	—
【再掲】在宅人工呼吸器 使用者災害時支援事業 (健康部 健康推進課)	在宅人工呼吸器使用者とその介護者が、発災前からの備えを十分に行うことで、安全で安心な在宅療養生活を送ることが出来るよう、訪問看護ステーションと連携して、「災害時個別支援計画」の作成を支援します。また、在宅人工呼吸器使用者の緊急時の電源確保のため、保健予防課と保健センターに発電機を設置しています。	個別支援計画 作成対象者 26名 発電機の設置 5か所	在宅人工呼吸器使用者全数に対する、個別支援計画の作成

指標

指標名	現状 (平成25年度)	目標 (平成29年度)
災害時要援護者名簿の新規登録者数	389人	300人
家具類の転倒防止等対策実施率	約40%	60%